

平成25年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月6日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 諸般の報告について	4
報告第1号 町長専決処分の報告について	5
報告第2号 町長専決処分の報告について	5
報告第3号 町長専決処分の報告について	5
議案第1号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））	5
議案第2号 良寛記念館運営基金条例制定について	7
議案第3号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について	9
議案第4号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	17
議案第5号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	19
議案第6号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	20
議案第7号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	21
議案第8号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について	22
議案第9号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につ	

	いて	2 3
議案第 1 0 号	平成 2 4 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 5
議案第 1 1 号	平成 2 4 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）について	2 7
議案第 1 2 号	出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について	2 8
議案第 1 3 号	出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	3 0
議案第 1 4 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 2
議案第 1 5 号	出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 4
議案第 1 6 号	出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	3 4
議案第 1 7 号	出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	3 5
議案第 1 8 号	出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	3 6
議案第 1 9 号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	3 8
議案第 2 0 号	出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について	3 8
議案第 2 1 号	出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について	3 8
議案第 2 2 号	出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 1
議案第 2 3 号	長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について	4 1
議案第 2 4 号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	4 2
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について	4 3
議案第 2 6 号	平成 2 5 年度出雲崎町一般会計予算について	4 4
議案第 2 7 号	平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	4 4
議案第 2 8 号	平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	4 4
議案第 2 9 号	平成 2 5 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	4 4
議案第 3 0 号	平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	4 4
議案第 3 1 号	平成 2 5 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	4 4
議案第 3 2 号	平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	4 4
議案第 3 3 号	平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	4 4
議案第 3 4 号	平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	4 4

予算審査特別委員の選任	7 1
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	7 2
議案第 3 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	7 2
散 会	7 3

第 2 日 3 月 1 1 日（月曜日）

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	7 6
開 議	7 7
一般質問	7 7
中 川 正 弘 議員	7 7
山 崎 信 義 議員	8 4
三 輪 正 議員	9 1
仙 海 直 樹 議員	9 6
田 中 元 議員	9 9
諸 橋 和 史 議員	1 0 5
散 会	1 1 0

第 3 日 3 月 1 5 日（金曜日）

議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 2
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 1 3
開 議	1 1 4
議事日程の報告	1 1 4

議案第 1 2 号	出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について	1 1 4
議案第 1 3 号	出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について	1 1 4
議案第 1 4 号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 4
議案第 1 5 号	出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 4
議案第 1 6 号	出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について	1 1 4
議案第 2 4 号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	1 1 4
議案第 1 7 号	出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	1 1 6
議案第 1 8 号	出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	1 1 6
議案第 1 9 号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	1 1 7
議案第 2 0 号	出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について	1 1 7
議案第 2 1 号	出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について	1 1 7
議案第 2 2 号	出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 1 7
議案第 2 3 号	長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について	1 1 7
議案第 2 5 号	指定管理者の指定について	1 1 7
議案第 2 6 号	平成 2 5 年度出雲崎町一般会計予算について	1 2 0
議案第 2 7 号	平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 2 0
議案第 2 8 号	平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 2 0
議案第 2 9 号	平成 2 5 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	1 2 0
議案第 3 0 号	平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 2 0
議案第 3 1 号	平成 2 5 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 2 0
議案第 3 2 号	平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 2 1
議案第 3 3 号	平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 2 1
議案第 3 4 号	平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 2 1
発議第 1 号	出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	1 2 4
発議第 2 号	出雲崎町議会基本条例制定について	1 2 4
議員派遣の件		1 2 6
委員会の閉会中継続調査の件		1 2 6

閉 会
署 名

1 2 6
1 2 7

平成25年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月 6日	水	本会議第1日目（招集日）
7日	木	休 会
8日	金	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
9日	土	休 会
10日	日	休 会
11日	月	本会議第2日目（一般質問）
12日	火	予算審査特別委員会
13日	水	予算審査特別委員会（予備日）
14日	木	休 会
15日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 6 日)

平成25年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成25年3月6日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 報告第 1号 町長専決処分の報告について
- 第 6 報告第 2号 町長専決処分の報告について
- 第 7 報告第 3号 町長専決処分の報告について
- 第 8 議案第 1号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））
- 第 9 議案第 2号 良寛記念館運営基金条例制定について
- 第10 議案第 3号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第11 議案第 4号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第 5号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 6号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 7号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第 8号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 9号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第10号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第11号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第12号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第20 議案第13号 出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第21 議案第14号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第15号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

て

- 第 2 3 議案第 1 6 号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 7 議案第 2 0 号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第 2 8 議案第 2 1 号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 第 2 9 議案第 2 2 号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 0 議案第 2 3 号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第 3 2 議案第 2 5 号 指定管理者の指定について
- 第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 3 8 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第 3 9 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第 4 1 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第 4 2 議案第 3 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

2番	仙海直樹	3番	田中政孝
4番	諸橋和史	5番	中川正弘
6番	宮下孝幸	7番	三輪正
8番	田中元	9番	山崎信義
10番	中野勝正		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
助役	小林忠敏
教 育 長	佐藤亨
会 計 管 理 者	内藤百合子
総 務 課 長	山田正志
町 民 課 長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建 設 課 長	玉沖馨
教 育 課 長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	田中宥暢
書 記	竹内千春

◎開会及び開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから平成25年第1回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（中野勝正） 議会運営委員長から、2月27日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中野勝正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、仙海直樹議員及び3番、田中政孝議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（中野勝正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

○議長（中野勝正） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（中野勝正） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会第64回定期総会について報告します。去る2月19日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

報告第2号 町長専決処分の報告について

報告第3号 町長専決処分の報告について

○議長（中野勝正） 日程第5、報告第1号、日程第6、報告第2号、日程第7、報告第3号 町長専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について、町長において専決処分したので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第1号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））

○議長（中野勝正） 日程第8、議案第1号 町長専決処分について（平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第1号、町長の専決処分についてご説明を申します。

このたび平成24年度一般会計補正予算（第6号）を平成25年1月21日に専決処分をしましたものであります。

専決補正予算の内容といたしましては、この冬場に入りまして、原油価格等の上昇により大きな影響を受ける在宅の要援護世帯に対しまして、1世帯当たり5,000円の灯油購入費を助成する平成24年度灯油等購入費助成事業を設けたものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に灯油購入費等助成の関係経費を計上し、その補正財源といたしましては、普通分地方交付税を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額215万円を追加し、専決後の予算総額を33億6,183万3,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足をさせていただきます。

この事業は、平成19年、平成20年の冬も要援護者世帯に対しまして、同様の内容で助成を行っております。今回で3回目でございます。当初予算上の予定、世帯数として410世帯を予算化しておりますが、施設等の入所者を除きました366世帯が実対象世帯となっております。このうち2月末現在で8割の方から申請をいただいております。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今366世帯ということで8割という、残りの2割に対してはどういうような喚起をされるのか、本人が申請しなければそのままにしておくのか、その辺はどういうふうに対応されますか。

○議長（中野勝正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 既にこちらのほうで該当すると思われる方につきましては、はがきでご案内しております。あわせて、なかなかひとり世帯等で支援が必要と思われる方につきましては、民生委員さんも通じてこういった制度のご案内をしているところであります。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第２号 良寛記念館運営基金条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第９、議案第２号 良寛記念館運営基金条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第２号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの基金創設につきましては、財団法人良寛記念館の財産の確定・清算が平成25年２月28日をもって全て終了し、同日財団から町に対して1,168万3,000円の残余財産の寄附をいただいたことから、この寄附金を原資としまして、今後の記念館事業の充実と円滑な事業運営に資するために、良寛記念館運営基金の条例制定をお願いするものでございます。

基金の積み立て額につきましては、寄附金額に一般財源をつけ足しまして1,200万円とするものがあります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（佐藤信男） ただいまの町長の説明のとおりでございますけれども、若干の補足をさせていただきます。

この条例案につきましては、他の基金と同様に、地方自治法第241条の定めるところにより、第１条から第７条まで、それに準拠して制定してございますので、あらかじめご理解のほどお願いを申し上げます。

それから、想定し得る基金の使途でございますけれども、基金条例第１条によるところでございますが、良寛記念館の入館者数は昭和63年の９万9,004人をピークとして年々減少し、平成23年実績で１万4,187人とピーク時の約86％減となっているものが現状でございます。したがって、いかに入館者数を増やしていくか、大きな課題もあるわけでございます。また、記念館設立の趣旨であり、博物館としての良寛記念館本来の使命であります良寛遺墨品等を後世に伝え、残していくという最も重要な課題が町に移管された大きな理由の一つでもございます。そのためには１点目といたしまして、さらなる魅力ある遺墨品の展示や一層工夫を凝らした企画展の実施などを行っていくことが必要であると考えております。

また、２点目といたしましては、現在572点の遺墨品等が収蔵されておりますが、これらの貴重な遺墨品の保存状況の調査と調査結果に伴う修復作業なども行っていかなければならない重要な点でございます。

したがって、想定し得る基金の使途といたしましては、以上の観点を主な柱として、良寛生

誕の地である記念館としての資質を高め、さらなる記念館としての魅力を向上させながら、入館者数や事業収入の増加につながるよう本基金を有効に活用し、町活性化の一助にしていきたいと思います。

何分よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 条例の制定になりますので、1つだけお聞きします。条例の第3条です。「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と規定されております。これについては、時々新聞、放送等で使用の仕方が間違っって損失を起こしたようなことが多々出ておりますが、これについては大体どのようなことを有価証券として考えておられるのか、またそれについての有利なということについてはどのような考え方で持っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中野勝正） 教育課長。

○教育課長（佐藤信男） ただいまのご質問でございますけれども、これにつきましては会計管理者のほうでどこに積むかと、どのような形でやっていくかというものは出納室のほうになるわけでございますけれども、私も出納室のほうを経験してまいりましたので、今ご指摘のような株あるいは債券、あるいは投資、そういったもので大きな損失をこうむっているという事例が全国でございます。こういった観点からいたしますと、これは第3条の第1項に基づく地元の金融機関等の中で最も有利な形あるいはまた運用しやすい形でそれを積んでいただくということが、これがまた会計管理者の責務であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（中野勝正） 日程第10、議案第3号 平成24年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

平成24年度の当初予算は32億8,400万円でスタートいたしました。途中6回の補正によりまして7,800万円余の予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の減額が主なものであります。また、国の補正予算を受け、急遽予算計上のものもあり、事業執行を見通し、繰越明許費を計上いたしました。

主な歳出の追加分につきましては、2款総務費で宅地造成会計で所有しておりますJA跡地の一般会計での購入費を計上いたしました。また、庁舎裏、車庫脇に2台分のカーポートの購入設置費を、基金関係ではふるさと出雲崎応援基金の積み立てを計上いたしました。

次に、第3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、自立支援法から総合支援法へ移行されるに伴う電算システムの改修費を、また県補助を受けて旧出小を利用されている精神障害者家族会の交流スペースの改修費補助を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費では、国の補正予算により県営中山間六郎女地区の換地業務関係費、県負担金を計上いたしました。

また、町単独補助としまして、乙茂揚水機場のポンプ修繕補助金を計上いたしました。

2項林業費では、国の補正予算によりまして、林道2路線の橋りょう点検業務委託料を計上いたしました。

次に、8款土木費では、2回分の除雪委託料の追加を、また以下、国の補正予算に係る事業がほとんどとなりますが、除雪ドーザ1台の購入、道路新設改良として6路線分を、また橋りょうの修繕4橋分を計上いたしました。

9款消防費では、精算見込みに伴う柏崎市への消防事務委託料の追加計上を、また国の補正により現在整備済みのJアラートを町内エリアにある携帯電話に同時に転送できるシステム整備とし

て、全国瞬時警報システム多様化工事費を計上いたしました。

10款教育費、3項中学校費では、消耗品費で、中学校野球場の防球ネット、支柱の購入費を計上いたしました。

また、4項社会教育費では、良寛記念館からの清算金を受け、それを財源として良寛記念館運営基金積立金を計上いたしました。

次に、歳入では地方交付税の留保分の全額計上、寄附金、事業費の確定・執行見込みに伴う国・県支出金、町債の補正などを計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1億2,553万2,000円を追加し、予算総額を34億8,736万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出248ページからお願いいたします。人件費関係につきましては、各費目、共済費の基礎年金関係の拠出金の率の改定により追加の部分がございます。

それでは、総務費関係お願いをいたします。財産管理費の中のJ A跡地の購入費でございます。これは平成21年に宅地造成会計で取得を当時いたしました。2,354平米ございます。今後の今検討の方向性から一般会計でこのたび取得をさせていただくというようなことでよろしくお願いしたいと思います。

続いて、カーポートについてでございます。これ2台分、裏の車庫脇にちょっと2台分用意したいというふうなもので、実は本町、原子力発電所から30キロ圏内というようなことで、県のほうから原子力広報、また運搬用というふうなことで、ワゴン車を配備というふうなことで話が来ております。ちょっと屋根があるもの、拡声機というか、スピーカーもついておりますので、ということで屋根があるものをというふうなこともちょっと言われておりまして、車庫がちょっと手狭というふうな状況の中でカーポートをというふうなことで。あと、町の消防部隊のほうで消防車1台持っておりますが、どうしても5人乗りでありまして、緊急時に車がない場合、搬送用も含めまして、実は他の部で入れかえて運転、動くことは車としての人員輸送は可能というふうな古いものがございまして、それを1台用意というふうなことで、車検とり直して1台だけ配備というふうなことで考えております。ただ、それも軽積載後ろの部分が屋根がございませんので、一応ちょっとシートをかけるか車庫を入れかえるか、カーポートの中に入れるかというふうなことで、一応2台分をちょっと車庫裏のほうに急遽用意をさせていただくというふうなことで考えております。

続きまして、企画費の地域づくり事業については、これは実績でございます。24年度8件の申請ありましたが、予算額に満たなかったというふうなことで減額でございます。

それと、次のページ、249ページ、ふるさと納税関係は当初100万円だけ予算計上しておりましたが、最終的には770万円になりましたので、670万円を追加計上させていただいて、これまた基金に一旦積んで、25年度の事業に今度繰り出すというような形で、基金を一旦通す形で1年ずれた形で利用させてもらっているという状況でございます。

249ページ、住民生活に光をそそぐ基金費でございます。これは、家庭児童相談員の配置というふうなことで県からの補助を受けて基金を設置して2年間運営してまいりましたが、積み立て額全額に執行が、全額執行とならないというふうなことで見込まれておりますので、返還部分が出てまいりますということで、基金は3月31日で条例に規定されておりますので、自然に廃止となりますが、その分執行残で余った分を返還というような形で今回計上してございます。

続きまして、飛びまして251ページをお願いいたします。障害者福祉費でございます。委託料で障害福祉サービス支給管理システム改修委託料、これ電算関係の委託でございますが、実は障害者自立支援法が総合支援法というふうな形に法律が変わるというふうなことで、様式関係、システム関係の改修が出てきたというふうなことでございます。ということでシステムの改修でございます。

それと、精神障害者家族会交流スペース改修補助ということで、旧出雲崎小学校の一部を精神障害者けやきの会にお貸ししているというか、利用されております。補助金で県のほうの補助10分の10を入れた中で、利用されている部屋の壁関係を改修できるというふうな事業が入りましたので、10分の10の補助で補助金としてやっていただこうというふうなものの計上でございます。

国保関係の繰出金につきましては、これは繰越金関係、給付費の関係、全体の中での繰り出しの減というふうなことでございます。

続きまして、252ページをお願いいたします。児童措置費についてでございます。これは、広域入所関係が追加されておりますが、現在3カ所、3名でしょうか、広域入所があります。その辺の部分の精算の見込みで追加というふうなものでございます。

続いて、4款全体につきましては、事業の精算、また見込みによります減額が主なものでございますので、説明のほうは省かせていただきます。

続いて、256ページ、6款農林水産業費のほうをお願いいたします。委託料の部分、また負担金の部分でございます。これ国の補正予算に伴いまして、事業費ベースで1,000万円前倒しで来ております。負担金につきましては、これ15%町が負担というふうなことで150万円でございます。また、事業費1,000万円の中から換地部分を県から委託を受けて実施するというふうな部分での、負担した中でまた県から委託を受けている換地業務の部分で追加が出てございます。

それと、乙茂の揚水機場ポンプ修繕ということで、これ春の作業に合わせたいというふうなことで今回追加の補正でございます。町単独事業で30%の補助というふうなことで考えております。

農業集落排水事業、これ繰出金減でございます。これ繰越金の調整によりまして減になってございます。

それと、次のページ、257ページ、委託料の林道点検診断業務委託料についてでございます。これも国の補正予算で来たものですが、林道常楽寺線、それと神条線におきまして、橋りょうがそれぞれ各1ございます。この橋りょうの点検についての補助が入ったもので実施するというふうなものでございます。これは、全額繰越事業というふうなことでなっております。

続きまして、飛びまして7款商工費につきましては、これは事業の見込み精算による減額がほとんどでございます。

続きまして、259ページをお願いいたします。道路維持費の関係でございます。除雪委託料の追加というふうなことで、今年につきましては一部出動を含めまして19回出動してございます。3月近くで1回出動というふうなこともありまして、もう2回分だけ補正で用意させてもらおうというふうなことでございます。

あと、道路ストック総点検業務委託料、これにつきましては、これも国の補正予算で来ておるんですが、本町、トンネルがございます。これは、稲川トンネルだと思います。トンネルの点検関係の部分、それと大規模な施設の、また構造物の入っている斜面等の点検というふうなことで国の補助を受けての実施というふうなことで、これも繰り越し事業というふうなことでございます。

それと、備品購入、これ除雪機械の追加、特に除雪ドーザ1台というふうなことで、これは3分の2補助になりますが、これも補正予算を受けての全額繰り越し事業というふうなことでございます。

そのほか道路新設改良費関係は、国の補正の中でのものでございまして、これも65%を上限に補助が入るというふうなことで、実際今度交付金の名前が防災安全交付金というふうな形にちょっと変わってきておりますが、そんな歳入にまたなります。ということで繰り越し事業でというふうなことでございます。

続きまして、260ページをお願いいたします。工事関係で橋りょう維持修繕工事でございます。これも補正予算で入っているものでございますが、まず米田で大月橋、これは伸縮装置の修繕、それと船橋の縄手橋、これ塗装、それと小木の糺屋橋、これも塗装というふうなことで補正予算での計上でございます。

続いて、19節の負担金関係で橋りょう関連システムの開発負担金というのが新しく出ておりますが、こういうふうな形で橋りょうの点検、補修の履歴を一元的に管理するというようなことで、県のほうにあります建設技術センターに負担金というふうな形で納めることとなりますが、これ県内20市町村が関係するような感じでございますが、入っているようでございますが、そこで一元的に橋りょう関係の履歴、点検の履歴を今後管理していくというふうなものでございます。

続きまして、住宅費関係は事業の執行の中での減額でございますが、最後の住宅用地造成費でございます。これは、住宅用地造成事業特別会計繰出金の減というふうなことで、実は宅地造成会計のほうから町のほうで一般会計でJ Aの跡地買い取りますんで、宅地造成会計のほうに売買代金が動くこととなりますが、その中で会計のほうで繰り出すものと、ことしの分で繰り出しているもの

を調整した中での部分というふうなことのやりとりは出てきたものでございます。

続いて、262ページ、消防費でございます。消防事務委託料が追加で来てでございます。

それと、防災対策費で先ほど町長の説明のとおり、Jアラートの町内のエリア、携帯配信ができるというふうな部分、10分の10の事業でございます。全額繰り越し事業になりますが、15節と11節がこの事業に関連して事務雑費がついておりますので、関連した事業というふうなことでございます。

続いて、教育費、263ページをお願いいたします。小学校の学校管理費でございます。学校の眼科医報酬追加ということで、実は昨年インフルエンザによりまして学級閉鎖がございました。学校全体で1回眼科健診が全部が一日でできなかったというふうなことで、追加で行ったというふうなことで、その分の報酬がちょっと不足となったということで追加でございます。

それと、学校管理費の一番下、施設修繕料関係でございます。4月の新入学の児童の中で特別支援学級の方で、ちょっといろんな事情から利害関係含めてカーテンレールを設置しなければいけない特別支援学級の方が、そういうふうな状況の方が出るといふふうなことで、入学前に準備というふうなことで今回計上してございます。

続いて、264ページでございます。備品購入、これも関係いたしますが、机、椅子のちょっと固定するような補助具も必要になるというふうなことで、これも急遽新入学まで間に合わせるというふうな形での計上でございます。

続いて、中学校費でございます。学校管理費の需用費、消耗品の追加でございます。これ出中の野球グラウンドでございます。防球ネット、また支柱になるのでしょうか、単管の消耗品として整備をして、みんなでやりたいというふうな整備をしたいというふうなものでございます。

あと学校関係、当初からちょっと光熱水費がぎりぎりなかったということで、電気料関係で追加をということでございます。

それと、265ページ、最後になりますが、良寛記念館の運営基金積み立てというふうなことで、基金条例に基づきまして若干の一般財源をつけ足しての積み立てというふうなことで、この財源内訳でご覧のとおり財源というふうなことで基金積み立てを考えております。

続きまして、239ページ、歳入をお願いいたします。歳入、町税関係でございます。個人関係、主に退職所得の関係で減になってございます。それと、法人関係は現年課税分ということで、エフエイニイガタの法人税割が伸びているというふうな部分で追加でございます。

10款の地方交付税につきましては、普通分を留保のものを全て今回追加するというふうなことでございます。7,655万7,000円を追加して、決定額が15億900万8,000円というふうなことで全額計上でございます。なお特別交付税につきましては、当初3,000万円計上のままでございます。今後国のほうからの決定があるかと思いますが、その分についてはまた後での対応をさせていただきたいということで現時点ではちょっとわかっておりませんので、計上してございません。

続いて、240ページをお願いいたします。これ農業費分担金の中山間の負担金につきましては、これは先ほどの歳出の補正予算に関係する分、地元5%負担分でございます。

続いて、241ページの下のほうの土木費の国庫補助金関係でございます。これがちょっと名称が変わってきております。先ほど申し上げましたとおり、歳出の道路関係の防災安全交付金というふうな形で変わってきているというものでございます。

消防費国庫補助金につきましては、これはJアラートの多様化事業での交付金、100%分でございます。

続いて、243ページまでをお願いいたします。中ほどの農林水産業費県補助金で林業費補助金、この辺で林道点検診断料補助金、これも補正予算の関係、50%補助で入ってきております。

それと、災害復旧費県補助金、これにつきましては実は平成23年、大釜谷の奥で農業用施設災害が発生いたしました。当時国の予算がつかないというふうなことで、ちょっと年度を超えての古いものですが、歳入だけになります。災害復旧事業補助金というふうなことで予算がついてきます。補助金が入ってきます。

続いて、244ページをお願いいたします。六郎女関係の委託金は、これは県からの委託で、先ほど歳出のものと同じでございます。

245ページ、寄附金についてでございます。良寛記念館寄附金は、財源のとおりでございますし、ふるさと納税も説明のとおりでございます。11人の方からのふるさと納税でございます。あと、社会福祉寄附金につきましては、これは羽黒町の高島億太さんから寄附をいただいた1件を計上してございます。

19款の繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰り入れ減についてでございます。当初、24年度当初予算編成におきまして、財政調整基金2億8,000万円繰り入れております。途中12月に一部戻しまして、今回また全体の調整の中で戻すことができるというふうなことでございます。今繰り入れて残っておりますのが301万円基金としてまだ繰り入れておりますが、これも今後特別交付税関係が出てまいりますと、全額2億8,000万円は戻せる見込みになるのかなというふうな感じで考えております。

続きまして、246ページでございます。住宅用地造成事業特別会計繰入金、これは先ほど申し上げましたが、一般会計で買い取るというふうなことなんです。それが宅造会計になりまして、宅地造成会計のほう、もともと一般会計から繰り出しておりますので、また一般会計に戻していただくというふうなことでぐるっと回って入ってくるというふうな形で計上でございます。

そのほか247ページ、町債関係、これは先ほどの65%、50%、それぞれの補助にまた裏づけされるような形で、補正予算関係の補正予算債という部分についてでございます。

あと、234ページをお願いいたします。これ継続費の変更でございます。実際の契約額には変更はないんですが、単年、単年、一般財源を若干つけ足して予算を持っております。それで、継続費組

んでいるんですが、年度、年度終了した段階で一般財源が不用だった場合、ちょっと減額して落としているというようなことで、契約額自体には変わっておりません。

続いて、235、地方債の補正についてでございます。この中で追加で補正が増えているものが中山間の関係、それと道路橋りょう整備、それと除雪機械、以上が国の補正関係での追加の部分でございます。

あと、236ページは先ほど歳出のほうで国の補正予算関係が全て繰越明許というふうな形になりまして、明許費で第4表予算計上をしております。

最後になります。266ページ、人件費関係の表、さらに268ページは継続費の調書、269ページは地方債の調書というふうなことになってございます。歳出歳入連動しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史）　259ページ、8款土木費の2項2目除雪機械追加ということで、補助金3分の2という説明受けたんですけども、現実的には3,000万円という数字で載っております。何かちょっとロータリーがアタッチメントでつけかえられるというのであれなんですけども、幅員確保のためにかということで。

○議長（中野勝正）　建設課長。

○建設課長（玉沖　馨）　おっしゃるとおり今アタッチメントがつく、通常時はドーザとして稼働しますが、道路脇の滞雪する雪が高くなったり道路幅が狭くなったときには、ロータリーにアタッチメントをかえてロータリーで飛ばすと。あるいは公共施設等の雪が深くなったときに同じように飛ばすというようなことでアタッチメントのつけかえのできるものということです。通常のドーザに比べて大分高い金額を計上させていただいております。この機械につきましては、今1台持っておるんですけども、それが購入してから15年以上経過するという状態で、アタッチメントの部分のメンテでもお金がかかるし、本体のドーザの部分のメンテでもお金がかかるというような状況にきております。今回の補正予算を有効に利用させていただいて、老朽化しているアタッチメントのつくドーザを補強したいということの考え方でございます。

○議長（中野勝正）　ほかに質疑ありませんか。

2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹）　253ページお願いします。4款2目の予防費の任意予防接種、その下の委託料と助成についての減についてなんですけれども、減になっている理由というんですか、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（中野勝正）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎）　この任意予防接種につきましては、このたびは主に子供のヒブワクチ

ン、それと肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けてくれた方が当初想定した数よりも少なかったというものが減額の主な理由になっております。

以上です。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） そうしますと、水ぼうそうとかおたふくというのは、ここの中には含まれていないわけですね。

○議長（中野勝正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 定期接種以外のものにつきましては、町が委託という形じゃなくて、助成費の補助という形になってございますので、予算上は19節のほうにやっております、今回の補正対象にはなっておりません。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） はい、ありがとうございました。このマイナスになっているんですが、これについては町のほうで積極的に受けなさいとかそういったことではなくて、受けられる方について出しますよという形の中で行っているわけで、そういったようにしてせっかく予算を組んでいても受ける人が少ないとかというような、その辺についての周知の仕方という面についてはどのようにお考えになっているのかをお願いします。

○議長（中野勝正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 予防接種の勧奨につきましては、基本的に予防接種法で定める定期接種につきましては勧奨をさせていただいております。任意接種につきましては、効果は認められるということで、一定の助成または町が委託はしているんですが、その受診につきましては医療機関と親御さんとの同意に基づいて、親御さんの判断によりまして同意をとった上の接種となりますので、接種しない方について定期接種に比べれば勧奨は低く、弱いと申しますか、任意性が高いというふうな位置づけになっております。

○議長（中野勝正） ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（午前10時15分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

◎議案第4号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中野勝正） 日程第11、議案第4号 平成24年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳出予算につきましては、今年度の給付見込み額等に基づき2款保険給付費に2,497万円を追加し、7款共同事業拠出金を1,496万6,000円減額いたしました。

一方、歳入予算では、交付決定に基づきまして、9款共同事業交付金に1,485万8,000円を、6款療養給付費等交付金に223万2,000円を追加し、11款繰入金金を458万7,000円、8款県支出金を334万4,000円を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,020万2,000円を追加し、予算総額を6億3,828万2,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、去る2月27日に開催した町国民健康保険運営協議会におきましてご了承をいただいているところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第4号、国保特別会計の補正につきまして補足をさせていただきます。

歳出の209ページ、お願いできますでしょうか。209ページ、1款総務費のほうに14万6,000円の追加補正でございます。これは、70歳から74歳までの被保険者の窓口の1割負担、法律では2割ということになってございますが、それが25年まで凍結されまして、引き続いて1割交付にするというふうな国の施策に基づきまして、それに伴う高齢者受給者証の再交付に係る経費を計上いたしました。その下の2款保険給付費でございますが、これにつきましては療養諸費、高額療養費、それぞれ追加をしております。

次の211ページでございます。7款共同事業拠出金でございます。これは、拠出金の交付決定に基づきまして減額しております。県全体の共同事業の対象となる医療費が当初見込みより下回ったというふうなことで拠出金の額が減額したというふうなことによるものでございます。

歳入予算につきましては、今ほど町長が説明したとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（中野勝正） 日程第12、議案第5号 平成24年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳出予算につきましては、介護サービス給付費等の実績見込額に基づきまして、2款保険給付費を1,457万8,000円減額いたしました。

一方、歳入予算では、3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金を歳入見込額に基づき減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ1,454万8,000円を減額し、予算総額を7億310万6,000円とする補正でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（中野勝正） 日程第13、議案第6号 平成24年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成24年度の実績見込みに基づき、歳入予算にあつては後期高齢者医療保険料等を、歳出予算にあつては広域連合への納付金に係る経費を補正するものであります。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、予算総額を6,114万1,000円とする補正でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（中野勝正） 日程第14、議案第7号 平成24年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の補正予算に伴う水道管更新工事費を追加しました。年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,394万9,000円を追加し、予算総額を3億2,964万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出の233ページをお願いいたします。1款1目の19節県水道協会分の追加につきましては、この会の規則に基づくものでございますけれども、水道事業者が当該年度に予算化する国の補助事業の額に対して負担をするというものになっております。国の補正予算に関連して追加をいたしました。

それから、2款水道管理費は、それぞれ精算見込みによる減額でございます。

次のページ、3款1目配管布設整備費の15節は、同じく国の補正予算によるものでございまして、国道352号線の米田地内の老朽管500メートルの更新工事を予定しております。その他の項目は、精算見込みによる減となっております。

戻りまして歳入関係では、管更新工事に係ります財源といたしまして7款の町債、8款の国庫支出金を追加いたしております。

また、第3表繰越明許費、229ページになりますけれども、今ほどの米田地内の配水管工事、それから12月補正で予算を計上いたしておりました小木浄水場の整備工事を繰り越しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今繰越明許の説明がありましたが、12月補正でやっておって、年度末はできな

いというのは何か諸事情が、説明していただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 12月の補正につきましても国の予備費を使った経済対策ということで、この小木浄水場の関係で1億円規模の補正をさせていただいております。それで、国の予備費による補正ということで急遽事業要望をしてついたお金ですので、実際の対応としましては、まず設計にかかっております。そういったことで小木浄水場の整備に係る設計を今3月末ぐらいまでに何とか取りまとめ、この設計に係る部分については完成させたいと。したがって、残ります、本題であります本體工事、これにつきましてはそういった事情でこれから発注をさせていただくという事情がございます。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中野勝正） 日程第15、議案第8号 平成24年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額20万円を減額、予算総額を2,000万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中野勝正） 日程第16、議案第9号 平成24年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では1款の施設維持修繕工事費を減額し、また歳入では前年度決算による6款の繰越金を追加するなど、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額100万円を減額し、予算総額を1億5,800万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳入、246ページをお願いいたします。1款の分担金でございますが、出雲崎地区で1件の新たな申し込みがありました。また、この分担金10万円と公共ますの取り出し工事に係りました工事の実費分合わせました34万円を収入として計上いたしまして、予算上残った部分につきまして減額をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（中野勝正） 日程第17、議案第10号 平成24年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では1款の消費税を減額し、また歳入では3款の国庫支出金を追加するなど、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額380万円を減額し、予算総額を2億2,020万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳入の256ページをご覧ください。3款の国庫支出金につきましては、今年度久田浄化センターの電気設備更新に係る工事を行っておりますが、これに対する国の交付金を計上しております。この配分が増額されたものを追加いたしました。また、国費の増加によりまして、258ページの起債につきましては減額をいたしております。

また歳出、1款、下のページでございますが、1款の総務費、27節の消費税は、今年度520万円を納入する見込みとなりましたので、残りの部分を減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 前にも質問したことございますけども、今下水道のつなぎ込みといいますか、その後どんなふうになっているかというふうなのをお聞きしましたが、今現在の1年間のつなぎ込みですか、この率といいますか、件数とかその辺もしありましたらお願いしたいなと思います。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 済みませんが、今手元にことし1年間で何件つながったというような、済みません、データはちょっと手元に用意してございません。済みません。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正）　じゃ、それ最終日の全員協議会です、その辺で何かぜひか、また委員会のほうでもぜひお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（中野勝正）　ほかに質疑ありませんか。

5番、中川議員。

○5番（中川正弘）　256ページの下水道使用料ですけども、滞納繰越分追加9万9,000円、それから下のほうで第6款諸収入、過料追加4万9,000円、何件分、どれぐらいの割合だったでしょうか。

○議長（中野勝正）　建設課長。

○建設課長（玉沖 馨）　済みません、遅くなりました。今調書をちょっと数えたんですが、10世帯分で今回9万9,000円ですので、10世帯分で10万円ほどになっております。

○議長（中野勝正）　5番、中川議員。

○5番（中川正弘）　そうすると、収納率どれぐらいになりますか。

○議長（中野勝正）　建設課長。

○建設課長（玉沖 馨）　滞納繰り越しに係る部分でございますが、23年度決算の段階で31万9,000円ほどの滞納がございましたので、そのうちの10万円が入ったということです、3分の1ぐらいの収入割合となっております。

○議長（中野勝正）　5番、中川議員。

○5番（中川正弘）　正直者がばかを見ないように、ぜひしっかりと収納のほうよろしく願いいたします。

○議長（中野勝正）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中野勝正） 日程第18、議案第11号 平成24年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、本特別会計が平成21年度にJ A越後さんとうから購入いたしました大門地内の土地を一般会計に売却する関係から、歳入に土地売却収入を追加したほか、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額1,746万8,000円を追加し、予算総額を2,402万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 266ページの財産収入の2,110万3,000円がこれが今の金額になるんですか、購入費の。この購入費は、何ですか。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） ここの部分の土地売却収入の部分でございますけれども、この予算の中にはことし尼瀬の津又邸の裏のところの土地を分譲という形で売買した、その予算も含まれておりますので、J A跡地分ということにつきましては2,128万518円という数字になりますし、津又さんの裏のところを売却したお金が198万2,744円という金額になりまして、ですので4款の表の中の計の補正後の合計のこのお金がそういったJ Aと津又さんの裏の土地の売却代金の合計というふうに見ていただきたいと思います。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（午前10時43分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◎議案第12号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中野勝正） 日程第19、議案第12号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

本計画につきましては、改正過疎法により現在22年度から27年度までの6年間の過疎計画となっております。

このたびは平成24年度の国の補正予算、平成25年度予算におきまして、ハード、ソフト事業分として過疎債事業とするために、計画書の本文、事業計画に追加変更をお願いするものであります。

産業の振興では、観光用公衆トイレ整備として、天領の里の屋外公衆トイレの整備を追加するので、関連する本文もあわせて追加記載となります。

また、ソフト事業では、出雲崎美食めぐり実行委員会負担金、出雲崎産品取り扱い店舗認定サポ

ート事業の新規追加をするものであります。

交通通信体制での整備では、除雪ドーザ購入で1台を2台に変更、生活環境の整備では簡易水道の老朽管更新において、新たに大釜谷地区、藤巻地区を追加し、農業集落排水施設では施設機能強化事業を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

ただいま町長の説明のとおりでございますが、今議会をお願いしております各会計の補正予算、さらには25年度予算に関係するものでございます。財源確保の観点から過疎債の対象事業にするため、計画書に計画変更を追加するというものでございます。特に新規事業といたしましては、天領の里公衆トイレの整備、2月の全協で一部概要をご説明いたしました、事業費が大きいというふうな部分、この辺の部分で国の基金になりますが、国のほうの補助を受けながら25年度で実施し、補助残を過疎債で対応していくような形のものでございます。

また、ソフト事業につきましては、今ほどの説明のとおり2つのソフト事業を追加というふうなことで、議案のほうに内容的にはソフト事業は付記してございますが、そのような形のものも追加でございます。

あと、集落排水施設の関係は、これ機能強化というふうなことでございます。出雲崎地区の処理場の計器類、設備類の更新を行うというふうなことで施設の延命化を図るものでございます。

また、議会に議決いただく、上程する前に県の事前協議が必要となります。一応県のほうで2月27日に県との協議は完了してございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今もらった定例議会の資料の中の33ページあたりにこのことが書いてあると思うんです。赤字になるところが追加というふうにして解釈するんですが、この辺の経緯について説明いただけますか。

○議長（中野勝正） 総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、今回の資料といたしまして、33ページから赤字の部分が追加の部分でございます。本文のほうに載せている部分が議決事項というふうなことになりますが、これは資料として今回追加で用意させていただきました。観光施設の再整備、これにつきましては天領の里のトイレの部分での付記が必要というふうなことでご指導を得た中での追加でございます。34ページは、その部分で抜粋でございます。35ページにつきましては、美食めぐりと出雲崎特産品

取り扱い店舗認定サポート事業、これは本文の議決の議案書の裏についている内容でございます。
37ページ、除雪ドーザ関係のこれも変更で、1台のものを2台に変更するという。38ページ、これにつきまして老朽管更新で、大釜谷、藤巻地区を追加するという。それと、農業集落排水施設で機能強化事業ということで、集落排水施設処理場の延命化を図る事業の追加というふうなことで、いずれも過疎債を充当した事業というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第13号 出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第20、議案第13号 出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

国におきましては、昨年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、本年5月11日までに施行されることとなっております。

この新法におきましては、新型インフルエンザ等の発生時に国、県が対策本部を設置し、その後の緊急事態宣言以降に市町村は新型インフルエンザ等対策本部を設置し、連携して対策を実施することとされております。

また、法第26条に都道府県、法第37条に市町村への準用で、条例により新型インフルエンザ等対策本部の設置が規定されております。

そのため、これに基づきまして本条例を制定するものでありまして、本部の組織、運営について規定したものであります。

また、現在の出雲崎町災害対策本部設置条例と同様の組織となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいま町長の説明のとおりでございます。議会資料というようなことで……47ページに体系図をちょっと面に入れてございますが、簡単なものでございます。実は、過去におきまして平成21年の春先から外国から入ったものと思われ国内に蔓延しました新型インフ

ルエンザ、記憶に新しいかと思います。本町におきましてもコールセンターの設置、また会議の自粛、マスクの備蓄、感染防止の広報などいろいろ対応をとってまいりましたものでございます。当時は、公共条例というのはございませんでした。今の災害対策本部条例に基づきまして、任意の本部というふうな形で対応をしてまいりました。今後は、本条例により対応となるというふうなことでございます。それで、特に最近の考え方でございますが、新型インフルエンザ、また口蹄疫、鳥インフルエンザ、その辺の部分が危機管理の面というふうな部分から防災担当部局で広域に全体的に全国的に、また全県的に全町的に広がるような観点の想定される場合は、危機管理の面とそれに直接担当するまたそれぞれの部局がチームを組んで対応に当たるというふうな形に現在来ております。したがって、新型インフルエンザの設置条例につきましても、これは総務防災担当のほうで今回上げさせてもらったものでございますが、実際動き出しますと、それぞれの関係する課と連携しながらというふうなことになっているというふうなものでございます。法的にそれぞれ国が、また県が、町村がというふうな形で法を整備して、今後の新型インフルエンザの対応を当たっていくというふうなものの条例制定でございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史）　新型インフルエンザという、対策本部ということで条例になるわけなんですけれども、今お聞きしますと、口蹄疫からBSE、いろいろなものが含まれてきます。所管業務が非常に大きくなると思います。そこらで結局農水関係、また福祉の関係、いろいろな部門、保健福祉課も担当すると思うんですけども、そこらの連携を町の行政はしっかりとまた締めて一つの方向を出すようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中野勝正）　総務課長。

○総務課長（山田正志）　済みません、私先ほど口蹄疫、また鳥インフルエンザのことも申し上げましたが、現段階では本部というふうな形にはこれ入っておりません。今回は、新型インフルエンザだけの本部条例の設置でございます。ただし、今後今防災の観点というふうな部分で、防災担当部局がそれぞれの別なやはり新たな蔓延の可能性がある、そういうふうな症状のものが広がる場合、防災部局とそれぞれの担当部局で連携して対応に当たっていくというのが現在のスタンスというふうなことで、県のほうもやはり危機管理担当部局と新型ですと福祉部局、さらに口蹄疫関係とか鳥インフルエンザ関係になると、防災部局と農林水産部局がそれぞれ所管して、蔓延のおそれがありますと危機管理部局が常にかかわって対応に当たっているというような状況になっているというふうな部分でございまして、新型インフルエンザにつきましてもこれは福祉保健部局と危機管理部局が当たるというふうな形でございます。

○議長（中野勝正）　4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史）　そうしますと、この条例については新型インフルエンザのみの考え方ですね。
わかりました。ありがとうございました。

○議長（中野勝正）　ほかに質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中　元）　今の総務課長の説明ですと、今後そういうことがあり得ると、やはり今言う口蹄疫だとか鳥インフルエンザだとか、あるいは今度はこれからの原発のいろいろな問題とか、こういうのがそういうところへ絡まってくると、また新たに町がそういう条例をつくらなきゃならないという状況になってくるといふふうに考えてもよろしいんですか。

○議長（中野勝正）　総務課長。

○総務課長（山田正志）　今回の形としては、国が新たな法律を施行して、それに基づいて町村で条例設置というふうな流れになっております。したがって、口蹄疫なりそのほかのものについて国がどういうふうな対応を示すかによって、町としても対応は出てくればやっぱり対応しなきゃいけないというような、今現在ではございません。

○議長（中野勝正）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　これで質疑を終わります。

議案第13号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第14号　出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第21、議案第14号　出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸）　ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの給与条例の改正につきましては、関連する2条例をまとめて改正するものであります。

まず、第1条では、職員給与の本条例の別表第2表、級別職務分類表を改正するものであります。

1級、2級から職名の社会福祉士を削除するものであります。これは、22年度の採用とともに追加したものでありますが、免許職の保健師とは異なり、社会福祉士は国家資格であります。近年採用職員におきましても既に資格を持ち、一般行政職での採用者もおりますので、専門性はあるものの、免許職との区分のため、このたび職名から削除するものであります。

また、3級におきましては、主査を削除し、新たに副参事を、4級に課長補佐を新たに、またその上位に参事を配置するものであります。

本町の場合、この職名につきましては、長い間見直しておりませんでしたが、このたび新潟県の職名に近い形で整理をさせてもらうものであります。

また、平成18年に給与構造改革が国、地方で行われ、給料表の見直しを行いました。そのときの給与減額となった差額調整分を実質手当として支給し、現給保障をしておりましたが、24年度の人事院勧告に基づきまして、国、県と同様に平成26年3月で廃止するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

社会福祉士の職名の廃止につきましては、今ほど町長の説明のとおりでございます。免許職での免許所持というふうなことで法律上定められたことができるというふうなことで、看護師、保健師というふうな免許職でございますが、その辺の部分との整理というふうなことで、現在は一般行政職でも社会福祉士の業務はできるというふうな部分もございます。また、採用した職員の中で既に社会福祉士の資格を持って採用の者も一般行政職であります。その辺のことから社会福祉士という特殊な業務というより、一般行政職のほうで置きかえるような形で考えていきたいと思っております。ただ、採用時点での採用条件というのは変わるものではございませんので、それは変わりはありません。

それと、今回の職務分類表の改正で、特に3級以下の職名につきましては町長の説明のとおり県の職名に近い形で整理させてもらうというふうなことでございます。また、4級の新設の課長補佐につきましては、今の参事職の方がそのままスライドをほとんどするような形で今考えられるのかなというふうに思います。上位職に今度は参事を置くというふうなものでございます。あと、管理職と課長職相当は、5級、6級というふうなことに現在はなっておりますし、今後も今の職務分類表ではそうとなっております。職名は変わりますが、実質的な給料表の改正はございません。呼び名だけの改正になるかと思っております。

あと、現給保障についてのものがございます。町長の説明のとおり18年の給与構造改革、これ当時本町の場合8級制の給料表をとってございましたが、それ6級制に縮めております。そのときまた全体的に給料が下がりました。その部分を保障するというふうなことで、定期昇給でそこまで上がるまで一応手当でそれを保障するという部分のものでございます。本町では1名残っておりますが、大方は既に定期昇給で保障額まで給与が上がってきている状況でございます。ということで来年3月でこの制度、保障する部分はもう廃止というふうな部分で、これは国の人事院勧告に基づくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第22、議案第15号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、県が定める市町村関係の例規・通知で、市町村職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、新たに防疫等作業手当に口蹄疫、病原性鳥インフルエンザの蔓延防止に係る作業が追加され、またその手当の額が定められたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、近年特に警戒されております口蹄疫、病原性鳥インフルエンザの拡大防止ということで、ひいては全国的な拡大を防ぐために大変な重要なことでございます。特殊業務への防疫作業手当というふうなことで今回追加されたものでございます。既に国のほうは、人事院のほうでの勧告、また県のほうも県条例での改正を行っております。それに合わせて町村での当時準則と言っておりました町村の例規・通知も県のほうで改正になっておりますので、今回新たにこの2つの部分を追加するというふうなものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第16号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第23、議案第16号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを

議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、条例を一部改正するものであります。

改正の内容といたしましては、個人町民税の均等割を平成26年度から35年度までの10年間、500円引き上げるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、補足をさせていただきます。

資料の48ページをご覧ください。今回の改正の根拠となる法律は、町長の説明のとおりこの四角で囲ってある法律によるものであります。また、1番の趣旨につきましても、ここに記載のとおりでございます。

2番の税制上の措置の内容ですけれども、県民税、町民税とも均等割を平成26年度から10年間、それぞれ500円ずつ引き上げるというものでございます。

3番の施行期日につきましては、この法律自体は平成23年の12月20日に公布され、既に施行されておりますけれども、新潟県のほうで昨年12月議会で条例を改正したということから、今回町でも改正を提案するものでございます。

以上が改正の内容でございまして、改正条文につきましては議案のとおり附則を1項追加するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例制定について

議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

**及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制
定について**

○議長（中野勝正） 日程第24、議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について、日程第25、議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号、議案第18号につきまして、関連がございますので、一括ご説明を申し上げます。

いわゆる第1次地域主権一括法の施行によりまして、これまで国の省令で一律に定められておりました介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきまして、地方公共団体が条例で定めることとなったものであります。

これに伴いまして、このたびの出雲崎町における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を条例で定めるものであります。

指定地域密着型サービスにつきましては、小規模多機能型共同生活介護を含む8種類の介護サービスの基本方針等について定めております。

また、指定地域密着型介護予防サービスにつきましては、介護予防認知症対応型、通所介護を含む3種類の介護予防サービスの基本方針等について定めております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 議案第17号及び議案第18号について、補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第17号及び議案第18号につきまして、補足して説明させていただきます。

このたびの条例の対象となります地域密着型サービスでございますが、これは可能な限り住みなれた自宅または地域で生活が継続できるようにするためのサービスでございます。原則として指定をした市町村の住民のみが利用できるものです。市町村が事業者を指定し、指揮監督の権限を持ちまして、国の基準の範囲内で独自の指定基準等が設定できるというものです。このたび制定しました2件の条例の内容の概要につきまして若干説明させていただきます。

資料の49ページをお願いいたします。資料49ページのほうにこのたび制定をさせていただきたい

条例の概要を記載してございます。

1 番の趣旨につきましては、今ほど町長が説明したとおりでございます。

2 番の制定する条例でございますが、2 本の条例となります。

(1) の条例につきましては、これ介護サービスに係るものでございまして、要介護 1 から 5 の方が受けるサービスとなります。

(2) 番のほうは介護予防サービスになりまして、これは要支援 1、2 の方が受けるサービスとなります。

条例化する内容でございますが、1 つ目が事業者の指定基準というもので、この国の基準は介護保険法の施行規則にございますが、いわゆる指定を受ける事業者は法人であることというふうなことを条例化してございます。

それと、その下の事業者の人員、設備及び運営基準ですが、これは介護サービスに係る基準で、国が平成 18 年に定めた基準がございまして、これを基準として市町村が条例で定めなさいというふうなことでございます。右側の 8 つのサービスにつきまして、その基本方針等につきましてこの条例で明文化してございます。この中で上から 4 番目の小規模多機能型居宅介護、これは上中条にあるてつぞうの家が該当しますし、その下の認知症対応型共同生活介護、これは船橋にありますかめさんの家、これが対応するサービスでございます。現在出雲崎町では、この 2 つのサービスの提供がされて、いずれも指定をしているところでございます。

次のページお願いいたします。こちらのほうは、介護予防サービスに係る基準でございまして、要支援者、程度軽い方のサービスでございます。こちらの 3 つの介護予防サービスについて基準等を条例化いたしました。この中の上から 2 番目の介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、これは同様にてつぞうの家、その下の介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、これはかめさんの家がいずれも現在指定を受けているものでございます。

次の 3 番の町が独自に定めた基準ということでございますが、地域の実情に合った形で基準を定めることができるというふうな国の法律に基づきまして、主にこの 2 点につきましては町は県条例のほうを採用して条例化をいたしました。

1 つは、(1) 番のサービス提供記録等の保存年限でございますが、これは 2 つの条例とも国の基準では 2 年ということでございますが、町は県に準じまして 5 年間の保存期限とした条例としてございます。

(2) 番のほうの地域密着型の老人福祉施設入所者生活介護でございますが、これは介護サービスのほうの地域密着型サービスの状態になります。いわゆるミニ特養でございます。29 人以下のミニ特養。これ現在出雲崎はないんですが、今後出雲崎につくる場合におきましては出雲崎町の条例としては、国では原則 1 人として必要の場合 2 人というふうな入居基準で施設をつくりなさいということでございますが、新潟県におきましては最大 4 人まで認められる、居室を多床室の 4 人にま

でできるというふうな形になってございます。出雲崎町につきましては、実際その計画がなされた段階で、地域の実情等を勘案し、原則は1人、個室になるわけでございますが、必要により2人から4人までの多床部屋も認めるような形でやりたいと。これによって比較的低廉な自己負担で入居ができる施設も検討できるのではないかというふうな趣旨に基づくものです。

上記以外の基準等につきましては、国の基準の定めるところによるというふうなことを定めてございます。

25年の4月1日から施行したいという内容の条例になってございます。

以上です。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号及び議案第18号の議案2件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第26、議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第27、議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について、日程第28、議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号から21号につきまして関連がございますので、一括ご説明を申し上げます。

今ほどの議案第17号、18号に引き続いての第1次地域主権一括法の施行によるものでございます。

まず、議案第19号 町営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法の一部改正が行われ、これまで政令で定められていた公営住宅の整備基準及び入居できる者の収入基準を本条例並びに規則で定めるものであります。

次に、議案第20号 町道路構造の技術基準等の条例制定につきましては、道路法の一部改正により、このたび道路の構造の技術的基準、道路標識の寸法の基準等を本条例並びに規則で定めるものであります。

最後に、議案第21号 町準用河川管理の条例制定につきましても、同様に政令で定められていた河川管理施設の構造の技術的基準を本条例で定めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 議案第19号から議案第21号について、補足説明ありましたら、これを許します。建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第19号でございます。町営住宅の一部改正につきましては、国の基準を参酌して条例に定め、経過措置の期限となります平成25年4月1日から施行したいと考えております。また、あわせまして条例の内容と実務に整合がとれなくなっております部分につきましても改正をいたしております。

それでは、資料の58ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、目次に第2章の2、町営住宅の整備基準を加えております。

次に、本文中に第2章の2といたしまして、第3条の2から第3条の4まで3条を加えております。この第3条の2では、町営住宅の整備基準を次の条に定めることとしておりますけれども、前段の法第5条第1項及び第2項の規定するという部分につきまして、事業主体が条例で定める基準につきましては、国の政令で定めております基準を参酌することとされておりますことから、次の条例の第3条の3、第1項から第4項までの基本的な考え方につきましては、これまでと同様に政令の基準を条例に規定をするという考え方でおります。

次の第3条の4は、町が国費を入れないで単独で建設するBタイプという整備しております住宅についてでございます。今ほどの整備基準につきましては、Bタイプということで町の単独性を考えまして、努力規定という形にしております。

次の第6条の入居者の資格に係る収入の基準でございます。60ページに記載のとおり法律の改正以前には、政令の規定をもって入居者の収入の基準としておりました。改正によりまして、ア、イ、ウのアンダーライン部分の表記の変更あるいは金額の記載となりましたけれども、内容につきましてはこれまでと変わっておりません。

次のページ、12条3項でございます。これは、入居者の保証人に係る規定になっておりますけれども、保証人につきましては町内に居住し、入居者と同程度の収入を有する者とされています。しかしながら、例えば入居者が町外の方であった場合あるいは保証人になってくれる方が高齢の親御さんであったりする場合など、保証人の要件が合わないことが生じておりますので、やむを得ない場合につきましてはこの保証人の要件を緩和するというものでございます。

第13条は、新たに同居する者がある場合の取り扱いになっております。新たに同居する者が暴力団員の場合に加えまして、世帯の収入が増えることによって定めました収入基準を超えることになる場合につきましても入居を認めないというものでございます。

次の第44条の4につきましては、町営住宅Bタイプに係る入居手続になりますけれども、先ほど第12条の3で保証人の要件が緩和されたことによりまして、内容的に規定が同様となりますので、削除するものでございます。

次に、議案第20号につきまして補足説明をさせていただきます。道路の構造の技術的基準等を本条例で定めるものでございますけれども、これも経過措置の期限となります平成25年4月1日から施行したいと考えております。

第1条は、条例の趣旨になります。

第2条から第4条につきましては、道路法並びに関係の政令で規定されているものを参酌して、道路管理者である県あるいは市町村がそれぞれ条例で定めるものになりますけれども、例えば第3条の道路の幅員、線形、勾配などの基準を道路管理者がそれぞれ異なった基準にするということになりますと、走行する皆さんの道路のスムーズな走行を妨げてしまうなど、かえって危険を招くことにもなりますので、国の基準を条例に規定しております。ただ、国の基準には高速道路など、町では整備することのない高規格な道路に関する部分もございますので、そういった基準は除きました。

第3条の道路標識の寸法につきましても同様でございます。また、規則への委任でございますが、これらの基準は道路設計上、各構造部分のそれぞれについて基準を細かく数値で規定していますので、条例が大変煩雑になってしまいますことから、規則に定めることといたしました。

第4条も政令の定めと同様でございます。

なお、本条の概要につきましては、資料51ページに載せてございます。

次に、議案第21号につきまして補足説明をさせていただきます。準用河川管理施設等の構造の技術的基準を本条例で定めるものでございますけれども、同じく経過措置の期限となります25年4月1日から施行したいと考えております。

本条例に定める一般的な技術基準につきましては、河川法第100条第1項において政令で定める基準を参酌して条例で定めるとされておりますので、国の基準にあります河川管理施設等構造令に定められた基準を条例に規定いたしました。

なお、本条例の構成、各文言につきましても、構造令を踏まえたものといたしました。

また、政令にはダムや大河川あるいは波浪に係る基準といった町の準用河川には想定されない部分もございますので、このような部分につきましては条例から除いております。これにつきましても資料の52ページに本条例の概要がございます。

また、町が指定しております準用河川は、豊橋川、ほか3河川がございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 道路構造の技術基準を定める条例ということで、ここに条例で第2条なんですけども、幅員、線形、距離、勾配、路面ということになるなっておるんですけども、現実には出雲崎町急しゅんな勾配のあるところで、この基準値の勾配が例えば6%未満とかいろいろな形あると思うんですけども、どれぐらいまで許容できるものなんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） おっしゃるとおり積雪の甚だしい地域あるいは出雲崎の場合は甚だしいとまではいかないという地域、あるいは積雪の通常ない地域というようなことで、全国が道路構造令という構造令の中で定められております。おっしゃるとおり出雲崎町も地形が大変起伏に富んでおりますので、そういった中では8%という数字を一つの基準として考えていくというふうに考えております。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

議案第19号から議案第21号まで、議案3件は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更に
ついて

○議長（中野勝正） 日程第29、議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第30、議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更にについて、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第22号、議案第23号につきまして関連がございますので、一括ご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月に施行されたことによりまして、障害者自立支援法の法律の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されております。

このため、障害者自立支援法の題名を引用している条例及び規約につきましては、所要の改正または変更を行う必要が生じたので、このたび提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） 議案第22号及び議案第23号について、補足説明がありましたら、これを許しま

す。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

まず、議案第22号でございます。議案第22号、保健福祉総合センターの設置条例につきましてですが、このたび第10条及び第12条の一部改正ということでございます。この第10条は、デイサービスセンターを利用できる利用者の範囲を定めた条文でございます。また、第12条は、利用者が支払う利用料金の額を定めた条文でございます。引用している法律の題名が改正となりましたので、法律名は改正するものでございますが、その内容に変更はございません。

続きまして、議案第23号の補足説明をさせていただきます。長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会は、障害者の障害程度区分の判定の審査を行う機関として、平成18年4月1日に長岡市と共同設置したものでございます。先ほど町長の説明のとおり内容によりまして、このたび長岡市との協議によりまして同様の改正を行うというものでございます。

以上です。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号及び議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（中野勝正） 日程第31、議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

長岡市、小千谷市、見附市と本町との間に締結した公共施設の相互利用に関する協定につきましては、長岡地域広域行政組合からの相互利用協定を経て、その後長岡地域定住自立圏の協定項目として引き継がれ、平成22年3月26日に関係4市町で締結されております。

このたびの変更につきましては、長岡市の青少年文化センターを相互利用協定から外し、長岡市ニュータウン運動公園を新たに加えるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

相互利用協定から外す長岡市青少年文化センターにつきましては、これ老朽化のため、用途を長岡市が廃止するというふうなことでございます。また、長岡市ニュータウン運動公園につきましては、ニュータウンの越後丘陵公園の手前近くに新たに建設されている部分でございますが、23年、24年にサッカー場2面、あとクラブハウスが建設されております。また、引き続き他の施設の整備も聞いております。そのような中で今回は、運動公園として利用できるのがサッカーコートが利用できるような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第25号 指定管理者の指定について

○議長（中野勝正） 日程第32、議案第25号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

このたびは、休憩所心月輪の指定管理者の指定についてでございますが、休憩所心月輪につきましては財団法人良寛記念館が指定管理者として運営してまいりましたが、財団の解散に伴い、平成24年12月末をもって指定管理を終了していることから、新たに指定管理者を指定するものであります。

休憩所心月輪の設置及び管理に関する条例に基づき諸手続を進めてまいりました結果、このたび所在地、出雲崎町羽黒町、休憩所心月輪管理組合を指定管理者に指定するものであります。

指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものであります。

地方自治法第244条の2第6項及び休憩所心月輪の設置及び管理に関する条例、第4条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 心月輪の指定管理につきましては、ただいま町長のご説明のとおりで

ございます。指定管理申請書を資料として添付してございますので、資料40ページをご覧くださいと思います。指定管理者につきましては、良寛記念館に指定管理を行っていましたときに記念館から依頼を受けて営業されておりました方が心月輪管理組合を設立をいたしまして、このたび申請されたものであります。代表者としましては、羽黒町の茂木和子様申請でございまして、添付書類としまして事業計画、収支計画書並びに組合の規則を添付しての申請でございます。

なお、詳細についてはその内容のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第25号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第32号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中野勝正） 日程第33、議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算について、日程第34、議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第35、議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第36、議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第37、議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第38、議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第39、議案第32号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第40、議案第33号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第41、議案第34号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成25年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成25年

度の施政方針についてを説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） それでは、平成25年度の施政方針につきまして、これから私の考え方をお伝えしたいと思います。

初めに、本日、ここに平成25年3月町議会定例会を迎え、平成25年度予算を初めとする諸議案をご審議いただくことに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げます。

過ぎし年は、決められずに停滞する政治、尖閣、竹島の領有権問題等で隣国との関係悪化、消費税導入で増える国民負担、欧州金融危機に端を発した世界同時不況の影響から依然として抜け出せない状況の中、財政健全化や医療、介護、年金といった社会保障制度の再編など、極めて重要な課題の先行きが見えないこと、また若年雇用の縮小、震災の復興のおくれなどによりまして、社会全体の閉塞感がより強まった1年でありました。

しかし、昨年末に行われました衆議院議員総選挙におきまして政権が交代をし、3年ぶりに民主党政権から自民党と公明党による連立政権となり、安倍内閣が誕生したところであります。

新政権の安倍首相は、自らの内閣を「危機突破内閣」と命名し、特にデフレと円高からの脱却による経済再生を最重要課題と位置づけをし、その取り組みの第1弾として、13兆円規模の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が打ち出されたところでありますが、さらにことし半ばには経済財政運営の指針となる「骨太の方針」をまとめる方向とのことであります。

新政権には、真の成長戦略に基づく日本経済の再建を期待するとともに、「骨太の方針」、これにおける地方への影響を注視しつつ、万全の対応を図ってまいりたいと考えております。

そのような中で平成25年度の政府予算案が1月末に一般会計総額92兆6,115億円と示され、緊急経済対策を盛り込んだ平成24年度補正予算と合わせた「15カ月予算」は、100兆円を超える規模となりました。

また、県の平成25年度予算案が政権交代による「地方財政計画」決定のおくれによりまして、2月20日に前年度に比べ実質3%増の1兆2,586億円と発表されましたが、将来の税収や人口増につながる施策を未来への投資と位置づけながら、「産業分野」では再生可能エネルギーの活用支援等を、「人づくり」では少人数学級の推進や子ども医療の助成等の教育などに重点配分するとともに、最終年の「新成長プロジェクト」では民間設備投資、県産米の付加価値向上などの支援を行い、地域経済の活性化に取り組むとして、現在県議会で審議されているところであります。

平成25年度予算編成の最重点施策について申し上げますが、平成24年度におきましては新潟県中越地区廃棄物処理施設周辺環境整備事業交付金の約1億円が終了した初年度の厳しい財政運営の中で、積極的な施策の打ち出しに苦心いたしました。平成25年度予算においても長引く景気低迷等

の影響による個人住民税等の減収や普通交付税の交付額については不透明な部分もありまして、引き続き厳しい財政運営になると予測されますが、「職員のコスト意識」と事業に関する「必要性・効率性・有効性・優先性」の検証によりまして、町民各位の安全安心の確保を図るため以下の3点を掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思います。

最初に、災害に強い町・人づくりについてであります。災害の多発化の傾向に伴いまして、引き続き災害に強い町・人づくりを目指し、防災減災対策を推進をいたします。

消防事務については、現在柏崎市に委託しており、柏崎市消防署出雲崎分遣所に職員が常駐しておりますが、この建物も設置後、相当数の年月が経過をし、老朽化しておりますので、移設新築するための設計及び地質調査を行い、建設の準備をするとともに防災機能の充実を図ってまいります。

町内各地に消火栓、防火水槽などの水利の確保・拡大を消防水利整備計画に基づきまして整備を進めておりますが、水利強化といたしまして小釜谷、田中に防火水槽を各1基設置するとともに、引き続き老朽化をいたしました消防ポンプ自動車の入れかえを行いまして、初期消火及び消防団の機動力の向上を図ってまいります。

また、防災意識・環境の強化といたしまして、ソフト面におきましては、集落・町内の皆様方のご理解をいただきながら、自主防災組織の全町組織化を目指すとともに、防災訓練を通じながら自助・共助の意識の醸成を、ハード面においては引き続き津波避難路及び避難誘導看板等を整備してまいります。

多彩なイベントを活用した全国に向けた情報発信につきましては、本町のイベントにつきまして、音楽を通じ町民と観光客の一体感を醸成する「汐風ドリー夢カーニバル」、本町の歴史・文化・芸術・食をテーマとして開催いたします「きずな」、町内各所で演奏するジャズを通じて町民と観客の交流を図る「出雲崎ストリートジャズ」に加えまして、現在行っている「出雲崎食べ歩きラリー」の内容を充実させて開催する「出雲崎美食めぐり」等々の多彩なイベントの開催に対しまして補助をしてまいります。

また、観光大使のデビュー5周年、就任4周年目として記念行事を行い、本町をまた全国的に発信をしてまいりたいというふうに考えています。

良寛記念館の運営についてでございますが、良寛記念館につきましては、ことし2月末日をもって財団法人から町に完全移管をされましたが、平成25年度からはさらに充実した体制で運営してまいります。定期的な企画展等の開催、積極的なPR活動を行いながら、入館者の増加を図ってまいります。

また、周辺の整備といたしまして、心月輪脇の観光用トイレの建てかえ等も行い、今後も順次周辺の整備を計画しております。

平成25年度の主要施策の概要についてでございますが、最初に健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりでございます。障害をお持ちの方が地域で自立して生活ができるように、ふれ愛サポート

センターいずもぎきの就労施設の改修に対する補助あるいはまた障害児の日常生活における動作、集団生活への適応訓練等を支援をいたしてまいりました。

人工透析者への通院費、精神障害者の医療費助成、障害者手当の支給等も引き続き実施をし、障害者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

発達障害児とその家庭を支援するために、引き続き家庭児童相談員を配置をいたします。

高齢者が在宅におきましても安心して生活できるよう、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給、福祉タクシー券の支給等の支援を行ってまいります。

さらに、高齢者が健やかに自立した生活が送れるよう筋力向上トレーニング、認知症予防教室等の介護予防事業の充実を図ってまいります。

小学校就学前の3から5歳児の子供たちの健全育成のための子ども育成支援金等も交付をいたしてまいります。

放課後、家庭において保育ができない小学校低学年児童等のために、放課後の児童保育事業を継続し、児童の健全育成を図ってまいります。

保育料の軽減措置を継続しながら、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保育所緊急整備事業といたしまして、保育園の空調施設あるいは外壁等の改修についても補助をいたします。

子どもの医療費助成につきましては、入院・通院費とも引き続き中学校卒業まで助成をいたします。また、子育て支援として乳児おむつ等の支給も行なってまいります。

不妊治療を受けた方々を対象にその治療費に対して助成をしておりますが、助成金額及び回数を拡充いたします。

子どもの予防接種につきましては、定期接種のほかに子宮頸がんやヒブ、肺炎球菌を任意接種として実施します。また、町独自で子供のインフルエンザ、おたふく、水ぼうそうなどの予防接種に対しましても助成するほか、妊婦のインフルエンザ予防接種に対しましても、引き続き助成をいたしてまいります。

町民の健康づくりを栄養、食生活面からさらに推進するために、引き続き行政栄養士も配置してまいります。

国民健康保険、介護保険につきましては、保健、医療、福祉の連携を強化しながら、適正給付並びに安定かつ健全な財政運営に努めます。

さらに、安全で快適な美しい環境のまちづくりでございますが、国道整備につきましても、国道352号の米田から海岸に通じる道路の事業着手に向けて要望してまいります。

国道352号、県道寺泊西山線の歩道整備の促進につきましては、継続して県に働きかけてまいります。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、2次改良を中心として町内7路線において実施し、

生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

防災・減災のために道路附属物等の老朽化の点検といたしまして、町道尼瀬稻川線のトンネルを初め、大規模斜面、重要構造物の点検を行い、防災・減災に努めます。

住宅リフォーム助成制度は、平成25年度も引き続き実施し、快適な住環境整備を支援いたします。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助も継続しながら、町民の皆様の生命、財産の安全を図ってまいります。

冬期間の道路交通確保のため、除雪車等の増強を行います。

簡易水道では、老朽化した水道管の更新を進めるとともに、新たな水源によります浄水設備の整備により、安定した水道水の供給に努めてまいります。

農業集落排水の出雲崎処理場は供用開始から20年となり、設備の更新時期を迎えていることから、制御装置やポンプ等を更新しながら、水環境や衛生環境の保全に努めてまいります。

防災行政無線施設整備につきましては、デジタル化工事の最終年となりますが、各家庭や事業所の戸別受信機を順次交換しながら、屋内への情報伝達を整備いたします。

防災訓練を通して、自助・共助の防災意識の向上を図りながら、津波時における避難路及び避難誘導看板等を引き続き整備することによりまして、防災意識・環境の強化を図ってまいります。

活気・活力に満ちた産業のまちづくりでございますが、平成23年度から本格実施されました農業者戸別所得補償制度は、「経営所得安定対策」に名称変更されますが、平成24年度と同様の仕組みで措置されることとなります。引き続き主食用米に対する助成や米価が標準的な販売価格を下回った場合に差額が補填される米価変動補填交付金が措置をされます。

また、関連する施策といたしまして、平成25年度も引き続き高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えている中、農業の将来、特にどのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めていくのか、青年就農者をどのように地域に定着させるのか、「人と農地の問題」の解決に向けて取り組み、「人・農地プラン」に位置づけられた場合に支援対策が受けられます。

こうした中、首相はさきの訪米におきまして、環太平洋戦略的経済連携協定への交渉参加につきまして、聖域なき関税撤廃が前提でないことを確認できたとして、交渉参加を近く正式表明することとなっておりますが、今後ともこれらの動向におきましては注視してまいりたいと思います。

本町の平成25年産米の生産数量目標が発表されましたが、対前年比0.7%増の1,740.56トンが示されましたが、この数量の増加理由は平成24年度の出雲崎産のコシヒカリの1等米比率が県内トップとなったことによるものと考えますが、去る2月14日に生産数量の農家配分のための転作推進員・農家組合長・行政区長による3者合同会議により配分方針が決定されましたので、今後もブランド化と環境に配慮した出雲崎産の米づくりを積極的に推進してまいります。

県営中山間地域総合整備事業として進められている六郎女地区の土地改良事業につきましては、

換地計画作成及び換地処分で完了の予定です。引き続き新規地区の採択に向け、国、県に対しまして強く働きかけてまいります。

本町の特産品として定着しております釜谷梅団地の経営安定支援のための土壌改良等に引き続き助成をしております。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者等の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き努力、推進してまいります。

農業生産体制の確立を図るため、今後も集落営農を推進しながら、農業生産法人等を育成するため、引き続き農業機械・施設の導入等への支援を進め、生産組合の設立及び育成強化に努めてまいります。

乳製品の安定製造を図るための製造施設の老朽化を防ぐ屋根修繕に対する補助、出雲崎の海産物、農産物、加工品を取り扱う町外の飲食店に出雲崎産品取り扱いと表示したのぼり等を配付し、出雲崎産品の価値の向上及び販路の拡大を図ってまいります。

現在2期目の農地・水・環境保全向上対策につきましても、引き続き地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の基礎的な日常の保全管理を行う取り組みの支援及び施設の長寿命化のための活動の支援を進めながら、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下を防止し、適切な保全管理の取り組みの下支えを進めてまいります。

県単林道舗装事業を活用し、急勾配・急曲線部を優先的に平成25年度は2路線を舗装整備いたしますが、地域の実情に合ったきめ細やかな森林整備を推進し、地域林業の振興並びに適切なる森林整備に努めてまいります。

国は、平成23年度から漁業所得補償制度を導入しておりますが、県内の中核漁業基地である出雲崎港の整備と資源管理型漁業・栽培漁業を積極的に進めながら、水産物の安定供給に努めてまいります。さらに、先進的に取り組んでおります漁獲共済に対する補助も継続実施してまいります。

旧JA跡地については、検討委員会の提言を踏まえながら、現在庁内で具体的な活用方法を検討しており、平成25年度は次へのステップとして方針を決定し、駅前がかつてのにぎわいを取り戻せるよう進めてまいります。引き続き商工業経営者の資金調達に便宜を図り、県信用保証協会に対する保証料の一部も補給いたします。

産業観光まちづくりを推進するに当たりまして、商工会への運営費等の補助及び町観光協会への活動事業の補助を行いながら、スマートフォンを利用した観光案内システムの導入や地域資源を生かした着地型観光の商品開発によりまして、通過型の観光から滞在型の観光を目指して、誘客による地域の活性化を図ってまいります。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つため、引き続き県と連携しながら海岸清掃等、良好なる海岸の環境の保全に努めてまいります。

観光拠点施設である天領の里の運営につきましては、指定管理者との連携を図り、施設の老朽化

等に伴う各種改修及び観光用トイレを整備いたします。また、良寛記念館が町に移管されたことに伴いまして、良寛記念館、良寛と夕日の丘公園等の周辺の観光用トイレも整備しながら、一層の利便性、安全性の向上に努めてまいります。

夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、教育委員会に管理指導主事を引き続き配置し、重要な小中学校課程の編成を効果的、専門的に指導するために中心的役割を担ってもらいながら、さらなる学力向上、学習指導の改善、生徒指導の充実、小中連携を重視した教育を行ってまいります。

小中学生を対象にした教育講演会を引き続き開催しながら、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、保育園児・小学生・中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実を図ってまいります。

小学校理科授業における実験・観察分野を重視し、科学的思考力・判断力を育み、総合的な理科の学力向上を目指し、理科支援員を配置をいたします。

小学校の通学バス運行につきましては、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町有バスと委託バスと併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。

小学校体育館の非常口ドアの改修、体育館玄関屋上のパラペットの補修等も行いながら、児童の安全と教育環境の維持に努めてまいります。

小中学生や一般の皆様を対象とした文化芸術体験事業を引き続き実施をいたします。

平成23年度から実施しておりますところの地域に眠っている宝物を掘り起こす「出雲崎宝もの新発見事業」につきましては、3年目となりますが、町内各地から届けのありました宝物を冊子としてまとめ、地域文化の発信・振興を図ります。

良寛記念館の運営につきましては、本町のシンボルとしてPRを行うとともに、さらなる魅力ある遺墨品の展示や一層工夫を凝らした企画展の開催、施設の再点検を行い整備することにより、来館者の増加を目指してまいります。

町民と協働で築くまちづくりでございます。下校時の子供に関連した事件等に対応するため、引き続き不審者情報の共有と防災行政無線の活用を図りながら、大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。

地域づくり活動を進める団体につきましては、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

今後も定員適正化計画に基づきまして、行政の効率化に努め、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発、また町民の立場になり、ぬくもりのある行政サービスが実施できますよう推進をいたしてまいります。

なお、平成25年度の主要施策の項目につきましては、緊急経済対策を盛り込んだ国の平成24年度

補正予算を受けて、新年度に事業を繰り越したものを含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めてまいります。

以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するために、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、32億5,300万円、前年比0.9%減を計上いたしました。特別会計では、国民健康保険事業5億8,800万円、前年度比0.2%減、介護保険事業7億1,030万円、前年度比0.5%増、後期高齢者医療6,100万円、前年度比1.3%増、簡易水道事業1億7,670万円、前年度比15.3%減、特定地域生活排水処理事業1,970万円、前年度比2.5%減、農業集落排水事業1億5,580万円、前年度比2%減、下水道事業1億7,660万円、前年度比21.2%減、住宅用地造成事業3,740万円、前年度比938.9%増、以上特別会計の合計では、前年度比で2.3%減の19億2,550万円を計上いたしました。一般会計と特別会計との合計では、対前年度比1.5%減の51億7,850万円となっております。

最後であります、町政を取り巻く社会経済状況は刻々と変化しており、外的要因も含めまして引き続き予断を許さない状況が続いております。大変厳しい財政状況の中で本町の知名度を高め、内にあっては多くの皆様方の願いや痛みを自らのものとしながら、血の通ったぬくもりある行政を進めるため、リーダーシップを発揮しながら、全身全霊を傾注し町政運営を進めてまいります。

また、事業計画の完熟度、諸条件が整わないことにより当初予算に反映されなかった施策につきましても、年度途中におきましても条件が整い次第、実施してまいります。

議会並びに町民各位の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げながら、平成25年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（中野勝正） これにより議案第26号から議案第34号まで議案9件の提出者の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

（午後 零時11分）

○議長（中野勝正） 町長のほうから施政方針が終わっておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第26号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第26号の一般会計予算からお願いいたします。

午前中の町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料として用意いたしました当初予算案

の概要、それに今年度当初予算補足説明資料というようなことで資料の中にとじ込んで用意してございます。新規のもの、拡充のもの、また大きく増減があるようなものにつきまして抜き出して説明資料を用意いたしました。また、その資料の最後に位置図等の図面も用意してございます。補足とあわせてまたご覧いただきまして、参考にいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、35ページ、歳出、事項別明細書からお願いをいたします。予算書35ページ、議会費についてでございます。これは、議員共済会負担金が減少となった関係でございまして、比較で減っております。あとは省略させていただきます。

次に、37ページをお願いいたします。2款総務管理費でございます。総務管理費、一般管理費でございます。これにつきましても人件費の動きというふうなことで増加してございます。説明関係は省略させていただきます。

39ページをお願いいたします。文書広報費についてでございます。ここも文書広報費自体は、減額となっております。24年度、庁用車の広報車の購入がありました。その分が25でなくなりましたので、減額というふうなことでございます。あと、例規関係が前年より大分更新が少なかったということで委託料が減になっているというふうなものでございます。

続いて、40ページをお願いいたします。中ほどの会計管理費でございます。今回資料のほうにも載せてございますが、源泉徴収管理システムの初期設定、またシステム使用料というふうなことで、財務会計からそれぞれ報酬なり賃金の今までほとんど手作業で源泉徴収票を出してございましたが、システム化するというふうなことで、財務会計から連動して打ち出すことが、また管理することができるというようなことで、このたび25年度でお願いしたいというふうなことで、初期設定、これ初年度のみでございます。ということで新たなものでございます。

続いて、財産管理費についてでございます。11節施設修繕料についてで、昨年よりちょっと増えております。実は、旧青山邸の1階、2階の一般修繕関係を、1階のガラス戸関係のちょっと修繕させてもらうような形で修繕料で上げております。さらに、15節の工事請負費では、青山邸でちょっと額の大きくなる1階、2階の壁の修繕を今回上げているというふうなものでございます。戻っていただきまして、41ページの車両修繕料、これ増えておりますが、これはマイクロ、ハイエース、プリウスが車検というふうなことで増えております。あと、工事請負関係でございます。町有住宅解体工事、これは役場の下の2棟の住宅の解体というふうなことで、分遣所の移設を予定しておりますので、25年中に解体というふうなことで考えております。避難されている方いらっしゃいますが、これまた大門の公営住宅のほうに移っていただくような形で事前にお話ししてあるというふうな状況でございます。それと、議場の窓サッシでございます。ちょっと大分結露がすごいので、二重にしたいなというふうなことで予算計上させていただいております。

続きまして、42ページをお願いいたします。備品購入でございます。これは、液晶テレビ2台でござ

ざいます。1階の総務のところに柱に壁かけのテレビ1台用意してございますが、同じような形で2階、それとロビーに、これは壁かけじゃなくて据え置きですが、テレビ1台ということで40インチ程度のテレビを予定したいと思います。現在パソコンで管理しているいろいろ雨量計関係も、今のテレビですとモニターとして利用できまして、それがそのままダイレクトに画面に見れるということで、職員が1台のパソコンを見るより、同時に雨量から風向関係とかいろいろな部分を見れる状況になるんで、そんな形で利用させていただきたいというふうなことでございます。

続きまして、7目企画費でございます。実は、11節で今回新しいものなんです、バス停標識作成費というのを上げさせていただきました。これバス停につきましては、越後交通と系列になると思いますが、北越後観光バスが運行を本町しております。それで、良寛記念館も本町、町で運営ということになりまして、あわせてバスのバス停が当然業者が設置しているんですけど、ちょっと良寛堂前を含めまして町のほうでデザインをして、海岸の街並に合ったような形でバス停自体もちょっとデザインし直して、町の管理というふうなことで設置を考えていきたいということで、良寛堂と良寛記念館入り口、左右ありますんで、それから駅、その辺の部分でちょっと試みをしてみたいというふうなことでございます。街並に溶け込むような形のちょっと、ということでバス会社に事前に話いたしましたら、全く問題なく自由にやって、そのかわり管理をお願いしますというふうな話で、ちょっと新しい試みをしてみたいというふうに思っております。また、この内容によりましてまた随時広げることができるのか、また施設施設で特色あるものが今後可能になるのか、ちょっとまた検討もできるかなということで、初年度として取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、43ページの使用料及び委託料で、クラウド利用料というふうなことで、この辺全体でもう既に住民基本台帳関係はクラウドに移行しまして、データを関川、聖籠で持ち合ってもう既に運用しております。その辺の全体の部分で賃借料が、保守料が減りまして、クラウドの利用料が増えるというのと、個々のそれぞれ委託している電算関係の委託料が、これソフトが結局3町村で共通するようなソフトに一緒になりますので、その辺の部分も節約できるような、全体的にプラスにはならないというふうな形になってございます。

それと、43ページ中ほどの空き家再利活用支援事業、これは全協でもちょっとお話ししましたが、空き家バンクの登録者が空き家を貸し借りするような場合、中の物等の始末、整理、処分、その辺の部分を町のほうで支援して促進できないかというふうなことで、上限15万円、2分の1補助ということで補助金15万円が上限ということで、今回2件の一応予算を計上してございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。中ほど、負担金のところで外灯修理費補助金、これは通常前からありますが、3万円上限の2分の1補助というふうなことで現在行っております。

45ページ、税関係、徴税費でございます。これは、人件費の動きですので、省略させていただきます。

47ページでございます。賦課徴収費の中ほどの委託料のところでございますが、鑑定評価委託料、これは27年度の評価替えのため、26年、25年度になりますが、26年の1月1日現在での標準宅地鑑定評価を委託するというふうな部分で今回上がっているものでございます。

続きまして、48ページでございます。委託料の下の方、戸籍副本データ管理システム対応委託料というふうなことで、これも新規でございますが、全協でお話しさせていただきましたけど、災害等の有事に備えてのものというふうなことで、戸籍上のデータをクラウド化するものでございます。東日本、西日本のデータセンターで持ち合うというふうなことでございます。

続きまして、選挙費、50ページでございます。25年度の選挙といたしましては、町議会議員選挙、5月19日を予定してございますが、投開票を予定してございます。それと、参議院議員の通常選挙というふうなことで、これ7月21日が有力のような形も聞いております。7月の後半に予定をされるというふうなことで、参議院議員選挙の関係費をのせてございます。

続きまして、統計関係は省略をさせていただきます。

54ページ、民生費をお願いいたします。民生費、社会福祉費の中の社会福祉総務費で、19節で外出支援介護福祉車両購入費補助で新規でのせてございます。これは、ネットワークサプライに補助して、軽ワゴン車、軽タイプのワゴンで、車椅子が1台乗れる対応、積み込み可能の車両でございます。定額補助でございます。4分の3程度の補助になるかと思いますが、新規事業でございます。

55ページ、障害者福祉費、大きく比較で伸びておりますが、これ次の56ページをお願いいたします。まず、19節の中で一番下になります、町障害者就労施設改修費補助金、これはサポートセンターいずもぎきで、就労施設として相談室、食堂等の施設整備の改修費の一部助成というふうなことで2分の1の町単補助というふうなことで計上してございます。そのほか障害者福祉費のほうで伸びた理由といたしまして、扶助費のほうの下の方になります障害福祉サービス費、これと障害児給付費、この辺の部分で全体のサービスがアップしているというふうなことで給付費が伸びているものでございます。

それと、57ページの上になりますが、育成医療給付費、これ新規でございますが、25年度からスタートいたしますが、18歳未満の障害児の医療給付というふうなことで、これは県からの移譲、権限移譲での事務でございます。それと、中ほどの国民健康保険事務費で繰出金、国保会計への繰出金でございます。国保会計の基盤安定のためというふうなことで、基準外繰り出し1,000万円を見込んでおります。

次に、58ページをお願いいたします。老人福祉費自体がちょっと減となっておりますが、委託料のところでは緊急通報装置で委託料が減になっているというふうなことで、最近実績からするとちょっと減というふうなことで落ちております。あと、負担金補助及び交付金で、昨年まで特別養護老人ホーム桐原の郷負担金、これは社会福祉医療事業団からの借り入れ分についての債務負担で補助していたものですが、もう一件、昨年は市中銀行の借り入れ分がございました。それが24年度で終

了したというふうなことで、130万円ぐらい、昨年、24年度までありましたが、それがなくなったというふうなことで減になってございます。社会福祉医療法人関係は、まだ残っているということでございます。

59ページ、保健福祉事業費、下のほうになります。ここでは2年目の事業となりますが、認知症予防関係のものの経費を計上してございます。また、25年度につきましては町で行うもの、それと法人に委託して行うものというふうなことで2つに分かれての実施になります。

60ページをご覧くださいと思います。委託料の一番下で認知症予防教室委託料、これは社会福祉法人を予定して実施を委託するものでございます。新規でございます。

それと、61ページ、児童福祉総務費関係でお願いいたします。町子ども育成支援金についてでございます。4歳から6歳になる子供に年額3万円の支給というふうなことで、これふるさと出雲崎応援基金を充当してございます。全体で80名を見込んでおります。

続いて、62ページをお願いいたします。児童措置費の部分でございます。委託料として2つの保育園の委託料が計上になってございますが、出雲崎保育園、定員は110名でございますが、当初の段階で92人を見込んでいるということ。小木之城保育園は、45人の定員でございますが、30人を見込んでというふうなことで、年度初めで見込んで積算をしたものでございます。続いて、負担金補助及び交付金の中の一番下でございます。保育所緊急整備事業補助金、これは全協でご説明いたしましたが、出雲崎保育園の施設・設備関係の改修に対する補助というふうなことで、国の補助金を受けましてのものでございます。建築から10年経過したというふうなことで、外壁と空調関係の補助というふうなことでございます。国の補助が2分の1で、残りの2分の1の半分、4分の1を町が補助するというふうなものでございます。

続いて、衛生費は省略させていただきまして、64ページをお願いいたします。衛生費の中の保健衛生総務費の需用費の部分でございます。ウォーキングロード距離表示シート設置料、これは現在整備されておりますウォーキングロード、25年で全て完了になりますが、コース別に距離表示を路面にシートを張って表示したいというふうなものでございます。

それと、65ページ、扶助費の部分で、町不妊治療費助成。これも全協で申し上げましたが、助成金1回につき10万円を20万円に、回数5回から10万円に拡充というふうなことで、県との補助との併用が可能というふうなことで、24年度に利用者1件、成果があったというふうなことでございます。それと、その下、養育医療費助成ということで、これも県からの権限移譲の事務でございます。未熟児に対する医療費の助成というふうなことで今年度から町で行うことになってございます。

予防費関係、保健師設置費関係は、省略させていただきます。

次に、66ページお願いいたします。健康増進費の中で、CKD対策に係る部分はこの費目で計上されております。

以上、衛生費、ここまでが保健福祉課の所管というふうなことになります。健康増進費まででこ

ざいます。

5目の環境衛生費、これは町民課の所管になります。

それで、67ページ、一番下でございます。ごみステーション看板料というふうなことで、これ生ごみ分別収集に伴う町内のごみステーションの看板が、これはちょっと生ごみが今度出てまいりますので、看板をつくり直す必要があるというふうなことで、町内160カ所ぐらいを予定していくというふうなものでございます。

続いて、68ページをお願いいたします。18節備品購入費でございます。蜂の巣駆除用の防護服というふうなことで、蜂の巣の駆除につきましては交付要綱を持っておりまして、平成12年からスタートしているんですけど、上限3万円まで助成する制度と防護服をお貸しする制度、2つございしますが、ちょっと防護服が10年以上経過しておりまして大分傷んでいておりますので、この際新しいのかえてというふうなことで、新しい防護服を1着分用意をさせていただき予算でございます。

69ページをお願いいたします。清掃費で中ほど委託料の指定袋等作製・配達管理委託料、この辺の部分、生ごみが出てまいりますので、生ごみ用というふうなことで小のサイズ、極小サイズ、今度はピンク色になります。その辺の部分で管理委託料をとというふうなことでございます。ちなみに、小の小売、10枚入り100円、極小が10枚入り50円というふうなことで予定してございます。それと、し尿処理費について、負担金及び交付金のところで、町小型合併処理浄化槽設置補助金、既に事業を終わっていますんで、これは町単独の補助になりますけど、藤巻で7人槽を1基を予定しているというふうなことでございます。

続いて70ページ、労働費につきましては変化はございませんので、省略させていただきます。

71ページ、農林水産業費をお願いいたします。農業委員会費でございしますが、一番下のほうが委託料で農家台帳システム改修業務委託料。これにつきましては、農地法の改正に伴いまして、管理項目が追加されたというふうなことで、システム上入力する部分が増えたということで改修を行う。これは、100%国、県の補助金で対応するというようなことになってございます。

続きまして、72ページでございます。農業振興費の中で汐風米関係の説明をさせていただきます。関係するのが農業振興費の賃金、作業員賃金と委託料の汐風米生産委託料、この2つでございます。本年までは生産委託を稲研の方にしておりましたが、なかなか繁忙期になって難しい状況もありますが、稲研の方をお願いすることはお願いしまして、田植えから管理までお願いいたしますが、刈り取り、はざかけについては町で直接作業員を雇って行うというふうなことで25年度は考えてございします。したがって、かかる経費も安くなっておりますが。ただ、はざかけにつきましては、なかなか天日干しでは行いますが、ちょっと海岸の天領ではなく、今度はこちらのほうで沢田のあたりで予定をしているというふうなことでございます。汐風米につきましては、肥料関係、農薬関係7割減々で予定したいというふうな目安と考えているというふうなことでございます。

続いて、74ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金でございます。まず、中ほど、藤

巻地区の農業用機械。これは、資料にございますが、トラクターとあぜ塗り機関係の補助でございます。これ40%の補助でございます。柿木もトラクターと代かき機の購入、これも40%の補助でございます。これいずれも過疎債事業というふうなことで対象にしております。それと、旬な野菜スイーツフェア実行委員会。これにつきましては、昨年初めて行われまして、10月の末に行われたんですが、本町からは小黑さんがイチゴの関係で出られたというふうなことを聞いております。これは、長岡の地域振興局が中心になって行っておりまして、今後も継続していくということで、新たに負担金というような形で会のほうに入って本町も参加しているというふうな状況でございます。

続いて、育苗ハウス多目的利用改修事業補助金。これにつきましては、JAの吉水育苗ハウスを1棟とりあえず改修いたしまして、散水機なり水の肥料をまく機器の設備を整備するというふうなことで、大門の佐々木さんが行う予定になっておりますけど、カゴメとのトマトの契約栽培というふうなことで、そのハウスを農協が佐々木さんにお貸しして実施するというふうな形でございます。農協に対して改修費の2分の1を町が補助するという制度のものでございます。あと、吉川地区の農業用施設整備事業ということで、これにつきましては吉川の育苗ハウスの共同利用施設整備についての補助というふうなことでございます。これも24年度から要望が、継続で24年度の整備とあわせてやったものでございますが、25年度の早々にというふうなことでのものでございます。

それと、次の75ページの畜産業費の中の一番下の、補助金の中の一番下でございます、町牛乳処理加工施設屋根補修事業補助金ということで、これは酪農組合が運営しています処理場の屋根の補修でございます。あの建物は、定住促進対策事業というふうなことで国庫補助を受けてのものでございます。昭和57年に完成したものでございますが、その屋根の補修、2分の1補助を予定してございます。

次に、76ページまでお願いいたします。農地費関係でございます。委託料関係は、中山間地域の新規採択に向けての、これ八手地区での新規採択に向けての準備の資料作成業務委託料ということで、24年度のまた継続というふうなことで今回のせてございます。これまた議会資料で24ページに割当の関係用意してございます。それと、また新規になりますが、地籍調査資料等作成業務委託料、これ全く国土調査というか、地籍調査の部分でございます。スタートとなる全体計画の基礎となる調査の調査というふうなことで、全体計画がどのぐらいの形になるのかという基本的な調査を取り組んでいきたいというふうなものでございます。負担金の関係の六郎女の整備につきましては、残事業で残っている面的整備の関係の負担金というふうなことで、この一部が換地のほうにも回っているというふうなことでございますが、国の事業費ベースで500万円の配分でございます。

あと、77ページ、中ほど工事関係、八手センターの防水工事、これは最終年、3年目で本年終了ということでございます。あと、八手センター、暖房機、これは研修室と調理室の暖房機の入れかえでございますし、負担金関係につきましては町地域活性化事業補助金というふうなことで、西越

地区につきましてはふれあいまつり、八手地区につきましてはレクリエーション大会関係で助成をしてございますが、25年度から八手地区、もう一つというふうなことで、夏祭りにつきましてもここに入ってまいります。それぞれの行事に助成というふうなことで拡充してございます。

続きまして78ページ、林業関係、林業総務費は省略させていただきまして、林業振興費についてでございます。ここでの新規のものでございますが、まず関係するのが11節の需用費の消耗品費の中のものとして役務費の狩猟免許試験受講料というふうな部分でございます。最近増えてきておりますイノシシ対策というふうなことで、実は職員によるくくりわなの狩猟免許取得ということで5人を今予定してございます。また、くくりわなを10基購入ということで消耗品の中に入れてございます。そのほか19節の猟友会の方々にも免許取得というふうなことで補助を増やしてございます。それと、79ページ、工事請負関係、戻っていただきまして、県単林道工事、これは船橋鉾ノ入線、三島林道1号線の舗装工事を予定してございます。県単事業を受けてのものでございます。そのほか19節の補助金の関係で森林整備地域活動支援交付金。これにつきましては、森林組合の作成する林業経営計画、昔は森林施業計画、施行計画と言っておりましたが、それにかわるものですが、それに対する、計画作成に対する交付金というふうな国の補助金でございます。それと、森林整備地域活動支援推進事業補助金につきまして、これは森林組合が整備する作業路の補修に対する交付金でございます。国75%のものでございます。

次に80ページでございます。水産業振興費につきましては、昨年漁村センターの空調改修ございましたので、今年は減額となっております。

漁港費、省略させていただきます。

商工費につきましても総務費、振興費は、省略させていただきます。

82ページ、観光費のほうをお願いをいたします。特にいろいろ過疎計画等に出てまいりましたが、報償費の部分をお願いをいたします。出雲崎産品ブランド向上協力店謝礼、それと次のページの需用費の出雲崎産品ブランドPRノベルティ作製費、これ関係してございます。出雲崎産品を使用しているというふうなことで雑誌等に広告掲載をしていただけるような町外の飲食店に対して謝礼金ということで1件当たり2万円程度をお支払いする部分での計上でございます。また、のぼり旗やフラッグ等を作製して、そこに置いていただくというふうなものでございます。それと、報償費の下の観光大使記念事業というふうなことで、これも全協で申し上げましたが、CDデビュー5周年、大使就任4年というふうなことで、年度の早い時期で実施を考えているというふうなことでございます。

それと、83ページ、需用費の中の観光パンフレット作成費、これにつきまして今回ちょっと拡充というふうな部分で、持ち歩きしやすいようなB5サイズでの、現在A4でぱっと開くとぐぐっと出るような感じになっておりますが、それをちょっとデザイナー一新しまして、B5判で持ち歩きの楽な観光パンフレットを作成したいというふうなことで今回新規でございます。続いて印刷製本費

の中、昨年よりこれ増えております。これは、実は観光ポスターの印刷部分がここに入っております。現在のポスターにつきましては、平成19年のをそのまま使用しているような形でございます。掲示しやすいB2サイズです、今B全ですけど、もうちょっと小さいB2サイズにして、デザイン一新した観光ポスターを作成したいというふうなことで今回計上してございます。なお、先ほどの観光パンフレットにつきましては、一番直近でつくったものは平成21年のものでございます。それを新しいものにするというふうなものでございます。

それと、83ページお願いいたします。委託料で心月輪指定管理料、これは新規に増えてきてございます。先ほどの議案第25号でお願いしている組合関係に関する指定管理料でございます。

続いて、84ページお願いいたします。中ほどの観光用公衆便所設置工事の監理業務委託料。設計は、既に先行して行っております。ということで監理料が今度発生するというところでございます。このトイレにつきましては、これは心月輪の脇のトイレというふうなものでございます。あと、観光大使の関係は、会場の関係の委託料でございます。これは、早い段階でというふうなことで、これ中央公民館の講堂を予定したいというふうなことでございます。それと、工事請負費、これ今ほどの心月輪脇の観光用公衆便所の設置、あと良寛記念館の便所の撤去、これは既存の良寛記念館のトイレの心月輪脇のトイレの撤去でございます。これ観光用公衆トイレにつきましては、財源的には電源三法交付金を充てるというふうなことで予定してございます。

続いて、85ページでございます、イベント関係でございますが、きずな関係、また汐風ドリー夢カーニバル関係。これは、過疎計画の中に基づいて過疎債を利用してのものというふうなことで予定してございますが、復興基金の対象となった場合、ちょっとまた財源更正入れかえをさせていただくというふうなことになります。現段階では過疎を充てております。それと、中ほどの出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金ということで、これ実行委員会をつくりまして行うものでございますが、食べ歩きラリーの拡充というふうなことで2回実施というふうなことで予定してございます。これも過疎を充てております。それと、天領の里管理費についてでございます。消耗品で増えております。これは、天領の里でホール使ったりのイベントの中で、今までいろんなところから借りたり、リースしたりした椅子を用意したんですが、なかなか重いというのと費用が毎回かかるというふうなことで、今回200脚を町のほうで購入して保管して、利用できるような体制をとりたいというふうなことで、アルミ製のパイプ椅子の購入費がここに入っております。それと、委託料関係は、これは天領の里の公衆便所の工事関係の設計監理業務の委託料を計上してございます。これは、21ページに議会資料として、一応どの場所での設置というふうなことで配置図用意してございますので、またご覧いただければと思います。

次の86ページ、これ工事関係になります。今ほどの、柏崎寄りの第3駐車場に離れておりますトイレ、これも今回撤去というふうなことを予定してございます。大分傷んできて古くなってきているというふうな部分でございます。あと、トイレにつきましては、これは物産センターに、物産館の

ほうの近く、近いというか、併設するような形で現在考えております。それで、既存のトイレにつきましては内部改修をいたしまして、倉庫としての利用が可能のような形で改修工事というふうなことで計上してございます。これは、また配置の場所関係は資料をご覧くださいと思いますし、天領の里の公衆便所設置工事につきましては、これは歳入のほうは国の補正予算で出てまいりました森林整備加速化・林業再生事業補助金というのが新しく出てまいりました。これは、2分の1国庫補助でございますが、これを充てて残りを過疎債でというふうなことで、実質ほとんど持ち出しがないような形で整備したいというふうなことで、ちょっと大きな金額になってございますので、その辺の財源手当てをしての実施というふうなことで考えてございます。

続きまして土木費、土木総務費は、これ人件費の動きなんで、省略させていただきます。

88ページ、道路橋りょう総務費も人件費関係でございます。

89ページの道路維持費の関係で、工事請負費だけ説明させていただきます。昨年500万円の道路維持修繕工事で行いました。ことしは、700万円に増額してございます。通常の修繕に加えまして、停止線やガードレール等の修繕を進めるというようなことで工事費増やしているというふうなものでございます。

続いて、90ページでございます。これ道路新設改良費のものでございます。順番に工事関係で申し上げます。乙茂藤巻神条線、これ25年が最終年になります、終了となります。次に、尼瀬稲川線、これは継続で引き続きでございます。次の船橋田中線、これも継続でございます。大釜谷西線、これは24からスタートということで、24の補正予算でのスタートというふうなことで25年予算と両方の事業費を持ってございます。それと、堆肥センター線、これは25で終了予定でございます。仏長線は、25、26で今事業を計画してございます。26で終了予定ということです。山谷相田線につきましても、これ25、26で終了予定というふうなことで事業を進めてございます。次に、橋りょう維持費についてでございます。これは、これもやっぱり補正予算に出てきたものでございますが、藤巻の屋敷入橋の塗装というふうなことで今回予定してございます。

91ページの排水路整備、これは尼瀬地内、尼瀬稲川線との関連での峠から下に下がった部分の排水路の整備ということで別個に計上してございます。

河川費関係は、省略をさせていただきます。

92ページをお願いいたします。下水道事業特別会計繰出金がこれ昨年に比べて減額となっております。公債費が減少になってきているというふうなことで、公債費の分で減ってきております。

次に、住宅費の部分でございます。93ページで工事請負関係でございます。街なみ環境整備工事費というふうなことで、諏訪本町の避難路整備工事を中心に観光看板、また木製の常夜灯というふうなことで予定してございます。海岸背後地整備工事、これは最後の年になりますが、住吉町地内の整備を図りたいというふうなことで、歩道と照明、またあずまやベンチ、看板なども整備したいというふうなことで、あと駐車場関係で整備したいというふうなことで最終年の事業でございます。

続いて、19節の街なみ整備助成金につきましては、毎年の実績の中で400万円予定してございます。あと、がんばる街なみ支援助成金につきましては、重点地区での商売をされるような方に対する改修費の助成というふうなことで、予算上は1件を予定してございます。住宅復興費で負担金関係、木造住宅の耐震診断補助、耐震改修補助というふうなことで、耐震診断補助につきましては、これ5年目の事業ということで5年目というふうに当たっていると思います。なかなか利用が伸びていない状況でございます。また、住宅耐震改修、これにつきましては3年目の事業というふうなことでございますが。済みません、3年目、住宅リフォーム助成金の関係でございます。一般リフォーム、バリアフリーリフォーム関係での補助でございます。これは、3年度目の事業というふうなことで、本年も予算をのせてございます。

次に、94ページ、消防費関係お願いいたします。常備消防費の関係で消防事務委託料が1,000万単位で増えております。実は、これ25年の消防署の退職者が15人ぐらいいらっしゃるというふうなことで、その負担割合であん分が増えてきているというふうなことで、ちょうど分遣所ができた出雲崎、高柳あたりで採用になった方々が皆さん退職されるというふうな年代になっておりまして、その部分が全てに影響してきているというふうな部分でございます。また、26年も数名退職されるというふうなことを聞いておりますので、若干また増えているのかなというふうな部分でございます。あと、消防署の分遣所関係で実施設計業務と地質調査というふうなことで新たに今回計上してございます。

95ページでございます。消防施設関係での水利関係でございます。小釜谷地区と田中の奥のほうになりますが、40立方級の防火水槽を2基というふうなことで。実は、防火水槽事業につきましては、国庫補助を受けるには毎年2基ないといけないということで、2基ありますと国庫補助を受け、さらにその裏を過疎債が当たるというふうなことになりまして、余り持ち出しがなくてできるというふうなことで、毎年2基ずつ整備をできるだけしていきたいというふうに考えているものでございます。

続いて、96ページでございます。コミュニティ消防センター関係の修繕工事、藤巻、井鼻、大分経過しておりますので、藤巻は外壁、井鼻はちょっと車庫の入り口、シャッターが大分風で何回かやられておりますので、ちょっと入り口をかえて修繕したいなというふうに思っております。それと、消防ポンプ自動車、これ軽積載でございますが、20年経過したものを更新してきておりますが、今回は沢田と船橋で配備してある軽積載を更新したいというふうなことでございます。あと、今回ちょっと初めて出る名前ですが、ダイレクトバルブというふうな、これ備品でございます。これは、長い距離を送水する場合、待ち受けのような形で落としてまたくみ上げていたんですが、これを直接ポンプに入れることによって自動的に圧力を調整する機能を持っているバルブでございまして、ちょっと3台今予定していますが、これを入れてちょっと長い距離での送水訓練含めて、また使用できるような体制とっていききたいというふうなことで新たに入れるものでございます。

続きまして、防災対策費でございます。自主防災組織活動報償金、これは昨年に引き続いてのものでございます。それと、防災関係で津波の避難路関係でご要望が幾つか来ております。階段関係の手すりの設置、整備というふうなことで、施設修繕料の中で部分的な修繕のものは入れてございます。ということで、ここで25年度は手すりのほうの部分で整備が必要な部分、修繕をさせていただくような形でございます。24もそうなんです、実際民地を避難路として利用する場合、使用貸借というふうな契約を結ばせていただきまして、無償なんですけど、管理は町がしますというふうなことで、そんなふうな形で、土地との関係との整理しながら整備を現在させてもらっております。今後お寺、神社の手すり等の整備もやっぱり同じような形で、その辺の管理の部分をきちんとした中で必要なかなというふうな部分で取りかかっているというふうに思っております。続きまして、役務費の中では三級陸上無線技師というふうなことで、多分今年度末には50人近くになるかと思いますが、また全員がというふうなことで見込んで受けてもらっておりますし、中型免許、これマイクロバスを運転する職員の養成というふうなことで、24年は4人、既に中型の限定解除というふうな形で講習を受けて、4人ともマイクロが運転できるような形になっております。25は、また2人養成したいというふうなことでございます。それと、第3種放射線取扱主任者の講習、これも24年度は3人既に免許というか、資格取得しておりますが、また3人を予定したいというふうなことでございます。続いて、工事関係、防災行政無線につきましては、3年継続の最終年になります。事業費がちょっと多くなります。これは、各戸の個別受信機の整備というふうなことで、全協でもお話いたしました、各戸はもちろん、事業所、集会所への配備、また季節的にお帰りになる方への貸し出しもできるような形での台数の整備をしたいというふうなことでございます。あと、津波避難対策の整備工事というふうなことで、これも避難路の工事、現在しておりますが、まだ継続で残っている部分もございますし、また新規にやりたいという部分も出てきております。ないところを優先してというふうな形でございますが、尼瀬、井鼻の継続がございますし、久田地内でも一部新たなルートというふうなことで今考えられる部分、整備したいというふうに思っております。

続いて、98ページ関係、教育費に入りますが、99ページ、これ教育総務費は人間の異動ですので、省略させていただきます。

100ページをお願いいたします。教育振興費の町子育て支援事業でございます。小学校入学3万円、中学校5万円ということで、小学校は35名、中学校は37名を見込んでおります。続いて、教育講演会講師謝礼ということ、これも全協で申し上げましたが、舞の海さんを講師としてお招きしたいということで秋口を予定しているというふうなことでございます。

続いて、102ページをお願いいたします。報償費のところから出てまいります理科支援員謝金でございます。小学校の理科の思考力、判断力を育成するというふうな部分で、中学校の教諭のOBの方を予定するというふうなことで、週2回程度で授業を持ってもらって、実験、観察の推進というふうな部分での新たな取り組みでございます。

103ページでございます。上のほうから4行目、バスケットゴール点検料がございます。実は、24年刈羽村でバスケットゴールの部品の落下事故が起きております。ということで、町の関係する施設、体育館、小学校、中学校のバスケットゴールの点検を一斉に行うというふうなことで今、考えているというふうなものでございます。工事請負費関係は、これは小学校の体育館の非常口の鉄扉が大変重いということで改修、さらに体育館の入り口の屋上のパラペットの補修工事というふうなことで休みに実施というふうなことで予定してございます。

104ページ、教育振興費、学校給食費関係は省略させていただきます。

106ページについても備品購入につきましては、古いものは随時更新していくというふうな給食関係のものでございます。あと、通学バス運行業務費、これは昨年スクールバス、24年度で1台更新いたしましたので、それがなくなりましたので、比較で大きく減になっているというふうなものでございます。

続いて、108ページをお願いいたします。中ほどにバスケットゴール点検あります。これも同じものでございます。

109ページの工事関係、地下タンクでございますが、これも消防法の改正で49年に建設でございますが、灯油地下タンクのコーティングというふうなこと、ライニング工事ということで40年経過しておりますので、来年の3月31日まで終わるというふうなことです。あと、雨どいの取りかえ工事でございます。それと、職員室、コンピューター室のエアコンの更新、それと野球場の物置ということで、3月補正でネット、支柱お願いしておりますが、同じく野球場に物置というふうなことで今回公有財産購入で上げてございます。

110ページ、これは給食関係、111ページも学校給食関係は省略させていただきます。

112ページをお願いいたします。112ページの一番下になりますが、印刷製本費でございます。この中には、宝物の冊子にするもの、2,000部ぐらいでしょうか。あと、妻入りの街並みパンフがなくなりましたんで、1万部、生涯学習カレンダーという3つのものが印刷製本が入ってございます。

113ページ、文化芸術体験事業実施委託料、これにつきましても全協で申し上げましたが、6月ころ予定したいということで、劇団かかし座を招いての芸術体験というふうなことでございます。113ページの一番下のほうの県婦人連盟の研究大会出雲崎大会、これにつきましては6月1日、2日で本町でというふうなことで、300人以上が来場されるということで、「のど自慢」の司会をされていた宮川泰夫さんのおいでになるというふうなことで聞いております。これに対する補助でございます。

続いて、飛びまして115ページをお願いいたします。公民館費の中の工事関係でございます。電気関係2つ、これは電気保安協会から指摘があったもののそれぞれ更新工事でございます。それと、中央公民館の暖房の調子がちょっとサーモがきかないような状況になっておりますので、弁を取りかえての工事というふうなことで予定してございます。

それで、116ページ、図書館費は省略させていただきます。

117ページをお願いいたします。これにつきましては、負担金補助及び交付金で文化財保存活動事業補助金というふうな部分で、この中には小木ノ城史の史跡保存会に対する補助、それと滝谷薬師堂保存会に対する補助が入っていますが、それと出雲崎代官所獄門跡保存会に対する補助も、3つが文化財保存活動事業補助金に入っています。今回特に増えた内容としましては、滝谷薬師堂保存会が薬師堂にある算額を保護するというふうなことでレプリカを作製して、常時はレプリカをここに飾りたいというふうなことで、その部分の補助が増えていきます。それと、孝婦ゆりの碑保存事業補助金ということで、尼瀬にある孝婦ゆりの碑の柵が、石でできている柵がちょっと朽ちてきております。朽ちかけてきてちょっと危ないというふうなことで、地元の方々、保存会が立ち上がりまして、補助を受けて修復したいというふうなことで今回補助で単独でのせていきます。

118ページ、良寛記念館の管理運営費でございます。本格稼働の初めての年というふうなことになりますが、職員は4人体制というふうなことで、館長、館長代理、事務員2人というふうなことでございます。予算の財源内訳ご覧いただきますと、財源的にはその他というふうな部分に入っておりますのが入館料600万円、物品の売り上げが300万円、その他利子収入、雇用保険の実費徴収分が入って900万ちょっとというふうな財源内訳になっております。そのほか一般財源をつけ足しての運営というふうなことで、初年度こんな形でスタートしたいというふうなことで予算計上をしております。中身的には、広告料も役務費の中で170万と結構な金額をのせているというふうな状況でございます。

続きまして、121ページまで飛んでいただきまして、これは体育館のバスケットゴールの点検というふうなことで、これも先ほどお話ししたとおりでございます。

122ページは、公債費関係でございます。実は公債費、これは元金が増えてございます。これは、近年やっぱり過疎に頼ってきているというふうな部分で、平成22年の借入金の元金がちょっと開始になってきて元金が増えてきているというふうな状況でございます。

以上で歳出終わらせていただきまして、引き続き11ページ、歳入をお願いいたします。町税関係でございます。特にここで個人所得割が減になっているというふうな部分でございます。法人関係は、先ほど補正でも申し上げましたが、法人税割でエフエイニイガタさんの部分でのちょっと増というふうな部分でございます。

あと、固定資産税につきましては、24年の評価替えの年であったというふうなことで、全体的に落ちているというふうな部分でございます。

続いて、12ページでございます。軽自動車は横ばいでございます。

13ページ、町たばこ税についてちょっとご説明をいたします。実は、たばこ税につきましては、4月1日から小売の価格は変わりませんが、税金の割合が変わります。県税が減りまして、町の市

町村税が増えるというふうなことでございまして、これは、平成23年の税制改革におきましてもう既に決まっておりますが、法人税の実行税率下げるというふうな部分で、地方に影響が出るんじゃないかということで、25年の4月1日から都道府県たばこ税の一部を市町村のたばこ税に移譲するというふうなことで来てございます。その辺で今回たばこ税316万8,000円ぐらい増えてございます。ちなみに、たばこ税につきましては420円の1箱、20本入りにしますと、約6割がこれ税金というふうなことでございます。ということで国がその税金の半分を取り、町が全体の25%というふうなことでございまして、ということで410円のうち244円がちょっと税金というふうなことでございまして、ということでございます。

地方譲与税関係、以下大きく変動のないところは、説明省略させていただきます、次15ページをお願いいたします。当町に関係あるゴルフ場利用税でございます。なかなか景気の低迷でこの税も伸びておりませんが、ちょっと利用者をお聞きしましたら、24年の1月から12月の利用は4万498人というふうなことで、23年が4万1,176人でございましたので、678人ちょっと減ったというふうなことでございますが、税金上はちょっと抑えての予算計上してございますので、25年度の影響は考えてございません。

16ページ、地方交付税関係でございます。これもちょっと不透明な部分もあるんですけど、普通分で前年度に比べて1,000万円減としてございます。あと、特別分で500万円増やしてございます。この500万円につきましては、津波の避難路関係、特別交付税措置されておりますので、その辺の部分で追加を今回させていただきたいというふうな部分でございます。

それと、17ページ、中ほどの電源立地交付金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり心月輪脇のトイレの改修に充当というふうなことでございます。分担金、負担金につきましては、中山間関係での分担金と小規模治山事業分担金、これにつきましては2カ所を予定してございます。上中条の公会堂脇と松本のちょうど神条へ上っていく交差点のところのお宅の裏というふうなことになります。

続きまして、18ページで中ほどでございます。民生費負担金の中で児童福祉費負担金滞納繰り越し分というふうなことで今回17万4,000円のつてでございます。これは、お1人分、1世帯分というかで繰り越し出ておりますので、今回のせてございます。

以下、20ページまでは省略をさせていただきますが、19ページで今回初めて細節ができましたのが先ほど申し上げました社会教育使用料で良寛記念館入館料というふうなことで、単純に600万計上してございますが、1人当たり400円の1万5,000人というふうなことで見込んでの600万円の計上でございます。

次に、21ページお願いいたします。国庫補助金関係でございます。土木費国庫補助金関係で名称が変わってございます。社会資本整備総合交付金という形で24年度の途中まで来ておりましたが、今までどおり街なみ環境につきましてはこの事業名でいきますが、道路関係につきましては防災・

安全交付金というふうな形で名称が変わってきているというふうなものでございます。

以下、歳出に連動いたしまして国県支出金変動いたしますので、説明は省略させてもらいまして、25ページをお願いいたします。これは、先ほど歳出で申し上げましたが、選挙費の委託金ということで、参議院議員通常選挙委託金が今回はのせてございます。ちなみに、参議院の任期は7月28日というふうなことでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。寄附金についてでございます。公債費寄附金でございます。これは、実はエコパークいずもぎきができるとき町道南沢中田線について町のほうで事業施行したのですが、県のほうからかかった部分での起債を借りておりますので、その元利金を事業団のほうから受けたものでございます。これは、25年で終了というふうなことで、これが最後というふうなことで。したがって、町が借りている起債も25年で終了になるというふうなものでございます。

28ページでございます。基金関係の繰り入れでございます。財政調整基金の繰り入れ、これ2億8,000万円ということで24年度と同額でございます。減債基金も同額でございます。あとは、28ページの住宅用地造成事業特別会計繰入金、これ3,640万円入っておりますが、これやまや団地の分譲を見込みまして、年内に繰り入れというふうなことで連動したものでございます。

32ページまで以下説明は省略させていただきます。32ページの下のほうに出てまいります、良寛記念館物品売払収入、これが新しい細節で出てきたものでございます。

続いて、33ページは町債でございます。障害者、老人福祉、児童、保健、これはみんな全てソフトでございます。大体障害者相談支援事業というふうな部分で充てております。老人福祉関係は、緊急通報装置、家族介護支援、紙おむつ支給になります。高齢者福祉タクシー、地域コミュニティーセンター、高齢者筋肉トレーニング、介護予防フォローアップというふうな部分で、細かいものを全て過疎債事業で充てているというふうな部分でございます。あと、児童措置関係は、保育所通園バス、保健衛生関係は子育て支援という紙おむつの支給に充てております。そのほか農業用機械設備、これは藤巻、柿木の近代化施設の整備について充てておりますし、中山間はこれは一般公共というふうなことで過疎ではございません。そのほか林道の舗装、観光イベント、これにつきましては、きずな、それとカーニバル関係、そのほかに充ててございます。あと、観光用トイレ、道路、橋りょうは、先ほどの街なみ環境関係での部分で充ててございますが、道路、橋りょうはこれ新設改良でございます。そのほか街なみ環境で充てている部分、海岸背後地の公園部分に充てている部分ということでございます。あと、防火水槽につきましては、これは補助金を受けた裏を充てているというふうなことでございますし、消防ポンプは全額過疎というふうなことでございます。以上、過疎対策事業債、これハード、ソフト入っております。

歳入の説明終わらせていただきまして、続いて7ページ、地方債をお願いいたします。今ほど説明いたしました関係の地方債が第2表として整理されてございます。ほとんどが過疎でございます。

中山間は一般公共、最後に交付税の振りかえになっている臨時財政対策債というのがございますが、過疎のハード部分で2億2,520万円、ソフトで3,700万円というふうな起債を起こしているというふうなものでございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。給与費明細書関係でございます。特別職の部分が124ページでございます。常勤、非常勤の特別職の給与の明細となっております。議員さんの共済掛金がちょっと減になっていますので、その辺の動きが大きくなっているということでございます。

続いて、126ページでございます。これは、一般職の職員の総括表でございます。総括表の中で職員につきましては、3月31日で3名が退職いたします。また、4月1日で3名を採用というふうなことでございます。一般会計では、これに教育長を1人一般職に分類上含めて65名でございます。そのほかに簡水、下水道、集排で各1名職員がおりまして、教育長を入れて68名の職員体制、それに町長、副町長が加わりまして70名というふうなことでございます。

以下省略をさせていただきます。134ページは継続費の関係、135ページ以降は債務負担行為、137ページは地方債の調書というふうなことでございます。

長くなりましたが、ありがとうございました。

○議長（中野勝正） 次に、議案第27号から議案第29号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 続きまして、国保特別会計から順次説明をさせていただきます。

特別会計予算書、まず国保特会、歳出予算のほうから主なものを申し上げます。予算書の19ページをお願いできますでしょうか。2款保険給付費でございます。1項の療養諸費。こちらは、本年度3億4,673万9,000円を見込んでおります。給付費につきましては、医療関係前年度ほぼ同額程度の伸びであろうというふうに見込んでおります。

続きまして、22ページです。3款に後期高齢者支援金等という科目がございまして、これは本年度6,979万2,000円というふうなことで、後期高齢者支援金制度への支援金ということになります。

続きまして、24ページ、7款のほうに共同事業拠出金がございます。こちら7,343万3,000円を計上してございます。高額医療費共同事業、これは1件80万円以上、保険財政共同安定化事業、これは1件30万円以上の医療費について、それぞれ県内市町村国保全体で拠出をして保険料の平準化等、国保財政の安定化を図っていこうという事業が行われておりますが、その事業に対する出雲崎町国保の拠出金となっております。

その下に8款保健事業費がございます。25ページのほうには、2項で保健事業費というふうなことで1,154万2,000円を見込んでおります。この中におきましては、健康対策ということでCKD対策事業を引き続き実施していく予定にしております。

その次のページの26ページになりますが、人間ドック、脳ドックに対する助成も計上してございます。新年度につきましては、30歳から74歳の方、人間ドックの助成を1人当たり2万3,000円、そ

れを380人、脳ドックに当たりましては30歳から70歳までの5歳節目年齢の方を対象に1人当たり2万5,000円、30人分を見込んでいるところでございます。

次に、歳入につきまして主なものを申し上げます。ページでいきますと8ページになります。8ページ、1款国民健康保険税でございます。平成25年度の国民健康保険税の予算編成時の考え方でございますが、医療給付費が前年度とほぼ同額であろうというふうなことから、国民健康保険税のほうも前年度当初と同じ税率という形で計算をしてございます。若干被保険者数の減少等により総額では減っておりますが、国民健康保険税両方で1億893万6,000円を見込んでいるところでございます。一般被保険者に係る医療費分では1年間当たり年間1人5万7,116円、介護納付金が2万1,979円、後期高齢者支援分が2万61円で、合計1人年間平均といたしますと9万9,156円となります。この中には、基金からの繰り入れあるいは先ほど一般会計のほうから説明ございましたが、一般会計からの繰り入れ等も入れまして、税率引き上げを抑制しているところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。5款の国庫支出金、1項国庫負担金がございます。こちらのほうが前年度より1,060万7,000円の減となっておりますが、これは次に説明します7款前期高齢者交付金が伸びました、そちらが増額しました関係で相対で国庫負担金が減るというふうな状況になってございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。7款に前期高齢者交付金がございます。25年度1億5,443万円を見込みまして、前年度より3,273万円の増となっております。これは、支払い基金からの示された金額を計上しておりますが、全国的に見て国のほうでは前期高齢者に係る医療費が増えるというふうな見込みのもとで算出されたというふうに伺っております。

次、14ページをお願いいたします。こちらは、繰入金でございます。1項のほうが一般会計からの繰り入れ、2項が国保が持っております基金からの繰り入れとなっております。1目の一般会計の繰り入れですが、1節の保険基盤安定繰り入れから4節の財政安定化支援事業までの繰り入れ、これにつきましてはいわゆる基準内繰り入れ、法定内繰り入れと言われるものでございます。一定のルールに基づいて算出した金額でございます。5節のその他一般会計繰り入れ、これは法定外繰り入れというもので、国保財政の基盤安定と強化のために一般会計から繰り入れをお願いするものであります。

次に、2項の基金繰り入れですが、国保の準備基金のほうから2,841万6,000円を繰り入れまして、保険料の引き上げ抑制に充てております。25年度におきましてこの基金がそのまま執行されますと、25年度末の基金残高が3,507万1,000円の見込みということになっております。なお、国保の特別会計の収支につきましては、資料のほうに31ページにこれまでの収支状況を添付してございますので、ご参考いただければというふうに思っております。

引き続きまして、介護の特別会計につきまして説明をさせていただきます。同様に歳出予算の主なものから申し上げます。予算書のページ数でいきますと、まず47ページをお願いいたします。介

護特会の大宗を占めますのが保険給付費となります、2款保険給付費。1項が介護サービス等諸費となっており、6億2,945万3,000円で、前年度より微増ということでございます。この中には、居宅介護サービス給付費の伸びを見込んでいるものでございます。

下の2項の介護予防サービス費等諸費です。これは、要支援者1、2に対する給付費になりますが、こちらのほうが2,405万1,000円ということになってございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。6項のほうに特定入所者介護サービス等諸費が1,977万3,000円計上いたしました。これは、市町村民税非課税世帯等の低所得者の方の利用者の負担を軽減するために保険のほうから給付している経費でございます。前年度より若干伸びるであろうと、微増ということになっております。

次、52ページをお願いいたします。5款2項のほうに包括的支援事業、任意事業費ということで1,146万7,000円計上いたしました。包括支援センターに対する委託費等の経費でございます。

次に、歳入予算につきまして申し上げます。歳入予算、1款保険料でございます。総額で1億2,099万5,000円を見込んでおります。介護保険料につきましては、平成24年度から26年度までの保険料は同額となっております。被保険者数の増等によりまして保険料の微増を見込んでいるところであります。

次、38ページ、国庫支出金のうち1目介護給付費負担金で1億2,261万5,000円、前年度より166万9,000円増計上いたしました。これは、介護給付費に係ります国の負担分で、給付費に対して居宅分に係るものにつきましては20%、施設分につきましては15%の負担率が法律で定められております。

39ページ、4款支払基金交付金です。これは、昨年度より若干増えてございますが、1目の介護給付費交付金、こちらの負担率は29%ということになってございます。

次、40ページです。5款が県支出金となります。県支出金の介護負担に対する給付率は、居宅分が12.5、施設分にあつては17.5の負担率ということで、前年度より若干増えるだろうというふうに見込んでおります。

最後に、41ページの繰入金です。こちらのほうを1目に介護給付費繰入金ということで一般会計から介護特会に対する介護給付費に係る繰入金です。こちらは、介護給付費の12.5%が繰り入れるというふうなことになってございます。介護特会につきましては、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療の特別会計につきましてご説明をさせていただきます。同じく歳出予算が66ページにございますので、お願いをいたします。3款の後期高齢者医療広域連合納付金ということで、県内市町村で構成しております広域連合への納付金で5,834万4,000円です。これは、町が集めました保険料の納付分と県から町に来ます保険基盤安定化に係る県、そしてあと町の負担分の合計額を県の広域連合に納付するというふうになってございます。

続きまして、歳入予算を申し上げます。62ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療の保険料で4,031万7,000円ということで計上してございます。後期高齢者の保険料につきましては、24年

度、25年度、同額となっております。均等割率3万5,300円、所得割率7.15%という税率になっております。

下の63ページのほうの3款繰入金、こちらが2,003万6,000円というふうなことで、一般会計から保険基盤安定化に係る経費並びに事務費に係る経費を繰り入れを行う予定になってございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（中野勝正）　しばらく休憩します。

（午後　2時28分）

○議長（中野勝正）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　2時40分）

○議長（中野勝正）　議案第30号から議案第34号について、補足説明。

建設課長。

○建設課長（玉沖　馨）　それでは、議案第30号につきまして補足説明をさせていただきます。簡易水道事業では、安定した給水とより良質な水を提供するために新しい井戸水源の整備を行ってきましたが、平成25年度からはこれらの供用を順次開始するための認可申請作成あるいは継続しております老朽管の布設がえ工事を行うための予算を計上いたしました。

歳出、79ページをご覧ください。1款総務費、1目13節の簡易水道事業経営変更認可申請書作成業務でございますが、目的の一つが簡易水道の統合になります。町の水道事業は、役場周辺の中越地区と八手地区を合わせた第1簡易水道と海岸地区、下西越地区を合わせた第2簡易水道の2つの認可エリアに分かれていますが、これを統合して一つの簡易水道にするものでございます。目的の2つ目が今ほど申し上げました水道の水源を新しくしたり、浄水の方法の変更をするための認可申請になります。補正予算でこれから小木浄水場の整備工事を行います、設備に大きな変更を行うこと、それから常楽寺井戸の井戸水源が新しく加わることが上げられますし、同様に山谷、それから大釜谷の新しい井戸もそれぞれ必要となる浄水場設備の整備も含めまして、実際に給水を開始する前に変更認可を受けなければならないとされておりますことから、これらをまとめた申請書作成の委託を行うものでございます。これに関連しまして82ページには、3款水道施設費、2目の13節に水源井揚水量調査委託がございまして、新しい4カ所の井戸の揚水量を確認して認可申請に添付するためのものになります。その上の覧、1目15節管路工事は、藤巻地内の老朽管布設がえ工事、常楽寺地内、それから大釜谷地内の新しい井戸を浄水設備に接続するための管工事になっております。簡水については以上でございます。

次に、議案第31号につきまして補足させていただきます。平成25年度は、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。特定排については以上でございます。

次に、議案第32号、農業集落排水事業特別会計でございます。主なものといたしまして、113ページをご覧ください。2項集落排水施設費の13節、15節は、出雲崎地区処理場及びマンホールポンプ場の設備更新工事とこれに係る設計業務委託でございます。内容としましては、処理場では汚水処理を自動運転するための操作コントロール設備、異常時の警報発報装置、稼働状態の記録装置など、主に電気設備を更新します。マンホールポンプ場では、劣化の進んでいます出雲崎駅前駐車場に設置してあります汚水ポンプ2台を取りかえます。この財源につきましては、国の交付金と起債を計上いたしております。

農排特会の説明を終わりました、次に議案第33号、下水道特会につきまして説明させていただきます。下水道事業特会につきましても今ほどの農排会計と同様に、処理場、マンホールポンプ場の機器、設備の老朽化が進んでおりますことから、更新を行う時期を迎えております。本会計では、平成24年度に下水道長寿命化計画策定を行っておりまして、今後国にこの計画書を提出し、内容の確認を受けることとなりますけれども、これに半年ほどの期間が必要となりますので、平成25年度はまとまった設備の更新はございません。新しいもので1点、維持管理の委託料におきまして、下水道台帳システムの更新費用を計上いたしました。この台帳システムは、国の交付金の対象にならない設備となっております。このほか例年と同様に施設の維持管理や起債の償還に係る費用を計上いたしております。

下水道会計を終わりました、最後に議案第34号、住宅用地造成事業特別会計でございます。平成25年度は主なものといたしまして、やまや団地の分譲による財産収入と売り上げ収入を一般会計へ戻します一般会計繰出金を計上いたしました。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第34号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第34号までの議案9件につきましては、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例

第7条第1項の規定により議長を除く8人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く8人を選任することに決定しました。
この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時48分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中野勝正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員がそれぞれ互選されました。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（中野勝正） 議案第26号から議案第34号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中野勝正） 日程第42、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第35号につきましてご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員をお願いしております遠藤清委員が平成25年3月21日をもちまして任期満了となることから、その後任として沢田の山田廣行氏をお願いいたしたく、提案するものがあります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時52分）

第 2 号

(3 月 1 1 日)

平成25年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成25年3月11日（月曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（９名）

2 番	仙 海 直 樹	3 番	田 中 政 孝
4 番	諸 橋 和 史	5 番	中 川 正 弘
6 番	宮 下 孝 幸	7 番	三 輪 正
8 番	田 中 元	9 番	山 崎 信 義
10 番	中 野 勝 正		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 則 幸
助 役	小 林 忠 敏
教 育 長	佐 藤 亨
会 計 管 理 者	内 藤 百 合 子
総 務 課 長	山 田 正 志
町 民 課 長	池 田 則 男
保 健 福 祉 課 長	河 野 照 郎
産 業 観 光 課 長	田 口 誠
建 設 課 長	玉 沖 馨
教 育 課 長	佐 藤 信 男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 中 宥 暢
書 記	竹 内 千 春

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中野勝正） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中 川 正 弘 議員

○議長（中野勝正） 最初に、5番、中川正弘議員。

○5番（中川正弘） 一般質問させていただきますが、今回は6名ということで、昨日ワールドベースボールクラシックで鳥谷選手が先頭打者ホームランということで、勢いに乗って勝ったわけですが、見逃し三振にならないようにトップバッターを務めたいと思いますが、今回通告書によって人口減少と合併についてということでお尋ねしてあります。人口減少、過疎化、そんな中で町民が不安に思っていることを直接町長との話のやりとりをしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番目と2番目は、関連がありますので、一緒に質問いたします。長年にわたって過疎対策として町道の整備、下水道の普及、高齢者対策、宅地の分譲や造成が図られてきました。新潟県も人口が減っており、そんな中で出雲崎が人口を増やすことは困難で、ある意味不可能に近いことは十分に承知しております。出生から死亡を引いた自然動態、転入から転出を引いた社会動態、これらを見た中で、人口減少を食いとめる政策をどう今後進めていくのかお聞きいたします。

また、過疎化が進み、人口が減少する中で、5年後、10年後の町の姿をどう思い描いていられるのかお聞き申し上げます。また、人口はどこまで減少するものと考えておられるのかお聞きします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 中川議員さんの今後の人口対策ということにつきましてお答えをしてみたいと思います。

中川議員さんがおっしゃりますように、長年にわたる過疎対策等々の中で一生懸命私も、また皆様方にご指導いただきながら事業を進めてまいっておるわけですが、しかしながら残念ながら、これはもう全国的な傾向でございますし、また新潟県におきましても人口は減少維持と転じておるのが事実でございます。本町におきましても、ご承知のように昭和45年に過疎地域に指定されまして、43年を迎えているわけですが、依然として人口減少は続いております。しかし、その間、やっぱり道路、生活環境あるいは教育、下水道、あるいは

また観光、防災等々全力を挙げてこの町に住む人たちの利便性を図りながら、ご理解をいただきながら、いろいろな政策を展開してまいっておるわけですが、その中でも宅地造成もその一つであります。社会動態を中心とした施策であります、この3月25日からやまや団地をひとつ分譲開始をしたいということで、今進めておるわけですが、また生活環境の整備はもとより、社会動態の好転ということを目指しながら、積極的に施策も進めておるところでございます。

また、今ご指摘されましたように、この人口減少の最も大きな原因は自然動態と社会動態のいわゆるギャップでございますが、自然動態におきましては本当にお亡くなる方が100人以上、あるいはお生まれになる方が20名強というようなことでございまして、大体この1年間で70人以上の皆さんがこの自然動態の中では減少しておる。しかし、一方におきましては、社会動態はプラスに転じるというところでございますが、しかし今申し上げますようにそのギャップはなかなか埋められないというのが現実でございます。その中でございますが、いかにお子さんを産んでいただけるか、またあるいはお育ていただくかということの中で、不妊治療とか、あるいはまた乳幼児の皆さんのご支援とか子育ての支援とか、積極的に進めているわけですが、これからもやっぱり本当に子育てに優しい、安心して子供を産み育てるような環境というものにつきましても全力を挙げてまいりたいというように思っております。出生人口の好転も期待しておるところでございますが、残念ながら出雲崎町の今高齢化率も37.6%と、県下でも相当の大きな数字になっておるということでございますので、75歳以上の後期高齢者も24.1%という大変厳しい状況にあるということも事実でございます。しかしながら、これからも申し上げておりますように老後本当についての住みかとして、本当にいい町、この町の環境の中でひとつ終生を終わるというような形の中で、環境整備等々も、これまた積極的に進めながら、自然動態あるいはまた社会動態等々の好転を図ってまいりべく、これから施策もミックスしながら進めてまいりたいというように考えるわけでございます。

また、この後過疎が進む中で、5年後、10年後の姿についてはどうかという質問でございますが、10年前、5年前から現在にどのように変化したかと申しますと、これも今後5年、10年後、どのような姿になっていくのかということに思いをはせますときに、10年前は小泉政権からの三位一体改革とか、あるいはまた市町村合併の促進、地方交付税の減額、合併なく単独での生き残りが可能なかどうか、まさに渦中にあったわけですが、この5年前は合併なく単独での道を歩んだ再建の中ではございますが、ご承知のように16年度水害とか、あるいはまた中越大震災あるいはまた中越沖地震と、立て続けの大災害の中でございましたが、積極的に先ほど申し上げましたてまり団地とか、あるいはまた川西団地等々の分譲、復興基金を利用したの各種のイベントを通しながら、それなりの災いを転じて福となすと申しませうか、これを乗り越えながら全力疾走してまいったというのが現実でございます。ただし、この間人口の動きといたしましては、10年で約900人減少し、現在でも現在の県の統計調査では平成22年国勢調査の数値から住民基本台帳との移動を加味した県

人口統計調査では、本年1月末現在4,735人というようになっておりますが、このような中で団地分譲あるいは公営住宅の整備、積極的に各種の施策を継続してまいりますが、いかにこの減少傾向を緩和させながら、願わくばプラス要因を考えるような政策も進めてまいりたいと思いますが、なかなか難しいというのが現実でございますが、その中でも申し上げておりますように、この町に住んでよかったと思われるような町づくりの中で、皆さんからこの出雲崎町をご理解いただけるように努力してまいりたいと思っております。特にやっぱりいわゆる精神的な面の、この出雲崎過疎だという何となく閉塞感あるいは後退した考え方、これがやっぱり一番私たちは恐れるわけでございますので、いわゆる過疎というものをいかに食いとめながら、小さくとも元気のある町だということの中でひとつご理解いただいて、さらにまたご努力いただくことによって人口減少も若干は減少が緩和できるんじゃないかというように考えていますので、さらにまた皆様方のご理解いただきながら、積極的な施策も進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 今の町長の中で過疎という響きが、あるいは過疎というムードがという話がありましたけども、かのフランスのナポレオンは「指導者とは希望を扱う人である」というふうに言っております。指導者が町民にぜひ希望を与えていただいて、小さくてもやっていけるんだと、あるいは過疎のどこが悪いんだというぐらいの調子で町村運営をしていただきたいというふうに思っておりますが、その中で10年後、私は大体人口は4,000人ちょっとぐらいまで減るのかなというふうに思っております。しかし、4,000人ちょっとあれば、まだまだ町として行政も、あるいは集落もちゃんとやっていけるんじゃないかなというふうに思っております。今までの社会動態あるいは自然動態の中で、自然動態の減がひどいというふうになっておりますけども、社会動態は転入転出を比べたときに増えている年もあります。自然動態、亡くなっている方が100人近く、生まれてくる方が20人から30人ということで、自然動態がマイナス、マイナスできているわけですけども、その自然動態をプラスに転じるということで、一番いい今まで町がやってきた政策は宅地造成、分譲というものではなかったかなというふうに思っております。第2、第3のてまりあるいはやまや団地というものを手がけながらやっていかなければならないんだろうなというふうに思っておりますが、その中で宅地造成するには低廉な安い有望な土地、そういった造成地が見つからなければならないのですが、そんな中でふと思いますと岩船町の旧役場跡地、商工会の跡地ですけども、町の持っている土地では結構大きな面積あるんですが、あの土地の有効活用はどのように考えておられますか。お聞きします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 皆様方にもその点に関しましてはいろいろご意見を徴しながら、それらを参考にしながら、基本にしながら政策を進めてまいっておるわけでございますが、試みにこの石井町に若者誘導住宅をひとつ建ってみたいということで皆様方のご理解をいただきまして、4棟建設した

わけでございますが、現在入居された段階では、もちろん夫婦で入居していただきましたので8名、子供さんがその当時8名おられたわけございまして16名、その後入居された方々の中でお子さんが3名生まれたと、いわゆる19名石井町においてはあの若者誘導住宅の中でひとつ本当にそれぞれ頑張っただいておる。この前も東京出雲崎会でちょっとご紹介申し上げたんですが、そういう方々も石井町神社のお祭り等にも積極的に協力されているという姿を見ますときに、あれは大成功だったと私は思っています。そういう参考事例を尊重、それを貴重なものとしながら、これからも海岸地区におきましてはそういう面に重点的にひとつまた私は施策を進めていかなきゃならんと思っております。そういう意味で旧役場跡地もこの成功事例を参考にしながら、さらにやはり人口、若者をいかに定住をさせるかということについて全力を挙げてまいりたい。また、それぞれの企画を持ちまして、できるだけ早い時期にそのいわゆる跡地についても有効な手だてをひとつ講じてまいりたいというふうに考えておりますので、また議員各位におかれましても積極的にまたご提言をいただければ、それを参考にしてみたいというふうに思っています。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 積極的な発言をいただきました。本当に海岸の人口の減り方は極端でございまして、できるだけそういった公共的な宅地分譲等をもって人口の減少を少しでも食い止めることが逆に人口の減るカーブを緩くすることかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて3番目に行きますけども、結論から申しますと、私は対案から言わせていただければ、出雲崎町は合併すべきではないと考えております。しかし、今町民の不安は人口が減ってきたら合併するんじゃないだろうか、このまま町財政はやっていけるんだろうかということで不安に思っている町民がたくさんいます。人口減少の中で、将来も合併せずに単独で出雲崎はやっていけるんだと私は思いますけれども、町長はどういうふうにお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。また、将来において、そのためには何が必要なのかお聞きいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 将来合併せずに単独でやっていけるのかというご質問ですが、ずばり申し上げまして、私はこの状態で単独でこの町のひとつの推移をやっていけるという自信を持っています。やっぱりこれ合併前の平成の大合併の渦中でした。先ほど申し上げたように、あめとむちで合併をしなければ到底その町村の成り立ちはないということが盛んに宣伝をされたわけでございますが、私たちはやっぱり将来的なそういう推移を見守ったときにおいて、合併特例債とか、あるいは交付金の減とか、そういうものは一応俎上に上がりながらも、私はそういうものではないという考え方のもとに、また議会を初め町民の皆さんからもいろいろご意見あったわけでございますが、合併をしないという選択をして今日参っています。これは、私は絶対成功だったと思っています。今合併したところにおいては、本当にはざまでは大変厳しい方々がたくさんおられるということも

思っておりますので、私は現段階における出雲崎町、平成大合併の渦中において自立の道を選んだということは間違いなかった。今後も私はこの道でやっていけると申し上げますのは、やはり常に申し上げておりますが、財政を語らず政策なしということでございます。財政の面におきましては、当出雲崎町におきまして、ことしも32億有余の予算措置をしているわけでございますが、その中で21億の財政調整基金を持っているというのは、これは希有なんですね。全国的にも珍しいと私は思うんですわね。そういう意味において、私はやっぱりまず財政的な面を考えましても、今後の行政運営にいたしましても、このような大体推移の中で私は行政運営をやっていけるという自信を持っておりますので、健全財政を堅持しながら、最も大事なことはそれらを町民の皆さんからご理解をいただきながら、本当にここに住む町民各位から自分たちの住む町に誇りと自信を持ってもらって、本当にお互いにそれを共有し合いながら、全力を挙げてお取り組みをいただけるならば、私はそのもとに行政あるいは議会も町民各位の心情をしっかりと受けとめて、きめ細やかな、血の通う行政を進めてまいれば、私は町民のためにこの町は自立を選択すべきだと私は考えています。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 力強いお言葉です。ただ、残念なのは町民の末端までその考えが浸透していないということでございます。町民といろいろ話をしたり会議をしたりしているときの一番最後に出てくる言葉が、「中川さん、出雲崎はいつまでもつの」、「中川さん、出雲崎は合併しないで大丈夫なの」、そういう話が必ず出てまいります。私は、今回一般質問をして、その後答弁書を書いて、議会報に載せますが、そのときに町長、町長は合併しない宣言をしたと書いてよろしいでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、今後の大体国の方針なり、いろいろ行政の推移を見ますと、道州制問題、これ必ず俎上してまいります。もう既に自民党、公明党あるいは民主党あるいはみんなの党、維新等々は道州制を進めるべきという一つの方向に向いております。必ず今国会中にも道州制のいろいろな制度的なものが浮上してまいるかなと思っておりますが、私は率直に申し上げます。私は、この職にある以上は、リコールでもされるかは別ですよ。この職にある以上は絶対に自立を求めて、町民の理解を求めるべく頑張ってまいります。仮に道州制等が導入されたらどういうことになるのか。私たちは、全力を挙げて反対しなければならない。道州制というのは、結果的には私たちが平成の大合併は、これ大失敗ですよ。その二の舞をすることになるわけです。いわゆる本当に営々としてお互いが頑張って築いてきた地域の伝統文化、そういうものが消滅をしたということになりますと、私はやっぱりこれは国益に反することに必ずなるというふうに思っています。しかもこれは、道州制を進めると地方分権とは言いながら逆ですよ。東京一極集中に必ず向いていく。これは確実ですよ。さらに、さらに私は国の国力というのが落ちる。確かに道州制を引くことによって国は外交、防衛、司法とか、根幹にかかわるものをやると、あとはもう全部10の州か道にもう権限を移譲する。これは、必ず国益に反する。国の力が落ちると私は思っているんですよ。しかも仮に道州

制になった、そのときにどうなるか。今、国のやはり一つの方針は、弱小県あるいは財政力のない県あるいは地方にいわゆる交付金等々の中でバランスをとりながら平均的な財政運営と、いわゆる住民の福利厚生を図ってまいった。この問題が10の州なりに分割されたとするならば、今度は地域間の競争ですよ。その中にどこにくみするのか。新潟県の中、大変私厳しいと思う。そうなったときにどうなるか。私は、冒頭申し上げましたように、私がこの職にある以上は道州制に絶対反対をし、絶対私は自立を求めて頑張ります。そのようにご理解いただいて結構です。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 全く同感で、その答えを引き出したいがために今回一般質問させていただきました。

町長、これから町会議員の一般選挙が始まります。我々議員は、私も初めとして、そのときに公約といったものを、あれもします、これもします、あれもやります、これもやりますというものをとかく町民と約束しがちでございます。今町長がおっしゃいました。財政なくして政策なし。出雲崎は、たしか20数億の基金を持っておりますが、いつまでもあると思うのが親と金。金のないときのせつなさほどありません。だとすれば、町民が合併しない、したくないということが一番の希望とするならば、そのためには質素儉約、あれもこれも欲しいではなくて、あれかこれ。あるいはサービスも今の現状のサービスを落とすことはありませんが、そのためには多少の負担増もしていただく。そういった中で合併というものをしないんだということを町民各位に植えつけていかなければならないんだろうなというふうに私は思っています。これからいろいろな場面で議員からあれもしてください、これもしてください、あるいは町民からあれをつくってください、これをつくってください、言われるでしょう。でも、合併しないでいくための町の財政はこれだけのものが必要ですよということになれば、有利な起債がある。あるいは補助金がたくさんついて町からの持ち出しが少ない。費用対効果を考えてランニングコストが少ない。そういったもろもろのことを考えて、種々選択しながらやっていかなければならないと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 全く私も同感ですし、そのような形で進めてまいらなければならんと私は思っています。きょう傍聴にお年寄りの皆さんもたくさんおいでになっておるんですが、最近は老人に対する福祉ということを私たちも全力を挙げて取り組みいたしておりますが、これからは皆さんも今税制改革の相続税等の問題につきましても、いわゆる孫さんに1,500万円、いわゆる贈与した場合には全く非課税なんですわね。そういう制度が今度できるんですわね。失礼ですが、全く今国は1,000兆円の借金をしています。しかし、国民の金融資産は1,500兆円です。1,500兆円のうちのいわゆる80%は60歳以上のお年寄りの皆さんが持っておるという一つの試算がされているんですわね。そういうことによるたんす預金なり、単なるお金じゃなくて、有効に使ってもらいたいというのがこのような税制改革の中に盛り込まれると私は思っているんですわね。そういう意味で、おっしゃ

るように私たちは例えば灯油等の問題あります。これは、やっぱり非課税世帯とか、ふだん生活にお困りになっている方々、こういう方々には徹底的に行政として応えていかなきゃならん。しかし、お年寄りの皆さんでも今も言うように立派にお住まいをされて生活をしている方々、この方々からはしっかりと、またいわゆる今町が選択をする、そういうものについてのご協力いただきながら、やっぱりそういう意味では自立と健康に留意していただきながら、やっぱり生活をしてもらう、またご協力いただく、要するにそういうことを申し上げることはやはり政策に柔軟性を持っていかなきゃだめですわね。何でもかんでもやるという時代は終わりました。選択を持って、費用対効果だけじゃないですよ。費用対効果を言うんじゃない。それ以上に住民各位の、先ほど血の通った行政と申しますが、それぞれの皆さんの実態に合わせた中において子育てや、そういう面においては重点的に、ハード的な面においては抑えるものは抑える。やるべきことは、今おっしゃったようにもう有効な補助制度なり、そういう制度をしっかりと見きわめながら、積極的に取り組むと。そういう硬軟織りませ、いわゆる柔軟な政策というものを展開していかなければならない。そのためにはやっぱりきめ細やかに、議会の皆さんもそうです。私たちもそうです。住民各位のご理解をいただく、やっぱりそういう前向きな姿勢が必要だと私は思っています。時代が変わり、いろいろな面が問題出てくると思いますが、そういう面についてはしっかりと町民各位と問題点を共有しながら、ひとつことを見きわめながら、やっぱり一人一人の生活に資するような政策というのを進めていかないと私はだめだと思っています。

○議長（中野勝正） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） そろそろまとめに入りますけれども、町長の考え方で、それで私はよいと思います。ただ、今出雲崎の町がここまでしっかりしてきたのは町長の指導力、それはもちろんです。しかし、そのほかに行政の各担当者が無駄使いをしない、しっかりした計画を立てて施策を進めてきてくれたおかげかなというふうに思っております。これから財政が苦しくなる、要するに金の入ってくる歳入が減ってくることはあっても、増えることはなかなか考えられません。そんな中でしっかりと町民に希望を与え、合併しなくてもやっていけるんだ。そのためにはということを我々議員も頭に置きながら、無理難題を吹っかけず、地に足がついた政策でやっていかなければならない時代になってきたのかというふうに思っております。

最後に、町長以下執行部の皆さんにお願いして終わりますけれども、出雲崎町民全てが幸せを望んでいます。その幸せの私は大前提が他町村を見る限り合併しないで、小さくても顔と顔が見える町でいたいということだと私は思います。そのためにはぜひ財政運営を誤らないように、今のとおりにいけるように皆さんの奮闘努力を期待して終わります。

以上です。

◇ 山 崎 信 義 議員

○議長（中野勝正） 次に、9番、山崎信義議員。

○9番（山崎信義） おはようございます。2番バッターということで、きょうは開始前にたまたま東日本大震災2年たちましたので、黙祷をささげていただきました。きょうは傍聴さんもおられますので、私も防災・減災について町長の考えをお伺いして、特に精神面が私の場合主になると思いますので、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。通常2番バッターいうと送りバントで済むわけですけども、きちんと次の三輪議員のほうにまた引き継いでいきたいと思っております。

それでは、質問に移りますが、大震災から2年、なかなか復興が思うように進んでまいらなかったということは町長も十分頭の中にあると思います。津波などで損壊した建物の瓦れき撤去が、特に福島県では放射能問題が絡みまして手間取りました。かつての東北の生活を取り戻すにはまだまだ時間がかかるだろうと思います。ここ三、四日、テレビあるいは新聞等で大々的に今報道されておりますけれども、東北の震災を忘れるなということでの報道でもあります。私どももそれを踏まえながら実態を十分把握して、今後同じ過ちならないように、また自分たちの命を簡単にそこで終わらせないために努力するのが今生きている者の務めだと思います。今回特に想定外という言葉が流行いたしました。この大震災の教訓を忘れることなく地域防災活動に生かすべきだと思いますけれども、現在の状況を実際に確かめることが大事でありますので、私のほうも昨年3月の21、22日、議会、これは政務調査ですけど、現地行ってまいりました。仙台、松島、それから南三陸から気仙沼、陸前高田、そして大船渡、釜石という形で現場を見て、特に釜石では市役所の方々からお話を伺って説明を受けてまいりましたけれども、実際の間を見ますとあの通りって本当に物すごい広っぱで、瓦れきの山で、瓦れきだけじゃなくて車関係も積みっ放し、それから大型タンカーが陸上で上がったまま、一本松は寂しい姿、あれを見る限り、本当に私ども何と言ってみようもないんですけども、これ被災者の方は大変だなというふうにつくづく感じました。私もこの防災棟のところにちょうど供養のためにテーブルとか用意してあったんですが、あそこたまたま自分の職業ありますので、お参りさせていただきました。そういうところで、観光客も結構そこで見ておられますけども、ただ見るだけじゃなくて、きちんとその状態を踏まえて、私は帰ってほしいなというふうに思いました。

そこで、町長、実態をどのようにお考えになっているかわかりませんが、後でこれ聞きますけども、実際のところ特にあその水産業が大変なんで、リアス式海岸で、非常に明媚なところですけども、漁業関係が、特に319漁港あると言われていたんですが、そのうちざっと今1年以上経過した中で港として復旧しているというのは約35%程度しかない。漁場に関しては、ある程度していますが、実際の水揚げ高等は発表されておりますが、まだまだ前の状況には戻らない。当然船も被害を受けましたし、流されましたし、これはいたし方ないことでありますけども、そういう意味で養殖漁場のほうでは今数値的には8%程度もう復旧したと言われております。これ全国各地から、あるいは世界各地から応援いただいて撤去したおかげがあるんだと思います。それから、養殖施設の

ほう、これは今約66%程度復旧しているという状況です。それから、水産加工施設、これもよくテレビで報道されていますが、これも800施設あるんだそうですが、そのうちの約67%が今事業を再開しておるということで、私らが視察したときはとてもじゃないけど、そこまでなかなかいかないというふうに現実を感じてまいりましたけれども、今のところはそういうことで進んでおります。そして、中小企業の関係ですが、これは住宅の高台への移転等々がいろいろ問題になっておりますけれども、計画があってもなかなか進まない。これも町長おわかりだと思っておりますけども。また、今回の震災で亡くなられた方の数字が等々いっぱい出ていますけども、ほとんどが津波によるものだと言われております。そういう意味で今は生活していた場所に戻れないという状況がありますので、この現状等をどのように思っ、しかも当町としても今いろんな計画も作成中でもあります。県でもそうですけども。基本的な施策という形でどうしていくかということをお聞きしたいと思います。ちょっと余計なこと言いましたけど、資料の関係で、ぜひお願いします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 今山崎議員さんから間もなく……あつ、きょうで2年目ですね。この未曾有の大災害、1万千有余の皆さんがお亡くなりになり、いまだにふるさとを離れ、離れ離れに避難生活あるいは今言われたいわゆる生業する漁業とか、いろんな面で本当に苦しんでおられる皆さん、もう最近のテレビ等、あるいは新聞等、それ一色でございます。そういう面を考えますと、改めて私は2年目を迎えた中でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早く、本当に今山崎議員がおっしゃったようにお困りの皆さんに国は全力を挙げて集中的にやっぱりもとのいわゆる生活に戻れるような施策を徹底的にやっていただきたい。そういう中に私たちもいろいろな面で、精神的な面とかいろんな面でまたもう全力を挙げてご協力申し上げなければならんというふうに思っております。それを他山の石として、当町といたしましてもこの災害、仮にそういう災害に見舞われたときにはどうするかということに対しましても、今全力を挙げて対応もいたしておりますし、また原発問題あるいは津波問題等々につきましても、原発については今防災計画も間もなく県全体あるいは町も間もなく防災会議も開きまして、試案等もお示しをしたいと思っておるわけでございますし、また津波等につきましてもやっぱり避難路の確保とかいろいろな面でひとつ全力を挙げて、あつてはならないんですが、やっぱり起こり得ることも想定されるわけですから、犠牲者を出さないという、そういう観点に立ちまして、ひとつ私たちも全力を挙げて対応してまいりたいと思っております。幸いにいたしまして出雲崎町も過去において相当の大きな災害を受けているわけでございますが、やはり他からの大変なご支援をいただきながら、また町民各位のご努力等によりまして立派にまた復旧をしながら、今日至っているということも十分心にとめながら、きょうまでお寄せいただいた多くの皆さんのご支援等に対するこれをまたしっかりと受けとめ、そして今申し上げますような過去に大きい、あるいはまた今東日本大震災等々も十分参酌をしながら、地域防災計画というものをマニュアルとして生かしながら、常に臨機応変に体制を固めながら、あらゆる

面に対処してまいりたいというふうに思っているわけですので、また議員各位におかれましていろいろお気づきの点がありましたらご指摘をいただき、対応してまいりたいと思っているわけですので、よろしくひとつお願いします。

○議長（中野勝正） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 今回の件を参酌しながら、しっかりとしたマニュアルづくりを進めていただきたいと思います。

この町としても昨年の秋に実際防災訓練も実施していただきまして、その反省という形ですか、アンケートもとられております。そういうものを見ながら、特にこの1月から町内で今6カ所ですか、尼瀬と、それから住吉町、それと木折町、井鼻関係で6カ所の避難対策ということで階段と、あるいは手すり、それに絡んだ工事がなされておりますが、今後ともそういう形のものでもう少し広げていかなきゃなんだろうと思っております。私が話したいのは、その中で当然アンケートとられてあったわけですので、それに対する答え、町としての。今工事は工事として、そこ応えたことになりますけども、質問等が出たわけですから、そういうところの返答についてはどのようにお考えですか。実施結果のちゃんと意見とかあるんです。出ているんですよ。手元にないですか。それ含めながら、そのほかに自主防災組織もごございます。町長、前、私もこれ何回か質問していますのであれですが、たしか前回91%程度もう組織率があったわけですが、100%に近づけたいという答弁をされておりましたけど、実際にその状況、それと防災組織自体がやっているかやっていないかという把握を町長、どのように考えておられますか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） おかげさまをもちまして、地域自主防災組織も大方100%に近い皆様方のご理解をいただいておりますが、組織あるいは先ほどこっと申し上げましたが、避難に対するマニュアルとか、そのためのまず基本的には行政としてしっかりと一つの指針を示しながら、あるいはまた避難路においても……6カ所でしたかね。今着々と整備をしておるというハード的な面と、いろいろな面では行政がしっかりと対応しながら、また進めてまいらなきゃなんわけでございますが、要するに山崎議員さんのご質問の中でも釜石の奇跡と言われる、ああいう奇跡も起きる。起きた原因は何なのかという、いわゆる教育、そういう面に対する徹底な一応知識的な啓蒙をしておっても、それが実践に移されたか移されないかということによって大きく生死が分かれたという事実もございますので、私はこれから避難路等々の整備についても、今単なる我々の感覚じゃなくて、専門家を入れまして、より避難しやすいような整備も進めてまいります。100%満足とはいかないと思うんですが、これはまた皆さんからご指摘をいただいたら、またひとつ改良を加えながら、できるだけ安全に避難をしていただくということを考えてまいりたいと思いますが、問題はやっぱり私は釜石の奇跡を町民各位がしっかりと受けとめてもらいたいと思うんですわね。例えば町が避難訓練をする。ただし、参加者は二十数%しか及ばない。そして、自主防災組織もそうです。はて、健常者は

いいですが、本当に自分一人で移動ができない、避難されないという方に対してどう対応するかということ、そういう点までしっかりと立ち入った中において、どういう形の中で町内の防災組織の中でどういう方がおられるかということをしかりと認識していただいて、できるだけその防災組織の中でいろいろ問題点について私はやっぱり話し合いというふだん進めてもらいたいなと思っているんですよ。私は、だからこれからはハード的な面は町はしっかりとやらせてもらいます。それを理解してもらって、町民一人一人の皆さんがどう対応してもらうか。いろいろあるんですよ。そのときにもし事故あったらどうするのか。例えば家族の安否をどうするのか。あるいはもうもし災害が起きた、そのときにもう手短に最も貴重な最小限度のいわゆる防災的なそういうものをどのような形で備えていただけるのか。あるいは今言う防災訓練の参加、そして避難路。私は、避難路が完成をしたら、特に海岸地区の皆さんにお願いを申し上げたい。単に避難訓練をやれますよというときに避難路を通る、これも大事ですが、ふだんいわゆる健康づくり、暖かいときにできるだけ足腰を鍛える、健康補助を兼ねながら、さて津波が来た。避難するときはどうする。ふだんの散策路として避難道路を何回も私は通ってもらいたいと思うんです。避難をするとき、訓練をしたとき通るんじゃないんですよ。ふだん暖かいときに時間があったら、ああ、ここの近くにこういう避難路があるんだな。ちょっと上ってみようかどうだかと、そういうことを反すうしてもらいたいね、私は。そういう基本を持っていないと、ハード的なものばかりやったって、これももう本当にいざというときには役に立たないことがたくさんあるんですよ。そういう面で、私はやっぱり今申し上げますようないろんな意味で避難訓練、そしてうまくなけりやまた行政に言ってもらって、それを手直しするというようなこと、そしてやっぱり今申し上げます点について、これからやっぱり地域の連携プレーといいましょうか、出雲崎はそういう都会とはちょっと違いますから、プラス要因がいっぱいあると思います。そういう連携プレー、この辺をふだんのコミュニケーションを図りながら、私は醸成をしてもらいたいなというふうに考えていますので、その辺を私はハードもさることながら、徹底して町民各位にそういうことをお願いしていかなきゃならんと私は思っています。

○議長（中野勝正） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 全くそのとおりであります。そのために自主防災組織があるわけですので、行政頼みでどうもいきそうな気配が十分考えられますので、そうでなくて防災組織を行政としてはしっかり育てていくという立場でおほめいただければいいと思います。リーダー養成とかやりながら、実際の活動は各町内あるわけですから、そこでやるのが仕事なんですよ、実際は。私もそういう意味で一応町内会長でもありますので、町内のほうはきちんとそういう形で進めていきたいと思っていますし、ふだんから油断なく、自分のところは一番よく知っているわけですから、きちんとそういう形で動くというものを大事にしたいと思います。

この地震の心構えが一番大事なんです、私が言ったことがよけりやよいで返事してもいいんですけども、第1番目に周囲の地域環境をまず確認するというのが第1、それから家族との連絡方

法をどうするのかと、きちんと決めておく。それから、避難場所の確認、さっきも重ねますけど、あとうちの各家庭のリスク、どこが危ないか、どこにいたらいいかという形のものを考える。それから、地震に強い建物にする。あるいは最後にしておきます、家具の転倒防止、これよくうちの中でけがしますので、そういうものを基本として、家庭内でしっかりとやっていけば多少はカバーできるんじゃないかというふうに基本的に思っていますが、これ含んでおいていただこうと思います。

それともう一つ、今言った地域環境のことでいえば、これも私、前に質問しましたが、やっぱり日本海側の断層問題、これがなかなか、今また新聞でも出てきましたけど、太平洋側は大分進みました。今東海、東南海、向こうのほう心配されています。現実、箱根山が1月1カ月間で1,400回ぐらいの地震動を起こしていますけども、あれまた富士山と連動するんじゃないかなんて心配もされておりますが、そういうことを踏まえながら、日本海側のいわゆる断層の調査がはかっているということで、国もこの1月からですか、国交省と、それから文科省でプロジェクトチーム立ち上げて、いよいよ調査に入ることだそうでありますので、これ早くしていただいて、私どもとしては断層を知っておかなきゃならん。前にも話したとおり、私どものところは佐渡の内側にありますよと、1つ。それから、この前動いた、何かF-Bという形で、原発の脇から出雲崎まで来ていますので、それがある。それと、佐渡から原発に向かっている佐渡島南方という、これがあるんだということ。陸地では角田一弥彦線、それから気比ノ宮、片貝というラインがもうこれははっきりしているわけですから、それを頭に入れておかなきゃならんと思います。そういう意味で地震が起きたら、まず逃げるということが、これは去年の防災の講話のときにも話がありましたけど、そこに徹するわけです。

この次の話しますと、釜石の3原則、もうそこに行くわけですよ。これを大事にしていかなきゃならんと思いますので、じゃ次の3原則のほうに移りますけども、これは町長さっきから何回も言っておられますんで頭に入っておられるんでしょうけど、災害から身を守るために防災教育として釜石では小中学校で教育をしてきた。これは、群馬大学の大学院の先生が担当してきたそうであります、それを今回中学生がきちっと守って、自分たちの命と、それから小学生も含めてですが、守ったというのが非常に語りぐさになっているわけです。これが釜石の奇跡と言われていますが、ちょっと内容言いますと、まず第1番に想定にとられるなという教え方。2番目がそのときの状況下において最善を尽くせ、これが2番目。それから、最後が率先して避難者たれというこの3つの教えなんです。個々にちょっといろいろあるんですけども、2番目のそのときの状況下において最善を尽くせというところで、これが非常に今語りぐさになっているんですが、これちょっと言いますが、そのときは校庭で部活で釜石中学校の生徒ですが、活動していたときにその地震が起きたということで、生徒たちがでっかい声で「おい、津波が来るぞ。逃げろ」という形で校舎に向かって大きな声で叫んだと。そして、校庭を走って避難所に指定されているところに逃げた。その声を聞きながらほかの生徒もみんな出てついていったと、中学校は。その近くに小学校があるんです。

それで、その小学校は3階に避難していた。その子供たちもふだんから何か一緒に避難訓練しているそうなのですが、中学生たちが逃げる姿を見て、3階にいても危ないからついていこうということでみんなについて走ったと。第1次避難所、決められたところへ行ったら。そこまでいいんですよ。そこへ行って、またある中学生が沖のほうを見たら、例の波しぶきがバアンと立ち上げている。濁流、こういうものを見て、大変だと、ここでもだめだという判断をして、皆さんにそれを提案して、だめだから次へ行こうということでみんなで次の避難所、最初はグループホームなのですが、次は今度は社会福祉施設だそうなんですけど、そのところへみんなで逃げた。ということで、その判断が非常によかったということで報道されたわけです。私もなかなかこれはすばらしいなと思います。そういうことを受けまして、各学校の先生方にもそういう指導をしたそうですし、そのアニメをつくって全国の学校にも配ったそうでもありますけども、私は見ていませんけど、非常に大きな参考になる。たったこの3項目ですけど、これを植えつけると。町長、さっきもいろいろ言ったけど、ハード、ソフトありますけども、ソフト面のこれだけで十分なんです。行政としては、避難、逃げるような場所をつくってあげればそれでいいんだけど、これが非常に大変なんで、そこをきちっとやってくれたということで褒められたわけですが、町長、どうですか、それ。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） もう私が答弁するところはないです。山崎議員さんがおっしゃるとおりです。それをしっかりと徹底してやっていきたいというふうに考えています。

○議長（中野勝正） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 時間も来ますのでまとめていきますが、最後に減災の絡みのところで耐震関係の話ちょっとしたいと思いますが、こういうことで私も前質問してから町長気がつかれたんですけど、補助金ちゃんとつけていただきました。その結果見て、私残念に思っているんですけども、ちょっとお見えになっている傍聴の方も参考にしていただきたいんですが、せっかく予算つけても予算消化していないんです。補助金ですよ。しっかり各家庭の中で自分のところ、例えば来たときにはここへ入れば大丈夫だという例えばトイレとか浴室とか、一番柱があるんですけど、そういうところに逃げれば、まず自分のうちでは一番手っとり早い。それから次に、揺れがおさまったら逃げればいいという形での話なんですけど、実際に予算、決算見ていると21年のときに予算で135万、耐震診断ですが、つけたところ決算では62万。半分以上です。それから、23年が90万つけたところが実際は16万でございました。一方、住宅改修の絡みですが、これは21年が、これはよかったんです。180万のところは156万でした。それから、23年が311万の予算のところ決算では75万でございました。ちなみに、去年はほとんど予算つけたけど、使わないと、使ってもらっていないという状況ははっきりしておりますが、その辺を町長、見られて、どのようにお感じになりますか、まず。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 総括で申しますと、我が町と県下、これを実施しているのは28市町村あるんですが、その診断、改修等々の件数からしますと、今山崎議員さんがおっしゃったようになかなか実績が伸びていないというのが実情です。ですが、その中でも出雲崎町は件数は少ないんですが、県の全体の比較しますと、それでも出雲崎町のほうではお取り組みをいただいているかなというように考えています。ただ、県下で比較したときに町はそうですが、実際今お話しのように予算を計上して、できるだけやっぱり町民各位から、まず自分の住んでいるところのやっぱり耐震関係の診断をして、どういう状況に置かれているかということだけでもできたらご理解いただいたら一番いいんですわね。ただ、その後における改修になりますと、相当やっぱりお金もかかるというようなことで、耐震をしても、結果が出ても余り手をかけられないなという方々もあろうかと思うんですが、そういう点についてもやっぱり町も補助も出しているんですが、まずやっぱり耐震関係の診断、自分たちの住んでいるところの診断だけはやっていただいたほうが、私はやっぱりお願いしたいなと思っているんですよ。そして、予算がなければ幾らでも町はまた補正等もいたしたいと思っている。そして、その中で全体を改修じゃなくて、その中でもし地震が起きた、そうなればいち早く一間でもいいから完全に逃げて、その辺を安全地帯とするというようなことで、その場所でも改修をしていただければ私はいいんだがなという感はしています。そういう意味で今後ともできるだけこういうこともPRをしながら、またご理解いただいて、できたら予算以上のものをご利用いただければ一番私たちとしては幸いに思っているんですが、PRをしながら、またご理解を深めて対応してもらえるようにひとつ努力してまいりたいと思っています。

○議長（中野勝正） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 時間が来ます。まとめに入りますが、今いろんな耐震・防災関係でホームセンターでも細かいのがいろいろと売っています。大工さんもおられますけども、自分でできるものがあるわけです。そういうものをきちんと、私から行政側に言いたいのは、こういうのがありますよという情報発信はしていただければ一番いいと思うんですけど、総務課なら総務課でまとめていただいて、各人のところでしっかり守ってほしいという形をしていただければありがたいことです。

まとめに入りますが、町長、今年度予算の中でも最重点の施策というところで、町民の安全、安心の確保を図るために災害に強い町づくりを掲げておられます。今言った防災・減災対策をしっかり推進するんだという、特に防災意識、環境の強化、それから私がさっき言った自主防災組織の全町組織化、それをきちんとやるということでお話もされております。それと、自助共助のいわゆる意識の高揚というんですか、これも大事だということで、何もかにも行政がやればいいのかというもんじゃありませんので、その意識高揚をきちんと植えつけないといけません。これが非常に大切だと思いますので、あとと言われれば備蓄倉庫関係のものなんかも十分配慮、備蓄の倉庫、ご配慮していかなくちゃならないと思いますので、それを踏まえながらきちんとしたまたリーダーシップを発揮していただきたいというふうをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（中野勝正）　しばらく休憩します。

（午前 10 時 29 分）

○議長（中野勝正）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 40 分）

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（中野勝正）　一般質問。

7 番、三輪正議員。

○7 番（三輪 正）　では、一般質問申し上げます。

通告は 2 件ございまして、最初のほうですが、肺炎球菌ワクチンの助成ということでお願いしたいと思います。今先ほど合併とか、そういうふうな議論がいろいろございましたけれども、私は出雲崎町にとっては合併しないで、ぜひ例えば医療費についても出雲崎町は非常にいいという話は聞いております。なぜじゃ出雲崎に住んでよかったとか、また出雲崎でぜひ住みたいということをもっと勧めて、それをやはり内外にいろいろな方から知ってもらいたいと思います。ただ出雲崎に住んでくださいというんじゃなくて、出雲崎に住むとこれだけのメリットがあるんですよということをもっと PR していただきたいと思うわけでございます。

それで、今高齢者が増えておりまして、私も今 65 を過ぎまして高齢者の仲間に入ったわけでございますけれども、高齢者の中、一番支援が非常に意外と忘れてるのが肺炎でございます。がんとか脳卒中とかいろいろ言われますけど、意外と肺炎というのが出てこないんです。年間日本で約 10 万人くらいの方が亡くなっております。ということになると、比率からしましても出雲崎町でもかなりの方が毎年亡くなっているということでございます。亡くならないまでも、かなり重症化しまして入院とか、多額の医療費がかかったとかいう形になるわけでございます。そういうことで、ぜひこれワクチンでかなり防げますので、これはただ今結構ワクチンが高いんで、1 回のワクチンで大体 7,000 円くらいというふうに聞いておりますが、5 年間有効だということでございます。だから、ぜひ町民の方、高齢者の方ぜひ受けていただければ、健康ですし、また医療費もかなり防げるんじゃないかというふうに思いますので、その辺、そして県内でも調べましたら阿賀町さんですとか、燕市とか見附市とかいうところはもうこれを助成をやっております。そんなことで、医療機関に來ましても、ワクチンどうですかと言われても、7,000 円ねというと、まあまあ、次にしますと言ったら肺炎にかかってしまったとかいうふうなことになりますので、ぜひここは助成のほうを健康と、それと医療費の抑制という面からも考えていただきたいんですが、町長の考えをお願いいたします。

○議長（中野勝正）　町長。

○町長（小林則幸）　今三輪議員さんのご質問の中にもございましたように、肺炎は日本人の死亡率

の第3位に位置しておるということでございますので、特に75歳以上の高齢者に増加が見られます。その中で肺炎の中でも誤嚥性による肺炎が死亡原因で最も多いと言われておるわけでございますが、肺炎球菌の原因となる肺炎は肺全体の約3割と考えておりますが、肺炎球菌は予防ができるということから、今お話しのようにワクチン接種が推奨されております。接種費用の助成についてありますが、県内では13の市町村が肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成を行っております。接種料は、おおむね1回6,800円ですが、市町村が大体3,000円を助成して、個人負担が3,800円程度となっております。免疫の効果は5年間継続すると言われておりますが、75歳以上の方に対して1回限りの助成をしておるといような事情でございます。当町でも助成について検討してまいりましたが、予防接種対象が電算処理されていないために高齢者のワクチン接種者の管理が非常に困難なことにしまして、これまで実施に至っておりません。肺炎球菌ワクチンの有効性は承知しておりますので、台帳管理方法も含めて、今後さらに検討してまいりたいというふうに思っております。なお、子供さんの肺炎球菌ワクチンの接種は平成23年度から個人負担なしで接種できるようになっておりますので、よろしくひとつまたご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長のほうから非常に前向きなということで、私多分財政的にということまでできなかったと思ったら、一応管理台帳の整備ということであれば、これが整備が終わった段階でぜひ取り上げていただきたいと思います。私も調べた結果、まだ4町村くらいしかわからなかったんですが、今お聞きしますと13町村がもう取り入れているということですので、ぜひこれは進めていただきたいと思うわけでございます。

それと、先ほどちょっと申し上げましたが、出雲崎の私もいろいろ聞きますと子供の医療の無料化ですとか、今町長言われました子供さんの肺炎の関係ですとか、非常に進んでおるということは聞いております。私らも出雲崎をPRするに当たって、もう少し議員も私もいろいろ皆さんに説明しようと思うんですけど、なかなかわからないとこいっぱいありますんで、こういったのを機会がありましたらぜひ町民の皆さんにいいところはいいということでPRしていただければと思います。そして、今回のこのワクチンをするということになりまして、要するにこれからは医療はとにかく起きてからよりも、いかに予防するかということで、今町も一生懸命CKDの対策やっておりますけど、そういった面で町民の健康と、それから医療費の抑制、この両面がありますので、ぜひ進めていただきたい。先ほど中川議員も言われましたけれども、やはり町民が合併しないということには合併しないよさもやっぱり皆さんにPRすべきじゃないかと思います。それで、ちょっと横道それますが、石油の今回灯油の補助ということで、私柏崎の議員さんに出雲崎は今度こういうふうな補助やるということ言うたら、「いや、出雲崎はいいの」と、「柏崎なんかやったらの、すぐ億の金じゃ済まねなっちゃうからね、とてもやれないんだ」と、「やっぱり出雲崎はいいがの」と、ああ、なるほど、そういうふうにやっぱり評価する方はちゃんときちっと評価されているの

で、そういった面もPR必要あるかと思いますが。じゃ、この1項につきましては終わります。

2番目の交通弱者対策ということでございます。私ら今、自分自身は車運転しまして何不自由なくやっておりますけども、中には年齢が高くなりますと免許を返上ですとか、とても目が悪くなってちょっと不安だからやめるとかいう形と同時に、私聞きましたら昔は周辺に店とか医療関係があったもんで、余り免許を取る必要がなかったと。最近になって店屋が近くにねえなったんで困ったなど、そのために歩いていくのもかなり大変だということで、何かこういうふうなもっと公共の交通手段何か考えてもらえないかなと、これはいろいろな方から以前から議員の皆さんみんな聞いて、町にもかなり要請が行っているかと思いますが、今町の中では越後交通さん、今グループ会社が運営しておりますけれども、やっておりますけれども、よく話が出るのが大寺線がどうのとか以前にもありましたけど、そういったものを含めて、今ある交通機関をいかにまた有効に、この路線にもっと延長したらいいんじゃないかとか、そういったこともあわせて考えて、それとまた新しい今よく町民バスとかあります。だから、最近でも町民バスは余り利用者がいないのであちこち調べましたら、かなり行き詰まっているということで、今デマンドバス、予約制のバスというようなことで、そんなのが走っています。ただ、今この出雲崎にとってはどうしても地域が、住んでいるところが非常に固まっておりません。非常にばらばらでありまして、今特に医療関係使う方が多いんじゃないかと思いますが、そういったことも総合的に出雲崎町のこういうふうな交通弱者、さっき医療機関等もありましたし、また買い物等も非常に不自由している方もあるわけなので、そういったものを含めて今の現状と、どういうふうに考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 交通弱者対策についてご質問にお答えをするわけでございますが、先回も他の議員さんから福祉巡回バス運行について同様のご質問をいただいております。そのときの答弁といたしましては、本町は特に交通弱者の皆さんに対しまして多様なサービスを行っている。特に福祉タクシー制度を今後も充実していきたいということ、また福祉有償運送NPO法人ネットワークサプライの皆さんからも今後行うことになっており、町として最大限この方々にも支援をしたいとのこと。あるいはまた近隣の福祉巡回バスの利用状況の調査からいたしましても、議員さんのおっしゃったように大変利用率が思ったほどでないことから、運行経費が大きいということで福祉巡回バスの導入は今では考えておりませんと実はお答えしておりますが、基本的には今後も同様なお答えをしたいというふうに思っております。巡回バスや予約制による乗り合いタクシーなどもあります。基本的にはこれらは幹線となる路線、鉄道へ結びつけるものであり、関係する運送関係者が全てにおいて前向きな考えを示さないとなかなか進まないというものであります。そのような中、本町の実態からいたしますと路線バス業者が2社、小型タクシー会社が1社、福祉有償運送NPOの1法人、それぞれが運行目的で営業されておことはご承知のとおりだと思います。車庫駅前、長岡線路線バス、また町内の唯一のタクシー事業社、大変今も厳しい状況を私たちに申入れされてお

ります。そういう中に本町といたしましては、いずれにいたしましてもこの交通機関は確保していかなければならないという至上使命がございます。そういう意味からいたしましても、今私はこの事業導入については大変難しいというふうに考えております。現段階では前回のとおり巡回バス、乗り合いタクシーなど、導入支援は考えておらないというところでございます。ただし、今後4つの事業者の将来の考え方で方向性に变化があるというような状況になってまいりますれば、また対応もしてまいらなければならないというふうに思っております。以上のことから、私はやっぱり本町としてはこの福祉タクシー制度をどうしたらもっと浸透させて、もっと利用してもらうということが私はやっぱり優先課題だと思って、この中でさらに私はやっぱりいろいろな皆さんからの、いわゆる交通弱者と言われる皆さんのいろいろなご要望があれば、こういうことでしっかりとお答えをしていきたいと。今私、デマンドバスあるいは福祉巡回バス、これは他の業者に大きな影響が出ます。それによって将来的に町のいわゆるメリット、デメリットを考えますときに、改めて私は今この巡回バスを導入する考え方はございません。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今町長のいろいろ検討されているし、以前の議員の方の質問も私も聞いております。ただ、例えばタクシーさん、何かいろいろ聞きますとかなり利用者の方が落ちているということは聞いております。私らも残念ながらふだんなかなか自分の車運転できるものですから、どうしてもアルコールが入ったときしか乗らないのが申しわけないんですが、そんな実態でございますが、これは決してこういったことをやることによって既存の方が影響を受ける等じゃなくて、例えばタクシーさんあたりとうまく連携してというようなことも考えて、これから検討していただきたいと。すぐということは難しいと思いますけども、そういったこともあわせて考えて、また県内、また県外にも先進地の事例はたくさんあるわけでございます。議員として、昨年岩手県の雫石町、そこでも研修してまいりました。いずれはそういうふうな取り入れざるを得ないのがもっと深刻になると思いますので、その辺は考えていただきたいと思います。

そして、1つ、あと今町のほうでいろいろ行事等やっております。そのときよく言われるのが、ぜひ来ていただきたいということで呼びかけされるんですが、ただ中には行きたいと思っても、どうして行ったらいいかわからんというふうな方、先ほどの元気いいときは、それは自転車だの歩いていったども、年とると行きたいんだども行かんねという方もあるんで、私はできたら今町もマイクロバスですとかあるわけですので、そういったときは極力シャトルバスとか、そういったのをやりまして、せっかくやるそういうふうな行事ですので、少しでも多くの方から参加して楽しんでいただくということは、これができる前はぜひそういったことでつないでいただきたいと思いますが。

それともう一つ、今このバスのことにつきましては、私二、三日前かなり年配の方に頼まれまして、自分はお金を出してもいいからぜひ実現してくれという方もございました。とにかくやっぱり今一番困っているのは足だいやという方で、その方は以前バイクで乗っておったんですが、いかん

せんもう90近くになると本人も不安だし、家族もうストップかけていますので、そんなこと言うておられましたので、ぜひまた考えて、この辺町長の考えちょっとお願いしたい。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） まず、三輪議員さんのおっしゃったいろいろな行事、催し等について何かそういう送迎用のバスをとということでございますが、町もそういう点で対応しているんですが、私は残念ながらその地域の皆さん方にバスを出すんですが、来たバスを見ると2人か3人しか乗っておられない方がたくさんあるんですね。私は、そういう点について非常にちょっと疑問に感じておるんですよ。だから、私はこれから町民の皆さん……これはちょっと道交法と、あるいはまたもし事故があると大変なんです、本当はそういう希望をする方々があつたら、誘い合わせて、おい、どうだと、一緒に行こうじゃないか、これはちょっと問題もあるかと思いますが、そういう方々がおられるために私はそういうバス、催しをしてもなかなか乗らないという方がたくさんあるんですね。実態として私も町が行う行事、着くバスを見ておりますと、あの大きな越後交通バスに2人か3人しか乗っておられないこともあるんですね。そういう点を考えますと、果たしてそれ有効なのかどうかということも私はちょっと疑問に感ずるんです。でも、やっぱり行事やる以上、一人でも大勢の皆さんからおいでいただきたいというのが私たちの気持ちですから、そういう点をどうしてそういう原因があるのか、しっかりとひとつまた確かめながら、今後対応しながら、また町民の皆さんのできるだけの便宜をひとつ図っていきたいと思っています。さらに、今三輪議員さんがおっしゃった90歳になってバイクをやめたと、さて足がなくなった、そういう方こそ福祉タクシー券を請求をされて利用してもらいたいと思うんです。この前のちょっと質問の中でございましたが、せっかく町がご要望に応じて倍以上出す。しかし、それを消化した段階を見ますと全く100%じゃないわけです。私たちは、できたらもうできるだけ福祉タクシー券を利用していただきたい。その上でなおかつまだ不足だと、もう少し欲しいということになれば、私はこれから諮りながら、さっき言う循環バスとか、そういうものに比較すれば、もっともっとそういう実質的に実態に合った形の中で町は全力を挙げてそういう方々をご支援申し上げたいという気持ちは変わりございませんので、そういう点はひとつまたご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（中野勝正） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） じきもう時間になりますので、まだ多少、時間来ますけども、先ほど私は冒頭にも申し上げましたけども、やはりこの出雲崎の今後を考えると、やはりこの出雲崎で住んでよかったと、またよそからもぜひおいでくださいよというふうな形をやっぱりつくって、またそれを大いにやっぱり皆さんに知ってもらおうということだと。中には自分の子供さんですとかお孫さんが県外なり町外にいても、ぜひ皆さん家族からすれば極力地元と一緒にいたいわけなんで、そういったのについてもやっぱり自信持って、出雲崎はよさはこういうところあるよということも言えるような形をぜひ進めていただきたいと思います。質問終わります。

以上でございます。

◇ 仙 海 直 樹 議 員

○議長（中野勝正） 次に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私のほうから質問させていただくわけでございますけれども、先ほど中川議員さんの質問の中で町長、子育てに安心していただけるように努めてまいりたいと、そしてまた積極的な施策を進めてまいりたいという力強いご答弁がございました。私のほうからは高校生の通学費の助成について質問をさせていただきたいと思います。

当町において、中学生の生徒の多くは卒業後に町外の高校に進学しており、当町の立地上、通学にはバスや電車を利用しなくてはならず、多くの費用がかかっていることが現実でございます。現在当町の高校生の生徒の人数は約120名いると思われませんが、およそ93%の方は町外の学校へ進学しておられます。近年では長岡市や新潟市への学校にも進学される方もおり、通学にかかる費用を押し上げている原因の一つとなっているとも考えられております。例えば長岡市内の高校に通学する場合ですと、出雲崎車庫から長岡駅までの通学定期券を購入するわけでございますが、6カ月分、半年で約8万円ほど、そして3カ月で少し割高になりますので4万3,000円がかかります。電車ですと出雲崎駅から柏崎駅までの間で半年で約4万円、3カ月では2万3,000円がかかり、年間で見ますと電車通学では8万円、バス通学になりますと16万円もかかり、兄弟がいらっしゃる方はさらに倍の金額になるわけでございます。また、このほかに高校生になりますと塾や部活動にかかる費用は別にかかってくるわけございまして、家計に占める教育費の割合は大きくなる一方でございます。そこで、町として家庭にかかる負担の軽減の面からこの通学にかかる費用を助成できないものかどうか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんの高校生の通学費助成というご質問にお答えしたいと思うんですが、町といたしましても子育て支援等につきましては零歳児の医療費を全額助成、あるいはまた1歳児から中学卒業まで医療費の県基準を上回る助成や、小中学校へ入学する際の入学祝金制度など、義務教育終了までの支援につきましては市町村の責務として他市町村にまさるとも劣らない厚い支援をしっかりと行っているということについては議員さんからもご承知いただいていると思いますが、義務教育課程終了以降につきましてはご本人の希望や保護者、家族の考えなど、もろもろの事情を踏まえつつ進路先などを決められておることと思いますが、例えば地元の高校に通いたい、あるいは町外の高校を希望したい、また公立高校にしたい、あるいは私立の学校へ進学したい、さまざまな進路が考えられる中で、行政といたしましても公平性の観点からいたしましても議員さんのご質問にはなかなか難しい課題があるんじゃないかというように思っております。ご質問の内容につきましても昨年の10月9日から12日まで町内の4会場で開催をされました出前議会の中でも同様

の意見がありまして、今後対応の中でも他の高校との兼ね合いなど課題があるというような回答がされているところでございますが、さりとて何か他の支援はないか、支援などを考えられないだろうか、議員さんも同じ思いをお持ちのことと存じますが、現在では平成25年度出雲崎町奨学金の奨学生等々募集しておりますが、申し込み資格などの諸要件を満たせば無利子で、かつ返還期間につきましても1年据え置き後10年以内に返還すればよいというようなものもあります。条件的には大きな支援ができる制度でないかというふうに思っているわけでございますが、資格要件はございますが、ご質問は支援に対する一助として奨学金制度をぜひとも有効に活用いただければ幸いだというふうに考えておりますので、またそういう点につきましても今申し上げましたような要因によりまして、今すぐ高校生への通学費助成というものはちょっと考えてはおらないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 今奨学金のお話が出ました。先日も回覧板が回りまして、本日から1カ月間ですか、4月の12日まで教育委員会のほうに受け付けということになっておりますが、奨学金につきましてももちろん貸し与えということですので、借りたものなんで返さなければならないということになっておりますが、今奨学金のほうも大学卒業後なかなか職がなくて、その返済にも困って、フリーターあるいは無職という形で、それが滞ってしまっているというような報道もメディアのほうでなされているというのも問題になっているところでございますけれども、平成22年の4月1日からですか、高校の公立高校における授業料無償化というものの中で、そういった制度もあるわけでございますが、このことも高校生の負担軽減の一つとはなっているかと思いますが、私立高校につきましても就学支援金というもので、年間でおおよそ11万8,000円ほど支給されておるわけでございますが、この中には入学金や、あるいは教科書、そのほか修学旅行など、そういったもののお金は含まれておらないわけございまして、私が先ほど申し上げたように年間16万お金がかかって、長岡まで通っている方はかかる中で、私立高校においては11万8,000円支給されても、通学にかかる費用のほうが高いという、そういったような現状も過疎地域においては起きているということが現実でございますし、町長、先ほどおっしゃいましたが、実際昨年議会主催の出前議会のほうで会場にいらした保護者の方より、そういったような助成を検討できないものかどうかということで、私も個人的にほかの方にも聞いてみましたが、ぜひこのような制度であれば町のほうから取り入れていただきたいという要望も承っておりますので、その辺をお聞きになって町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） こういう時勢の中で、保護者の皆さんのお気持ちは手にとるほど痛いほどわかるわけでございますが、過去の大変厳しい経済実態、失われた20年と言われていますが、この間は景気も低迷をしながら非常に厳しい状況の中にございました。その中でもやっぱりそれぞれの家庭

におかれましても厳しい中に耐えながら、子供のためにやっぱり犠牲を払いながらも、何としても子供に対する思いやり、そういうもので子供のいわゆる希望に沿いながらご努力をされてまいったわけでございます。今までも大変厳しい時代でしたが、今こういう問題議員さんからのご提案でございますが、どうでしょうか。アベノミクスによりまして相当景気も上向き、政府も企業に対して賃上げというような問題に対してもいろいろ要請をしております。そういう意味で、今度は今までもよりも若干そういう関係もプラス要因が出てくるんじゃないかなというように思っているわけでございますので、それは確かに保護者とすればひとつ経済的な支援をしていただきたいというお気持ち、私も今申し上げるような仙海議員さんの気持ちも同じなんですが、やっぱりそのような一つのけじめというか、きちっとしたものをつくっておかないと、なかなか1、2要望が出たから、即お応えしていくというような今時代ではないと私は思っております。そういう意味で、大変厳しい中で大変ご父兄の保護者にはご苦勞をおかけしますが、ひとつ我が子のためにはやっぱり最善を尽くして子供たちの希望をかなえながら、ひとつ頑張ってくださいということの中で、他に子育ての段階とか、そういう意味では行政としては他に市町村には負けないやっぱり制度を持っておりますので、そういう面で若干またご理解いただきながら、ひとつご努力いただきたいなというふうに思っておりますので、今のところ町外に通う高校生に通学費の補助というのはちょっと難しいなというふうに考えております。また、いろいろな情勢変化が出てまいりましたら、また別途といたしまして、現段階では今ご要望にお応えして、わかったということはちょっと言えないということを申し添えなければならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 私もほかのこういった制度を導入している自治体のほうをちょっと調べてみましたけれども、通学費の助成について行っているところは大体助成というか、補助という形になっておるわけですが、形態はさまざまございまして、もちろん一部助成になっておりますが、さらには期間を区切ってあるもの、あるいは距離ですとか、そういったもので区切ってあるもの、また一方地元で高校が、町に高校がある自治体では地元の高校に通われる生徒に対して逆に補助をしてさしあげているという、そういった自治体もございました。未来への投資という意味になるんでしょうか。高校生に助成している自治体は多うございましたし、町の制度の中を見ましても、町長今ほどおっしゃいましたとおり、乳幼児あるいは小学生、中学生につきましては県下でもトップクラスで、全国的にもトップクラスというようなきめ細やかな制度でございますが、高校生になりますと若干そういったきめ細やかな網から漏れてしまっているという部分もあるのではないかなという部分が私思っておりますので、そういったことも踏まえてご検討いただきたいと思いますし、また高校生の年ごろになりますと、やはりそういうふうに町が助成補助してくれているというのはやはり年齢的にもわかりますので、またそういったところが町を愛する心といいますか、また将来出雲崎に戻ってきて住みたいなというような、そういったようなことにもつながるのではないかなと

いうふうに考えておりますが、また先ほど来お話もごさいますが、定住促進、そういった人口増という面から、こういったような施策を打ち出して、またPRして、若者のそういった世代の定住につなげていけないものかどうか、そういったような面からお考えになってご答弁お願いします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 思い起こしますと、かつて、今出雲崎高校になったんですが、県立西越高校時代、そういう生徒さんなり学校に対する町として特別な助成等も一応予算として計上しながらやったことがございます。これは、大変おしかりもいただきました。いわゆる西越高校だけが高校じゃないんだよ。公平性を保つためにおいては、これはいささかちょっと疑問があると大変おしかりをいただきましたが、当時また県立高校の存続という意味で、何としても頑張らなければならんということで若干の補助を申し上げ、今は全くやっております。そういう意味で、今仙海議員さんのおっしゃる気持ちは十分私も同じ考え方です。考え方としては、申し上げますように、これからまたいろいろそうすれば大学生もいわゆる東京なり行ったら、その辺の若干のひとつまた家庭からのいろいろな面から考えても助成をどうだというような話にもエスカレートする可能性もございしますので、そういう点も十分しんしゃくしながら、仙海議員さんのお気持ちも十分わかるんですが、これからもまた皆様方の十分、また町民各位の、これは賛成する方もあるし、とんでもないことだとおっしゃる方もあると思うんですよね。それは、一部突出したご意見があろうかと思いますが、公平性という立場から全体を眺めた中における、おっしゃる町の行政の町の姿勢として愛町精神とかいろいろな意味のことは十分わかるんですが、それはやっぱりそれだけに限る問題でなく、全体的な中における総合的な政策の中における公約数というものをを出しておかないと、一つ一つに全て応えるとなってしまうと大変問題が出てくると思うんですよね。十分お気持ちもわかるんですが、そういうことも今のところ私は答弁としては、今のところ通学の助成は考えておらないということですが、皆様方の広くまた晩期功労に徹すべしで、いろいろご意見等も聞きながら対処してまいりたいというふうに思っていますので、またさらなるいろいろ皆様のご意見を極めていただきながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（中野勝正） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 町長のご答弁、お気持ち十分承知いたしました。子育て世代の負担軽減と、そしてまた子育て世代の定住促進の面から、ぜひ前向きにご検討いただけることをお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中野勝正） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） クリーンアップの最後ということで、どうも5番目ということでございますが、私のほうから町の町長の施政方針の指針の中から、やはり第2次産業とか第1産業にかかわる議員

の一人として質問をさせていただきます。

町長は、施政方針の中で5つの重点施策を述べられております。その中で3番目に述べられました活気、それから活力に満ちた産業の町づくりにおいて述べられておる中で、第1次産業につきましては漁業、農業、林業、畜産業、酪農業において10項目において指針を述べておられます。生産者には重厚な施策と思います。しかし、私が今考えるところには、ただその文言の中に助成、補助、推進、強化、拡大、継続という言葉が特に目についております。そこで町長にお尋ねします。第1次産業の後継者あるいは担い手、それから新規青年就業者についての基本的な考え方をまずお聞きたいと思います。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問に1次産業と町づくりという問題に対しましてお答えをしたいと思います。基本的にはやっぱり農林水産業が魅力ある持続可能な、本当に夢のある発展する産業としていかにもちこたえていくかと、いかにそれを形として現すかということが私はやっぱり基本的な問題であろうかと思っております。そのためにはやっぱり所得向上、あるいはそれに伴いまして生産の拡大とか、それには基盤整備等も入りますし、またそれを担う若人、就農者を養成する。そして、価値観を向上させるためにいわゆる6次化産業というものが今非常に課題となっておりますわけでございます。しかし、これは1町1村でできる問題ではございません。私は、やっぱりこの問題は国、県あるいは町村が一体的になってこの問題を進めていかないと、単なる言葉では立派なこと言っても形としてはあらわれてこない。特に1次産業である農業、水産業、大変厳しいわけでございますが、しかし幸いにいたしましていわゆるかつての民主党政権から自公政権に移りまして、もう民主党時代は大幅に基盤整備を初め、全てのものがカットされました。これは、異常な削減であったわけでございますが、今ここに参りまして安倍政権の誕生によりまして、この平成25年度あるいはこの12月における補正等、いわゆる15月予算におきましては農林水産業の省の予算は3兆3,000億ですよ。142%。しかもその中におけるいわゆるこれから私が申しあげました農山村の整備、振興等についての予算は1兆2,000億ですよ。245%ですよ。もう大変な伸びになっているんです。その中で何があるか。これは、まず農業農村の農村のいわゆる基幹となる耕地の区画整理整備事業、これがもう徹底的な予算がついております。さらに、今まではこの施設の維持管理等については全くお金がつかなかったわけですが、これについてもある程度潤沢な予算もついております。さらに、今私が申しあげたいいわゆる後継者育成という問題に対しましては経営体育成支援事業、いわゆる新しい就農につこうという人たちに対する150万、あるいはそういう法人的な組織に就職しようとする人に対しては150万、あるいは新たなる農業経営者になろうという方に対しても150万とか、そういう人材育成についても大きな予算が今ついております。さらに、これを進めるためにおきましても先ほど議員さんがおっしゃったようにいわゆる6次化産業、これは地域交流、既にちょっとご提案いただいておりますが、グリーンツーリズム、これらも大きな今対象となってお

ります。さらに、生産的なものを付加価値をつけて6次化するという、そういう取り組みにつきましても、これは大きな予算がついているんですよ。だから、私が申し上げたいことは単なる空文句ではだめだ。こういうものを主体にして、積極果敢に私は今もいろいろ取り組みしておりますよ。そういう意味で対応してまいるということを私は申し上げたつもりでございますので、ご理解いただきたい。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） ただいまの答弁の中で国の予算、政権交代による増額ということは国の予算の中であることなんです、確かにそういう政策をされ、それで今町長が1町1村ではできないんだということで、あくまでも国、県が連帯でやるんだと、そのために今回政権交代によって予算が倍増、3倍増になっているんだと、これから期待しなきゃだめなんだというお気持ちはわかるんですが、ただ1つ言えることは、私は今の現在の出雲崎の状況の中において、そういう施策が実行され、今八手でも始まるようですし、ほとんど下西越から薬師堂、それから上中条、上野山、全部終わっています。終わっていて、そういう整備が終わっていながら、かつ中には生産組合の立ち上げを行ったり、実際にしていかに経営を簡素化して収入を上げていくかという努力をされている方もいらっしゃる。ただ、残念なことにほんの一部にしかすぎません、それは。それで、何でかという、実際に農家をやっている、仮に私から言えば地元の生産組合とか水利組合というのは規模は小さいでございます。その中でやっていく上においてはとても対象にならないものもあります。それと、やはり前にも質問したことあるんですが、個人感情をいかにして一つにするかと。やっぱし自分の土地は自分で守るんだという意識の強い中で今現在やっていって、我々のように、私はもう70過ぎましたんで、行く行く後継者には任せなきゃならんと思いますし、正直なところ生産組合に任せるといっても、1町とか1町二、三反の人たちというのは自分の実際に一緒に働いている家族がいれば何とかあるんです。だから、どうしてもなかなかそこを一つの組にまとめられない。それと、私みたいなこじな人間は正直自分でつくった米は自分で食べたいんですよ。生産組合になるとなかなかそういうことはできません。そんなところもありますし、今町長のほうで先に6次産業についてはまた別のことでお話し聞こうと思ったら先のお答えが少し出てきましたんですが、そういうの意味において皆さんが田んぼがつかれなくなったときに土地が整備されていけばつくってもらえる人がいるだろうという考え方だけでやっているのが最初の考えだと思います。ただ、今私が見ていて、果たしてそれを賄う担い手が、今町の担い手農家の育成でやっているメンバーを見ますと大体若くて40代の後半から50代の全般、若い中にまだ20代、30代がいらっしゃいますけども、ほとんどは60代から、見ますと70代以上の方も入っているんです。そういった人たちの後継者も考えるとなかなか担い手の育成が難しい。それで、町として県、国の予算とか、そういうものについて勘案しながら担い手の育成をしなきゃだめだということなんです、若い担い手に対するこれから入ってくる方、あるいは養成しなければならないということに対して行政は何かどういような、お金

じゃなくて精神的な面もあると思いますが、アドバイスしていくかということについて、町長どのようにお考えですか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、大胆にこれからの農業の行く末を考えるとときに農地法の大改正を行わなきゃならんと私は思っていますよ。今の農地法は、昭和27年制定された。そのときになぜ27年に制定をされたかということは、あの当時農地解放、つくっている皆さんにみんな農地を開放した改革があったんです。その改革を守るための農地法だったんですよ。平成21年に若干改正をされました。これは、今度賃貸によるいわゆる企業なり、大規模にやろうという法人がもしやった場合には賃貸においては認める。そんなものじゃもう農業は守れませんよ。私は、農地法を改正すべきだと思いますよ。農地法を改正して、大胆に企業あるいは自治体もそうですよ。農地を取得して、その皆さんがもう前向きにそういう問題に取り組むという状況でないと、これからの農業なんか守れませんよ。今TPP問題出ますが、こういういろんな諸般の情勢を考えて、小手先じゃだめですね。私は、やっぱりこれからの農業、今216万人と言われる農業従事者、今平均年齢60歳ですよ。これが10年たったら75ですよ。果たして守っていけますか。そうじゃないですよ。そういうことによって耕作放棄地がいろいろ出てくるんですよ。私は、もうだからあらゆる機会に私言う。もうこれから農業は小手先じゃだめだよ。私は、やっぱり出雲崎農業だって企業なり、例えば自治体が介入しなからやっていかないと、この農地を守れませんよ。私は、農地法を改正すべきと、私は絶対やるべきだと、私はもう大胆に申し上げますよ。そういうものに始まって、農業というものに対して魅力をつけなければならぬ。魅力をつけることによって、よし、俺も農業者になろうかということになってくるんですよ。私は、先ほど150万、120万、そんな金で動いてきませんよ。やっぱり将来に持続可能な夢のある産業ですよ。それを守るためには基本的なところからやっていかんきゃだめなんですよ。私は、もういつも言っている。もう俺は大胆に言っているんですよ。もうそういうものに対しては、この基本的なところを変えていかなきゃならぬ。もうそうしなければ、もう日本農業はだめになっちゃいますよ。これからTPP問題出てくる。私は、やっぱりまず国は今まではこんなことにこだわらない農地法を大改正をして、大企業なり自治体にも任せて、そして一体となって大きな組織でしっかりと農地を守り、あるいは6次産業の付加価値をつける。農業は、農地は経営の場ですよ。そういう考え方でなきゃだめだ。小手先の話はだめ。しかし、今の現状はやっていかんきゃだめですよ。置かれている状況ですから。今言う国の制度、いわゆる農業経営者だって、人と農地プランがあるでしょう。それに対しては町もやっているんですよ。計画も立てておるんですよ。そういうものの中で一つ一つを確かめなさい。言葉じゃだめ。行動。議員さんたちからもひとつそういう点を考えていただいて、よし、我率先手を挙げてやろうというような気持ちになってもらわなきゃない。そういう気持ちの中で発露が出て、みんなが前向きになるんですよ。言葉じゃだめですよ。だから、行動ですよ。だから、私は今こういう予算を具体的に少しでも導入しながら、

そういう素地をつくりながら、将来的には抜本的な農地等の改革の中における大企業なり自治体がそれやるという夢を持っていかなきゃだめ。私、そう思っています。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長から農業関係については大胆なご発言がございましたので、それについてはよろしいんですけども、問題は担い手の中のもう一つは漁業の担い手、これからの今の現在の町の漁業者の後継者、担い手についての考え方はいかがですか。その辺をお聞かせください。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、この前ある人から指摘をされました。「町長、おまえ知っているか」と、「あれだど、若い夫婦でもう漁業に一生懸命になって、奥さんなんかもう競り場行って、もうすごいよ」と、「おめさんわかるか」と言われました。あれ山本さん夫婦だと私は思うの。そういう人たちが出ておるんですよ。また新しい担い手も出ておるんですよ、若手が。だから、今私がどうか、そういう魅力ある漁業、それに対する付加価値をつけて、どんどんと漁業というのはやっぱりある程度経営として成り立つようなことをやっていかなきゃならん。私たちがただ若い人たち、おまえんたやれって、そういう若い人たちが率先垂範をしてやっている姿、これを見て、また若い人たちが育ってくるんですよ。そういうものがなければならん。単にどうする、こうするじゃないんですよ。そういう姿が、そういう者があらわれることによって現場が活気ついてくる。私は、そういう人たちに対しては町として何ができるか、十分応えていかなきゃならんというふうに思っています。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今のお答え聞いて、担い手ができているし、跡取りのいる船主もいらっしゃいます。それは重々承知しています。ただ、残念ながら跡取りがいなくてやめている方々が大多数とは言えませんが、相当大勢いるわけですよ。それはそれとして、それは理由の一つには魚価が安いというような話も聞きます。そこで、先ほど町長のほうで話がありました農業、漁業の6次化についてなんですが、町長が6次化についてやっていかなきゃ、魅力あるためにはということなんですが、残念ながら私ら漁業者の方に話をして、「おめさんた、とってくるばっかで、自分たちで何とかできないか」と言ったら、「いや、おらとるばっかが仕事だ」と、売るのは人が売ってくれるんだと、加工は人がやるんだというような話をされる方もいらっしゃいます。やはりお互いに付加価値をつけなければ安い魚も高く売れないということは重々承知しています。私もちなみに自分で買って勝手にやってみて、いろいろやって試行錯誤して、まだ売り物にはしませんけども、考えていますが、やはりそういうものを人に例えば味見してくれとやると、おいしいと言ってくれる方もいますし、返事のない方もいらっしゃいますが、やっぱりそのようなことで農業の6次化ということ、あるいは漁業の6次化ということについて町ではというか、町長の個人的な私見でも結構ですけれども、それについての考え方はいかがでしょうか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） たまたまきょうの日本経済に記事が出ておりました。6次化産業加工で雇用創出、頑張らなければならんということですが、結びはただ6次産業化の成功例はまだ少ない。単に補助金や6次化プランだけに頼ってはだめなんだと。成功例はないんです。少ないんですよ。厳しいですよ。6次化、6次化といっても、取り組みしない。現にそうでしょう。現に今小黒さんあたりはイチゴとか、そういうものについて頑張っている。6次化、6次化といったって、言葉はそうでしょう。ここにも書いてある。全く成功例は少ない、これね。成功している方はもう何十万……大きなところでやっているところの成功例はあると、しかしなかなか資金計画の策定とか商品開発、生産調整の経営ノウハウを農業者が取得するにはなかなか難しいと、これも事実でしょうね。だから、そういう意味合いに対して私たちもやっぱりこれからこうは言うが、しかし本当に小さいところからでも頑張っていかなければならん。大きく成功というよりも、小さいものから芽を育てんばならん。だから、これからはこういうノウハウ等をやっぱり個人個人に求めてもだめです。やっぱり行政なり、ある程度そういうノウハウを持った人が指導者としてついてもらって、それぞれ小さくても芽を育てていくという状況をつくっていく。一気呵成に6次化したからもうかるなんて、そんなもんじゃないんですよ。だから、そういう点につきまして議員さんのご指摘のように、行政もこれから担当課長、皆さんおりますが、しっかりと勉強しながら、そして現場に立って皆さんのやっぱりこの6次化というのは小さいところから進めながらもうけるようにやっていかないと、一気呵成に成功なんていうものはできないですよ。言葉ではだめですが。国は、そういう方針ですよ。私たちもそういう方針でいきたいと思いますんで、頑張っていきたいと思います。また、田中議員さんもなかなかこの問題については一生懸命やっておられますので、またご指導もいただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長がおっしゃるとおり、いきなりでかいものをどうだこうだということ、これは無理だというのは、それは当然のことだと思いますし、やはりただそういうことに興味が湧くような、今町長のおっしゃる行政も勉強してノウハウを町民に提供するんだという今のお考えを聞いて納得もしておりますし、実際にこれから自分でも残念に思っているのはちょっと年がとり過ぎたもんですから、そういう事業に首を突っ込むとなるとなかなか厳しさがあります。ただ、今言うようにやってみなければわからない事業ですので、特に今、だけど町の今漁業者とか関連の人には結構例えば干物だとか、そういうものをつくってやっておられる方、前には親子漬けをつくったり、何かして加工して売っておられる方もいたわけですから、そういうものが伸びなかった原因は何か、あるいはまたこれからどうするのか、やはりそれはそういうとこをやっている人でも後継者がいないんですよ。残念ながら。そういう後継者ができるような状況にもっていくということは大事だと思います。ですから、自分で努力して次にバトンタッチするというのはなかなか難しいかもわか

りません。そういう意味においては、やはり町として今町長のおっしゃった勉強してノウハウを提供すると。確かにいろいろな面でいけないというのもわかります。ただ、さっき町長がおっしゃったように大きいのをポンとやって成功した例というのは聞きますけども、なかなか1から出て急にやるのは大変だと思いますが、これからいろいろな施設もあることだと思いますので、そういう面考えながら、私自身も自分で残り余命幾ばくもないかもわかりませんが、頑張っちょつといたずらもしてみたいとは思っていますが、町としてもそういう面についてはやはりそういうことにつながって、それが例えば産業の活性化とか、あるいは雇用の拡大になるようなことについて、行政としてもできるだけ力強い援助と、それからノウハウを提供していただきと思っていますが、よろしくお願いします。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんの力強いお言葉を聞いて、議員さん、町としても全力を挙げて、いや、本当ですよ。何か1つ、少し何としても私は夢を持っていますんで、またひとつご協力、また前向きにひとつお考えいただきたいと思っています。

◇ 諸 橋 和 史 議員

○議長（中野勝正） 次に、4番、諸橋和史議員。

○4番（諸橋和史） 田中議員からの今の質問で、私も農業者の一人として非常にせっぱ詰まるものがございました。そんな中で私個人、19歳から農業をやっておるもんですから、現実には六十一、二になりまして、後継者の世代が私の子供であります。34歳ですか、3歳ですか、その世代が後継者になろうというので、会社を退職して跡を継ぎたいというような意味合いの言葉を発して、今一生懸命やっている次第です。そんな意味合いも含めまして、また行政にもお世話にならなきゃだめだと思いますんで、ひとつよろしくお願ひしたいということで質問をさせていただきたいと思っています。

J A跡地の問題、これは施政方針の中で25年度に方針を決めるというような町長の施政方針がありました。その中でJ Aの跡地も含めまして、八手地域のかめさんの家の前といいますか、あそこ除雪基地、その奥には小黒さんのハウスもありますし、非常に条件としては整いつつ、いい条件になりつつあるんじゃないかと、それで草は生えて、草を刈っているのが現状です。そんな中で一応方向としてこの町がどういうふうにお考えなのか。J A跡地の、お聞かせできれば、今までの中で内藤さんが担当していられて、議会に1度幹事会、委員会の報告案件が上がったんですけども、余りにも範囲が広過ぎて、現実にはどれが芯なのか全然わからないもんですから、こうして質問の場にひとつ引きずり出そうということでお聞きしたい。その2点をまずお聞きしたいです。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 第1点目のJ A跡地、今諸橋議員さんがおっしゃるとおりでございまして、私も申し上げたようにご提案は素晴らしいご提案、多岐にわたるということで、これをいかに集約を

するかということが大きな課題でしたが、ようやくそういう皆さんのご意見を踏まえながらも庁内の検討部会等も立ち上げまして、おおむね最終的な結論を導き出すべく、今私もちょっと意見を入れながら進めてまいっております。これにつきましても間もなくまた皆様方にもお知らせをしながら、また皆様方のご意見も十分受けとめながら、できるだけ、先ほど田中議員さんのご質問あるんですが、何とかこの施設も今のいわゆる農業再生に向けてのいろんな予算の整合性を考えながら、できるだけ自分の単費を持ち出さないで、いかに対応するかということについても指示もしながら、今進めてまいりたいというふうに思っていますので、また皆さんからも十分ご意見も承りたいと思っています。

さらに、八手の船橋地内の借地の問題でございますが、これにつきましてもいろいろ今までも質問いただいているんですが、この埋め立てた経緯から、あるいは土地の所有の関係とか、いろいろな面につきましても非常に複雑な面がございますが、やっぱりこの跡地利用はできるだけ早く解決すべき問題だというふうに思って、私自身も前向きに取り組んでいるんですが、なかなかこれはという一つの結論は出なかったということですが、最近になりましてちょっと水面下でその土地についてどういう状況か聞かせてくれというようなことで、詳細の問い合わせも来ております。そういうことも含めて今後検討してまいりたい。できるだけ早くあの未利用地をやっぱり解決して、有効な活用に持っていったほうがいいなんていうことはもう十分私ども懲りているんですが、そういう意味で通告の中に議員さんでも若干ご意見があるようですが、この席ではちょっとあれだと思わんですが、内々に実はこういうことがあるよ、こういうことを取り組みなさいというようなことがあるようでございますが、できたらご紹介いただければ、今水面下で来ている問題もございまして、そういうものとの整合性を図りながら、できたらこの問題の解決に当たっていきたいと思いますので、また議員さんからも側面的にひとつご協力いただきたいと思います。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） J Aの跡地の問題については、施政方針の中で町長が答弁されておりますので、今後議会としてもこのものは詰めて協議の中でしていかなきゃだめだと思っております。

それと、八手地域の未利用地の話なんですけども、現実的には私今までも何でこう生えた草刈ったぐらいで物が済んでいるのかなというふうに意識しておりました。ヒラメの養殖跡地もそうだったんですけども、今回はヒラメの養殖の跡地は前回、前に質問させてもらいましたんで、今回は省かせてもらいました。小黑さんがあこにハウス3棟お建てになって、イチゴ園というような形で現実に営業されております。そんな中で、私個人的にちょっと耳に残ったのが小林前議員が出雲崎町民が集う場所というようなものをつくったらどうだかという、これ全協でしたか、一般質問でしたか、ちょっと今忘れちゃったけども、現実にそういう話がございまして、私個人的には出雲崎には今まであっちこっちにゲートボール場もあったのも廃止され、現実的には広い土地というのは米田の土地、今現実町有ということになりますと八手地域の方向に広い土地というものが私個人は見え

ております。そういう中で一つの考え方、小林議員が出雲崎町民が集まる施設、本当に1.5ヘクタールにも及ぶというような面積があるという話を聞いておるものですから、何か一つの案がないのかなということをちょっとお聞きしたいんで、ちょっと小林議員の前回の全協でしたか、ちょっと一般質問でしたか、ちょっとお聞かせ願いたい。わかっていないならばあれですけども。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） 私もちっと年はとっていますども、物忘れが悪いほうじゃないんだ覚えているつもりですども、今お聞きしたらちっとと皆さんは記憶にないということですが、議員さんもお亡くなりになった段階で、集うことというのはどういうことかなと、私もその辺ちっとと理解ができないんですが、諸橋議員さんは議員さんなりにどう受けとめておられるか、今ここで、それじゃその提案について俺はこうだ、こうだというんじゃないで、後ほどこういうことがあるよ、こういうことなんだよということをお聞かせいただければ、また参酌しながら対応してまいりたいと。今ちっとお聞きしましたら、皆さんはちっととどういうことかなというような、ちっととですので、できたらまたひとつ後日しっかりとまたお伝え願いたいと思います。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 小林議員が防災の関連の中で、要するに避難して全体が集まられるような場所が欲しいという意見を述べられたのを記憶しておったものですから、防災関連もいろいろなものを鑑みて物の考え方ができないかなというようなちっとと質問だったものですから、よろしく願います。これについては、また一生懸命私も考え、また行政も考えていかれると思いますんで、しっかりとまたやってもらいたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

次に、政権が安倍政権にかわりまして、安倍政権は聖域なき関税撤廃反対だという趣旨のもとで自民党復権という形で内閣総理大臣になりました。そんな形の中で安倍総理が先般2月に米国訪米したときに、聖域はあるんだというような考え方の中でT P Pに近いうちに参加……協議表明ですか、協議参加表明といいますか、参加というより協議に参加したいというような方向を示されつつあります。そんな中で私個人としますと、全中の会長、万歳さんが大々的に反対されていました。また、県の中央会の会長のときに副会長だった田井さんというのが、私同じ牛飼っていたものですから、同期で、長岡の管理委員長をされていて、県の中央会の副会長をやっておったものですから、私もちっと後ろからバックアップしてやりたいというような意味合いで、このT P Pに関しては農業関係は万歳会長が物すごくアピールして、農業者だけが反対というようなちっとイメージが強過ぎるものですから、私個人的にはちっとと違う視点から今回聞いてみたいというのが1つです。T P Pの問題は、人、物、金、サービス、これの全ての自由化です。要するに私個人にいたしますとF T Aで大体85%の要するに自由化率、A P Aも大体80から85%の自由化率、先般の安倍さんの聖域なきという一つの言葉でいきますと、恐らく95%ぐらい自由化になるんじゃないかというふうに私個人は思っております。そんな中で現実的にいろいろな新聞、雑誌等も読まさせても

らしまして、現実には資本主義の大究極ですよ、これ。大企業はもうかります。現実には自由化になれば人件費の安いところに企業は移転します。これは、今アベノミクスと言われている2%のインフレ率というふうに世の中の人には言っておられますけれども、現実にはデフレの逆戻りだと私は個人的には思っております。それはなぜかといいますと、ここから企業が出ていってしまうと雇用がなくなる。今現在五千数百万の就業人口があるそうです。その中で3,800万が正規雇用だそうで、1,800万ぐらいが不正規雇用です。そういうことは、その比率で恐らく不正規雇用は要らなくなるか、正規雇用を減らすかというこの大企業の……私も少し会社かじっておりますんで、人件費の高騰というのは、これは大問題です。インフレ率が上がるということは人件費も上がるということ、これは百も承知しながら、その中にサービスということで出雲崎の、要するに今先ほど田中元議員が言われた農業関係の就業者も少なくなっております。現実には自立した職場が少なくなってきております。そうしたら勤めより方法はございません。その勤めが今後どうなるかというような心配が私個人は懸念ありますんで、そこらのところに町長、ちょっとご意見お聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） T P P問題、確かに農業だけではなくて、やっぱりいろいろな保険関係からいろいろな関係に波及をしていくわけですが、今おっしゃいますように雇用関係等々の問題はどうか、全般的な問題として捉えるならば、確かにこのデフレ脱却、円安誘導、それによる景気回復、プラス・マイナスいろいろ要因あると思うんですが、やはり私は今のところはアベノミクスはやっぱり成功の方向に向いているというふうに考えています。やはり先ほどちょっと申し上げたんですが、失われた20年、何となく閉塞感、もう物をつくっても売れない、本当に雇用関係も最悪の状況、その中においてようやく景気はマインドといいますか、気といいますか、そういう面でも要するにプラス要因が出てまいっております。特に円安傾向もちよっときょうあたりも安くなっているんじゃないでしょうか。そうするとやっぱり企業も海外に拠点を移すことも一旦は引きとまって、最も安定した国内で企業を再生をしながら、雇用も確保し、そして景気もよくなれば賃金も上げたいということの中で、私はやっぱり努めておると思いますので、今の景気傾向、確かに円安あるいは2%のデフレ脱却ということになっていきますと金利等も上がってきますので、この辺も債権の問題とか、あるいは日本ももう大きな借金を背負っているわけですから、そういうところの金利負担も上がってくるわけですから、だからいろいろな要因があると思うんですよ。円安になることによって、諸橋議員さんもやっぱり飼料も高くなっている。あるいは燃料も高くなっている。それによって一般家計は相当重圧的な問題も出てくるんですが、プラス・マイナスの要因あると思いますが、今のやっぱり経済政策は私は正解だと思いますし、ぜひこれを続けてもらいたい。ただし、T P P問題についてお答えするんですか。

○4番（諸橋和史） いや……

○町長（小林則幸） いいんですか。

○4番（諸橋和史） 後にまたもう少し続けますんで。

○町長（小林則幸） ああ、そうですか。はい。今の景気対策なり、アベノミクスのいわゆる大胆な超金融緩和、大胆なる公共事業等刺激策、これは私は正解だと思っています。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 確かに私個人的にも安倍政権の今やっていることは間違いではないと思います。ただ、T P Pが絡んできたときに一つの矛盾が発生するんじゃないかというふうに考えております。それは、もちろんそうですけども、現実的には我々貧乏ないわゆる一般国民からいたしますと、国民皆保険、例えば少ないながらもゆうちょに貯金してられる方、保険を掛けている方、そうすることによって集約的にお金が集まります。そこが自由化になったとき、どうお金の動きがなるかということになりますと、国民皆保険も一つの問題になるし、また医療、弁護士、サービス面のもろもろのものに波及してくると私は思っております。人件費の安い人たちがうんというふうに物を考えてくると、自由化というのはどういうものなのかな、我々はそんなに大金が欲しいわけじゃなくて、質素な暮らしでも家族肩をそろえて生活できれば一つの方向をしっかりと持ってやっていきたいと、こう思っていたわけです。現実にはどうなるかわかりませんので、先ほど自分の子供の話をちょっとさせてもらいました。T P Pがどうなろうと、結局雇われていてもいつ首切られるかわからない。自分でやっていれば責任は自分だと。そうした場合、責任を自分でとれる方向に動いたほうがいいんじゃないかというふうな物の考え方の中で、今決断して、こういうふうな形にはなっておるんで、現実には私はT P Pは大反対をしたいと思いますんで、方向づけとして、ここの行政もサブとしてもものじゃなくて、本質的に町長のお考えはひとつ聞きたいのがそこなんですよね。要するに本質的に出雲崎の町民を守るためにT P Pはどうしたほうがいいのかという一つの町長のお考えをお聞かせ願いたいと、こういうことなんです。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（小林則幸） T P P問題については、私は常に申し上げているように私はやっぱり参加反対ですよね。反対です。基本的に私は、やはり確かに聖域なき関税撤廃反対という中に交渉の中、やっぱり聖域を設けながらやるということを申し上げておられるようですが、なかなか私は厳しいんじゃないかと思っています。ただし、流れとしてはこの14日か15日に安倍総理は記者会見でT P P参加を表明するだろうというマスコミの情報、報道がされていますよね。やっぱり私は、T P Pはできたら避けて通らなきゃならん。これは、もう交渉の段階に入れば大変厳しくなってくると思いますよね。ただし、そういう流れは今できつつある。自由民主党の中においてもやっぱり反対議員もたくさんおるんですが、やっぱり意見集約としてはこれを総理の決断を認めざるを得ないという方向に流れて私は行くと思うんですよね。そのときにどういう事態が起きるかということを私たちはしっかりと検証しながら、仮にそういうふうな方向に進んだ場合には農業は農業の立場でしっかりともう申し上げることは申し上げていかなければならない。確かに農業の生産は一応どうですか、

4,000億ぐらいあるんでしょうか。農業生産は。そうすると工業製品か何かだともう3兆円、4兆円あるわけですから、それと比較すれば農業なんかおかしいんだといういわゆる資本家は言っているんですよ。そうじゃないですよ。私は、そういう生産能力高さではないですよ。食料というのは、もう基本的なやっぱ国民の生活の基本なんですよ。それが自由化されたら、これはもう、特に関税率も778%、これがもし仮に撤廃なんかされたら日本農業はもう全壊しますよ。砂糖にしても乳製品にしても、牛肉は36.何%とありますが、これだって大きいですよ。だから、そういう面をしっかりとどういう交渉に臨むのか、その辺を見極めながら、私たちは柔軟に……柔軟というよりも危機感を持って対処していかなくやならんと思うんですが、方向としてはこの十四、五日時分表明するだろうと、参加表明ということを言われている。きょうの報道を見ていると台湾も参加するということなので進んでいるようですが、なかなか厳しいなと思っていますが、私はやっぱりこの出雲崎町の実態からすると、農業を基幹産業とする出雲崎としては私はTPPは反対です。参加は反対です。

○議長（中野勝正） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 私もけさほど台湾が協議に参加したいというニュースは聞きました。そんな中で今の現状がいいとか悪いとか一出雲崎の議会がとやかく言っても、現実には通る話ではございません。ただ、この議会としてTPP反対という一つの陳情に署名したことは事実なわけですし、またそれをここの町長が通してもらいたいし、またそれは輪になってまた物を考えていきたいと、こういうふうに思っております。そこまで町長おっしゃるなら、一致団結して、ひとつこのTPPの問題というものについては反対していきたいと私個人思っておりますし、皆さんもまたご賛同できるものと思っておりますので、以上で私の質問、これで終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（中野勝正） これで一般質問終わります。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時01分）

第 3 号

(3 月 1 5 日)

平成25年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成25年3月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第12号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 2 議案第13号 出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第 3 議案第14号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第15号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第16号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第 7 議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 第 8 議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 第 9 議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第11 議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について
- 第12 議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について
- 第14 議案第25号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算について
- 第16 議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第17 議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第18 議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第20 議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第21 議案第32号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

- 第 2 2 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第 2 3 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 第 2 4 発議第 1 号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 2 5 発議第 2 号 出雲崎町議会基本条例制定について
 - 第 2 6 議員派遣の件
 - 第 2 7 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（９名）

２番	仙海直樹	３番	田中政孝
４番	諸橋和史	５番	中川正弘
６番	宮下孝幸	７番	三輪正
８番	田中元	９番	山崎信義
１０番	中野勝正		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
助役	小林忠敏
教 育 長	佐藤亨
会 計 管 理 者	内藤百合子
総 務 課 長	山田正志
町 民 課 長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建 設 課 長	玉沖馨
教 育 課 長	佐藤信男

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	田中宥暢
書 記	竹内千春

◎開議の宣告

○議長（中野勝正）　これから本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正）　本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第１２号　出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について

議案第１３号　出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

議案第１４号　出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１５号　出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１６号　出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第２４号　公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（中野勝正）　日程第１、議案第12号　出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更について、日程第２、議案第13号　出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について、日程第３、議案第14号　出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第４、議案第15号　出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第５、議案第16号　出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について、日程第６、議案第24号　公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について、以上議案６件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案６件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、４番、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史）　総務文教常任委員長報告。

去る３月６日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案６件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は３月８日午後１時30分より役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第12号　出雲崎町過疎地域自立促進計画の変更については、見学者に対して心月輪

のトイレだけでなく、良寛記念館内のトイレを使用させてもらいたいなどの質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 出雲崎町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更については、説明員から平成23、4年にサッカー場、クラブハウス、平成25年には野球場、ソフトボール場の追加される説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第12号を採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例制定について

議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制
定について

議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について

議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更に
ついて

議案第25号 指定管理者の指定について

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について、日程第8、議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について、日程第9、議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について、日程第11、議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について、日程第12、議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更に
ついて、日程第14、議案第25号 指定管理者の指定について、以上議案8件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案8件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件について、その審査が終わりましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、3月8日午前9時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

議案第17号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと議案第18号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定についての2件を一括審査いたしました。この2件の条例につい

ては、第1次地域主権一括法の施行に伴い、国の省令で一律に定められていた基準が地方公共団体に条件を定めることとなったため、町の条例で定める条例の制定となったものです。質疑の中で現在当町にある施設について有資格者の有無や密着型サービス事業と密着型予防サービスの違い、介護保険料、個人情報の公開などについて答弁を求めました。有資格者については、一定の資格者がいるとの回答があり、サービスの違いは第17号議案ではサービス事業の運営基準を定めるものであり、第18号は支援方法基準を定めるもので、介護保険法施行規則、平成11年厚生省第36条によるもので同様のものである。介護保険料では、待機者がいると保険料に影響があるかについては、3年間は保険料が固定されているので変わらない、個人情報の公開については第三者評価になるとの説明がありました。また、両条例について条文に記載されていないものは条例の最終条、議案第17号では第18条、議案第18号では第10条で基準省令の定めによるとされているとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例については、第2章の次に第2章の2、町営住宅の整備基準を加え、第3条の2、第3条の3、第3条の4を加え、第6条に入居者に対する収入金額を明記、第13条で条文を追加、第44条の4の削除、第44条の8の文言の改正をするものです。質疑の中で設計の標準化、合理的な工法、住宅タイプB、入居条件で町長がやむを得ない事情についての質問が出されました。それぞれに説明があり、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 出雲崎町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定については、地域主権一括法による道路法の改正に伴い、新たに条例を制定するものです。第2条の勾配、待避所について、現在の町道について改修の必要な道路があるかとの質問がなされ、これから整備される道路が対象になるし、道路法においてただし書きがあるので、対応するとの説明があり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 出雲崎町準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定については、地域主権一括法による河川法の一部改正に伴う町の管理する準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を新たに条例で定めるものです。河川名と場所の確認、堤防等に質疑がありました。審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第23号 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会共同設置規約の変更については、一括審査いたしました。両条例とも法律の名称の変更による条文の変更を行うものです。審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第25号 指定管理者の指定については、心月輪2階の利用、運営時間による地元の利用度、火災に対する体制の整備、記念館、心月輪の管理区域の確認等に質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中野勝正）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 3 3 号 平成 2 5 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第 3 4 号 平成 2 5 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（中野勝正） 日程第15、議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算について、日程第16、議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第17、議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第18、議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第19、議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第20、議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第21、議案第32号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第22、議案第33号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第23、議案第34号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案 9 件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案 9 件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、4 番、諸橋和史議員。

○予算審査特別委員長（諸橋和史） 予算審査特別委員長報告。

去る 3 月 6 日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案 9 件を審査するため、3 月 12 日午前 9 時 30 分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催しました。

その審査結果についてお手元に配付しました別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第26号 平成25年度出雲崎町一般会計予算については、2 款 1 項 1 目 8 節で職員研修の研修内容の確認、同じく14節でAED借り上げ料に対するスケールメリットについて説明を求めました。1 項 5 目 14 節では私有車借り上げの利用頻度を、1 項 7 目 19 節では地方バス路線の減額の理由と空き家再利用活用支援事業の対象者についての説明を求めました。2 項 1 目 18 節では、備品と公有財産の違いについての説明を求めました。

3 款 1 項 1 目 19 節の外出支援介護福祉車両購入費補助金の支出に対する基準の説明を求めました。1 項 5 目 20 節の高齢者福祉タクシー利用料助成では、利用率とバスや対象範囲の拡大、利用者へのPRを、1 項 9 目 8 節では認知症予防教室の参加状況の説明を求めました。2 項 2 目 13 節で保育園保育実施委託料の減額の理由を、2 項 3 目 14 節では児童遊園借地の箇所数と金額について説明を求めました。

4 款 1 項 1 目 11 節、ウォーキングロード距離表示シートの内容について、1 項 4 目 12 節、尿生化学検査の内容について、それぞれ説明を求めました。

6款1項3目13節では、汐風米の登録商標の基準と24年産米の販売、贈答、残量に対する説明を、1項5目13節の地籍調査資料等作成業務委託では事業の推進に対する説明を求めました。2項2目12節、13節では、林道等除草と除草作業との違いについて、2項2目13節の林産物等販売用施設の開業時期についての説明を求めました。

7款1項3目15節、4目15節は、いずれも観光用トイレの工事費が高額なことから、内容についての詳細な説明を求めました。

8款5項3目19節の木造住宅耐震診断と改修工事補助金について、見込みと実績向上についての説明を求めました。

9款1項2目19節の消防団インフルエンザワクチン接種費用助成では、毎年減額になっている理由とインフルエンザにかかったときの薬の助成の可否について。1項4目19節、消防防災ヘリコプターの医療関係の利用可否について説明を求めました。

10款3項1目17節のエアコン購入については使用年数の確認、2項2目14節と3項2目14節のウイルス駆除システムでは対象機器の確認、4項1目19節のPTA連絡協議会に対する補助団体としての妥当性の確認について、それぞれ説明を求めました。

歳入全般について、1款2項1目の固定資産税減額と15款2項3目の土木費国庫補助金の減額の理由について説明を求めました。

予算書全般については、歳出4款1項2目20節の任意予防接種助成の減額理由、歳入17款1項2目の配当金減額の理由、また汐風米登録時の表記の説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 平成25年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入1款1項1目1節で医療給付費の算出方法の説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 平成25年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、歳入1款1項1目3節で滞納額が昨年よりも少ない理由の説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 平成25年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 平成25年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、歳出2款1項1目12節で放射性物質検査の検査内容、3款1項2目13節の水源井揚水量調査委託の内容について説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 平成25年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号 平成25年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計については、歳入2款1項1

目 1 節の農業集落排水施設使用料の内容、7 款 3 項 1 目の太陽光発電の設置場所と売電方法についての説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号 平成25年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、歳入 2 款 1 項 1 目 3 節の滞納繰り越しはどのくらいあるのか、歳出 1 款 1 項 1 目 27 節の消費税についての説明を求めました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 平成25年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号から議案第34号の議案 8 件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号から議案第34号の議案 8 件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第27号から議案第34号まで議案 8 件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第24、発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、2番、仙海直樹議員。

○議会運営委員会委員長（仙海直樹） ただいま議題となりました発議第1号につきまして、議会委員会条例第4条の2、第2項に議会運営委員会の委員定数が3人と規定されておりますが、委員会審議の充実を図るため、1名増の4人とするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 出雲崎町議会基本条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第25、発議第2号 出雲崎町議会基本条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、2番、仙海直樹議員。

○議会運営委員会委員長（仙海直樹） ただいま議題となりました発議第2号 議会基本条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この議会基本条例は、議会及び議員の活動原則など、議会に関する基本的事項を定めるものであります。ここで議案提出に至るまでの経緯を申し上げます。

平成18年から議会基本条例を制定している先進自治体への行政視察を重ね、平成24年6月11日の議員懇談会におきまして、議長から指名された議員5人から成る議会改革検討会が設置されました。検討会では、現在まで延べ22回にわたり会議を開催し、また政務調査として全議員による行政視察

や新潟県立大学の田口先生をお招きしての研修会を行いました。さらに、全議員による懇談会を4回開催し、執行部の皆さんとも意見交換を行うなど検討を重ねてまいりました。

本条例案は、前文と本文26条で構成されております。

前文は、趣旨並びに出雲崎議会の決意をうたっております。

本文のうち、特筆すべき主な点を申し上げます。

3条では、議会の活動原則、第4条では議員の活動原則を規定しております。

第5条では、町民参加について定め、第5項では未来を担う中学校生徒、高校生生徒及び町民との意見交換の場を設けることを規定し、また第8項で年に1回以上の議会報告会の開催を規定しております。

次に、第6条では町民が参加する会議の設置を規定し、第2項でこの会議は町民からの申し込みによるものとしております。

第8条では質問について規定し、第2項で町長に反問権を認めております。

次に、第12条では自由討議による合意形成を規定し、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めることを定めております。

次に、第21条では災害時の対応を規定し、特に第3項では議員は災害対策、人命救助などにかかわる講習会に積極的に参加し、知識及び技能の習得に努めることを規定しております。

第24条では、本町の議会運営における最高規範性を規定しており、次の一般選挙による議員の任期の開始日からの施行を規定しております。

最後に申し上げますが、当町を取り巻く環境は刻々と変化しており、住民のニーズも多様化しておる中で、二元代表制の一翼を担う議会の責任は今後ますます大きくなっていくものと考えられます。出雲崎町議会が町民の負託に応えるとともに、町民福祉の向上に全力を尽くすことをお約束し、議会及び議員の役割と責務を明確にするために本条例案を提出するものであります。

この条例案は、検討会のメンバー、さらには議員全員で検討に検討を重ねると同時に、そこに携わり、力をかしていただいた方々の願いや思いが込められております。今後は、この条例を町民の皆さんとともに育てていかなければなりません。

議員の皆様方にはよろしくご審議を賜り、ご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、条例案につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中野勝正） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第27、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時13分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 野 勝 正

署名議員 仙 海 直 樹

署名議員 田 中 政 孝